

# 史跡和台遺跡 保存活用計画



令和5年3月  
福島県福島市







# 史跡和台遺跡 保存活用計画

令和5年3月  
福島県福島市



# あいさつ

---

福島市は、吾妻連峰と阿武隈高地に囲まれた盆地にあり、阿武隈川が南北に流れ、そこに荒川や摺上川、松川などの清流が注いでいます。里山や扇状地には、桃源郷と称される花見山やくだもの畑に代表される花と緑の田園風景が広がり、盆地の中心部には山岳信仰の地であった信夫山があります。このような豊かな自然と美しい風景は、福島市規模の人口を有する都市としては稀有なものです。

史跡和台遺跡は、福島市の飯野地区に所在する縄文時代の遺跡であり、東北地方南部から中部における拠点的な大規模集落跡があり広く遠隔地との交流が認められることや、縄文時代の生活や生業、祭祀行為や精神文化を考える上で貴重な遺構や遺物が出土していることから、平成18年に国史跡に指定されました。

指定後は地元の小学生を対象とした講座やパンフレット制作等により和台遺跡の周知を進めてまいりましたが、この度、今後の和台遺跡の取扱方針を定めた「史跡和台遺跡保存活用計画」を策定する運びとなりました。

今後は本計画に基づき和台遺跡を確実に保存するとともに、周辺景観との調和のとれた整備・活用、さらには市民の皆様との協働による運営体制の推進を図り、和台遺跡を後世へ継承してまいります。

末筆になりましたが、本計画の策定にあたりご指導ご協力を賜りました和台遺跡保存活用計画策定委員会の皆様、文化庁、福島県教育委員会、地元の関係各位に厚く御礼申し上げます。

令和5年3月

福島市長  
木幡 浩

# 例 言

---

- 1 本書は福島県福島市に所在する「国史跡 和台遺跡」の保存活用計画書である。
- 2 本計画は、福島市市民・文化スポーツ部文化スポーツ振興室文化振興課（以下福島市文化振興課という）が主体となり、令和4年度に策定した。
- 3 本計画の策定にかかる事業は、文化庁の文化財関係補助事業「史跡等保存活用計画策定事業」の採択を受け実施したものである。
- 4 本計画の策定にあたり、専門家からなる「和台遺跡保存活用計画策定委員会」を組織し、福島市文化振興課が事務局を務めた。また、「和台遺跡保存活用計画策定委員会」の運営や計画の内容に関して、文化庁文化財第二課ならびに福島県教育委員会文化財課から指導と助言を得た。
- 5 本計画の策定にあたり、資料の収集及び策定の支援業務については株式会社グリーンシグマに委託した。
- 6 本計画の策定ならびに本書の作成にあたり、多くの関係者や関係機関からご理解とご協力を賜った。ここに記して衷心より謝意を表したい。

# 史跡和台遺跡 保存活用計画

## 目 次

|                     |    |
|---------------------|----|
| 第1章 計画策定の沿革と目的      | 1  |
| 1 計画策定の沿革           | 1  |
| 2 計画の目的と対象範囲        | 4  |
| 3 委員会の設置・経緯         | 6  |
| 4 関連法令および関連計画との関係   | 10 |
| 5 保存活用計画の実施         | 12 |
| 第2章 和台遺跡の概要         | 13 |
| 1 史跡の位置             | 13 |
| 2 史跡の環境             | 14 |
| 3 指定に至る経緯           | 19 |
| 4 指定の内容             | 22 |
| 5 調査成果              | 26 |
| 第3章 和台遺跡の価値         | 40 |
| 1 和台遺跡の本質的価値        | 40 |
| 2 和台遺跡を構成する諸要素      | 42 |
| 第4章 和台遺跡の現状と課題      | 46 |
| 第5章 大綱と基本方針         | 49 |
| 1 大綱                | 49 |
| 2 基本方針              | 50 |
| 第6章 保存管理の方針・方法      | 52 |
| 1 保存管理の方針           | 52 |
| 2 保存管理の方法           | 53 |
| 3 追加指定等の方向性         | 54 |
| 4 現状変更等の取扱い方針・取扱い基準 | 55 |
| 5 周知の埋蔵文化財包蔵地の取扱い方針 | 58 |
| 第7章 活用の方針・方法        | 61 |
| 1 活用の方針             | 61 |
| 2 活用の方法             | 62 |
| 第8章 整備の方針・方法        | 67 |
| 1 整備の方針             | 67 |
| 2 整備の方法             | 68 |
| 第9章 運営体制整備の方針・方法    | 73 |
| 1 運営体制整備の方針         | 73 |
| 2 運営体勢整備の方法         | 73 |
| 第10章 施策の実施計画・経過観察   | 76 |
| 1 施策の実施計画           | 76 |
| 2 施策の経過観察           | 80 |



# 第1章 計画策定と沿革の目的

## 第1節 計画策定の沿革

和台遺跡は、福島県福島市飯野地区に所在し、飯野町中心街から南西に約1.2 kmにある阿武隈川を望む標高約195mの舌状台地の先端部に位置する。台地の中央部は平坦で、南側は畑地で北側は住宅となっている。北側は緩斜面、南側は急斜面で、東側には阿武隈川の支流である女神川が流れ、川の西側には主要地方道川俣安達線が通っている。和台遺跡は古くから石器や土器の出土する場所として知られ、研究家や好事家により遺物の収集が行われていたが、縄文時代の人間の生活跡として認識されるようになったのは昭和20年代のことである。

和台遺跡の調査は昭和44(1969)年に旧飯野町の町営住宅（現福島市営住宅）建設のために実施されたことが始まりである。

平成8(1996)年になると、主要地方道川俣安達線の改良工事に伴う調査が実施され、平成9(1999)年から平成11(1999)年の3年にわたり、記録保存のための発掘調査を実施した。この調査により、縄文中期におけるこの地域の拠点集落であること、人体文土器や狩猟文土器が発掘され美術的・学術的にも貴重な資料であることが評価された。そこで、平成12(2000)年から平成14(2002)年の3年にわたり、国史跡指定に向けた史跡の範囲を確認するための調査を実施した。それらの成果をもとに、平成18(2006)年7月28日に遺跡の一部区域が国史跡に指定された。

平成20(2008)年に福島市と飯野町が合併した後、保護すべき範囲の再検討と保存活用計画策定に向けた情報収集を目的に平成29(2017)年から令和元(2019)年の3年にわたり、国史跡の追加指定と内容を確認するための調査を実施した。

そこで、それらの成果をもとに史跡の保存と活用を推進するための計画を定めることとなった。



写真 1-1 和台遺跡遠望



写真 1-2 和台遺跡



写真 1-3 和台遺跡より阿武隈川を望む



写真 1-4 平成15年度発掘調査の様子

表 1-1 計画策定の沿革

| 年度               | 事象                                                                                                                                                                             |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和 4 4<br>(1969) | 町営住宅建設のための試掘調査を実施（第 1 次調査）。                                                                                                                                                    |
| 昭和 4 9<br>(1974) | 畑の耕作に伴う発掘調査を実施（第 2 次調査）。                                                                                                                                                       |
| 昭和 5 1<br>(1976) | 土取りに伴う緊急調査を実施（第 3 次調査）。                                                                                                                                                        |
| 昭和 5 2<br>(1977) | 『和台遺跡、稲神古墳発掘調査報告書』刊行。                                                                                                                                                          |
| 平成元<br>(1989)    | 主要地方道川俣安達線について、旧安達町下川崎地区の住民が拡張工事とバイパス新設の陳情を福島県福島建設事務所に提出。旧飯野町明治地区の住民が同工事に加えて新飯野橋新設のための陳情を町長名で提出。                                                                               |
| 平成 2<br>(1990)   | 10 月、伊達地方町村会の名で、市街地のバイパス建設促進のための要望を国会議員に対して実施（主要地方道川俣安達線の拡幅及びバイパス工事の促進を含む）。<br>※この時点では、開発工事の対象に和台遺跡も上がっていたが、ルート案が複数あり流動的であった。                                                  |
| 平成 3<br>(1991)   | 福島県の震災点検により、新飯野橋が要架替橋梁と診断（飯野橋新設箇所も含めたルート再検討）。                                                                                                                                  |
| 平成 7<br>(1995)   | 主要地方道飯野・三春・栃本線と主要地方道川俣安達線の合流地点の工事が本格化。また、新飯野橋から合流地点までのルートが福島県県北建設事務所から発表され現在の計画路線が決定。                                                                                          |
| 平成 8<br>(1996)   | 7 月、福島県教育庁文化課・福島県県北建設事務所・旧飯野町教育委員会の三者で「新飯野橋工区」の計画について協議。路線変更が困難であると判断し、遺跡の記録保存を実施。<br>9 月、地元関係者に対し道路整備事業の経過及び本事業に伴う埋蔵文化財発掘調査説明会を実施。<br>11 月、主要地方道川俣安達線改良工事に伴う試掘調査を実施（第 4 次調査）。 |
| 平成 9<br>(1997)   | 主要地方道川俣安達線改良工事に伴う発掘調査（第 5 次調査）。                                                                                                                                                |
| 平成 10<br>(1998)  | 主要地方道川俣安達線改良工事に伴う発掘調査（第 6 次調査）。                                                                                                                                                |
| 平成 11<br>(1999)  | 主要地方道川俣安達線改良工事に伴う発掘調査（第 7 次調査）。<br>12 月、三者協議を実施（県文化財課・県北建設事務所・旧飯野町教育委員会）し、この時点での発掘調査終了と、未調査部分の盛土保存で合意し、県道についてはトンネル化を検討。                                                        |
| 平成 12<br>(2000)  | 国史跡指定に向けた範囲確認調査（第 8 次調査）。<br>トンネル化の決定。                                                                                                                                         |
| 平成 13<br>(2001)  | 国史跡指定に向けた範囲確認調査（第 9 次調査）。                                                                                                                                                      |

| 年度                     | 事象                                                                                                  |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成14<br>(2002)         | 国史跡指定に向けた範囲確認調査（第10次調査）。                                                                            |
| 平成15<br>(2003)         | 『和台遺跡 主要地方道川俣安達線関連 埋蔵文化財発掘調査報告書』刊行。                                                                 |
| 平成16<br>(2004)         | 『和台遺跡2 範囲確認調査報告書』刊行。                                                                                |
| 平成18<br>(2006)         | 1月、指定に係る意見具申書を提出。<br>7月、和台遺跡の一部区域が国史跡に指定。<br>※遺跡範囲の内、地権者の同意を得られ、かつ面的に保存・管理が可能な範囲（約1.4ha）。           |
| 平成20<br>(2008)         | 福島市と飯野町が市町村合併。<br>当時、福島市では国指定史跡「宮畑遺跡」の史跡整備事業を進めており、合併協定項目では「合併後、宮畑遺跡整備計画との調整を図る」とした。                |
| 平成23<br>(2011)         | 東日本大震災発生。和台遺跡にかかる事業も中断。                                                                             |
| 平成27<br>(2015)         | 宮畑遺跡史跡公園全面開園。                                                                                       |
| 平成28<br>(2016)         | 宮畑遺跡環境整備事業の完了により、この年から和台遺跡の確認調査および保存活用計画策定に向けた事業に着手。                                                |
| 平成29<br>(2017)         | 和台遺跡調査指導委員会設置。<br>国史跡追加指定・内容確認のための範囲確認調査実施（第11次調査）。                                                 |
| 平成30<br>(2018)         | 国史跡追加指定・内容確認のための範囲確認調査実施（第12次調査）。                                                                   |
| 平成31・<br>令和元<br>(2019) | 国史跡追加指定・内容確認のための範囲確認調査実施（第13次調査）。<br>文化庁協議および調査指導委員会により、追加指定範囲（約19,800㎡）を決定<br>『和台遺跡3 範囲確認調査報告書』刊行。 |
| 令和2<br>(2020)          | 和台遺跡4 範囲確認調査報告書』刊行。<br>『和台遺跡5 総括報告書』刊行。                                                             |
| 令和3<br>(2021)          | 和台遺跡保存活用計画策定委員会設置。                                                                                  |

## 第2節 計画の目的と対象範囲

### (1) 計画の目的

和台遺跡は、縄文時代中期末葉から後期初頭にかけて大規模なムラが営まれていた、南東北地域における拠点集落である。平成18(2006)年には国史跡に指定され、福島県における縄文中期の遺跡としては最多記録となる約240軒(平成18年までの調査時で確認された軒数)の竪穴住居跡は話題となった。

一方、現地では民有地が多くを占め、住宅や耕作地に利用されているほか、主要地方道川俣・安達線の改良工事の計画地に該当しているなど、史跡の保存への影響が懸念されている。また、案内板や解説板などが乏しく、史跡の価値を理解できる状況とはなっていない。

そのため、史跡和台遺跡を保存し、適切な管理を行いながら次世代へ継承すること、加えて、市民が遺跡をととして郷土への愛着や誇りを育み、地域学習や交流の場としてまちづくりに生かしていくための活用を推進することを目的として、本計画を策定する。



写真 1-5 発掘調査の様子俯瞰  
(平成18年度確認調査)



写真 1-6 発掘調査の様子  
(平成18年度確認調査)

## （２）計画の対象範囲

本計画は、国史跡和台遺跡の保存活用計画である。本計画の範囲は、史跡指定地を対象とする。加えて、和台遺跡に関する遺構が存在し、史跡指定地を取り巻く環境を形成している周知の埋蔵文化財包蔵地も計画の対象とする。特に周知の埋蔵文化財包蔵地の中において和台遺跡の本質的価値を有する遺構・遺物が確認されている範囲を「保護すべき範囲」として取り扱い、本計画において重要な位置付けを行う。

活用に関する事項については本史跡との連携をふまえ、隣接地にある飯野白山遺跡や市内に所在する宮畑遺跡など、福島市内の遺跡も検討対象とする。これらの対象に係る自然環境・歴史環境・社会環境は、和台遺跡の保存活用と関連して取り入れていくようにする。

こうした指定地を取り巻く状況から、本計画では、和台遺跡の指定地内だけでなく、関係する遺跡や自然環境も取り上げ、今後の望ましい保存活用のあり方について述べていく。

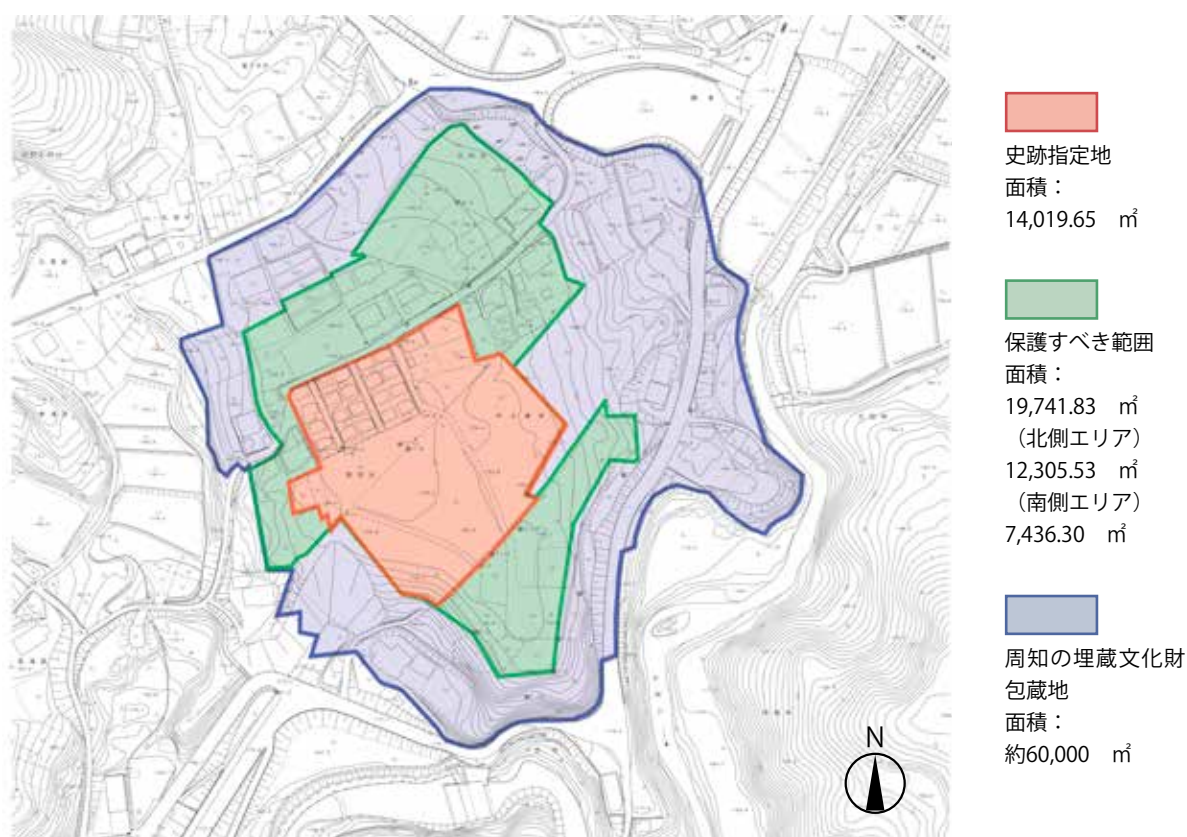


図 1-1 和台遺跡計画の対象範囲図

### 第3節 委員会の設置・経緯

#### （1）委員会の設置

保存活用計画の策定作業に当たっては、計画に関する幅広い意見を聴取し、よりよい計画を策定することを目的として、「和台遺跡保存活用計画委員会」（以下、「委員会」という。）を設置した。委員会においては、当計画に関する事項について専門的な立場から検討を行い、その結果を福島市文化振興課に報告した。

委員会の体制を以下に示す。



写真 1-7 令和3年度第1回委員会

表 1-2 体制

令和3年度

| 役職     | 氏名     | 所属等                             | 分野   |
|--------|--------|---------------------------------|------|
| 委員長    | 田中 哲雄  | 元東北芸術工科大学教授                     | 整備   |
| 副委員長   | 會田 容弘  | 郡山女子大学短期大学部教授                   | 考古   |
| 委員     | 工藤 雄一郎 | 学習院女子大学准教授                      | 古環境  |
|        | 荒木 隆   | 宮畑遺跡史跡公園 嘱託（学芸員）                | 保存活用 |
| 専門委員   | 菊地 芳朗  | 福島大学教授                          | 考古   |
| オブザーバー | 野木 雄大  | 文化庁文化財第二課文化財調査官                 |      |
|        | 山本 友紀  | 福島県教育庁文化財課                      |      |
| 事務局    | 西坂 邦仁  | 福島市市民・文化スポーツ部長                  |      |
|        | 須藤 淳一  | 福島市市民・文化スポーツ部<br>文化振興課長         |      |
|        | 山浦 貴之  | 福島市市民・文化スポーツ部<br>文化振興課埋蔵文化財係長   |      |
|        | 古川 佳音  | 福島市市民・文化スポーツ部<br>文化振興課埋蔵文化財係 主事 |      |

令和4年度

| 役職     | 氏名     | 所属等                                | 分野  |
|--------|--------|------------------------------------|-----|
| 委員長    | 田中 哲雄  | 元東北芸術工科大学教授                        | 整備  |
| 副委員長   | 會田 容弘  | 郡山女子大学短期大学部教授                      | 考古  |
| 委員     | 工藤 雄一郎 | 学習院女子大学准教授                         | 古環境 |
|        | 菊地 芳朗  | 福島大学教授                             | 考古  |
| オブザーバー | 野木 雄大  | 文化庁文化財第二課文化財調査官                    |     |
|        | 山本 友紀  | 福島県教育庁文化財課                         |     |
| 事務局    | 村田 泰一  | 福島市市民・文化スポーツ部長                     |     |
|        | 須藤 淳一  | 福島市市民・文化スポーツ部<br>文化振興課長            |     |
|        | 山浦 貴之  | 福島市市民・文化スポーツ部<br>文化振興課文化財保護活用係長    |     |
|        | 古川 佳音  | 福島市市民・文化スポーツ部<br>文化振興課文化財保護活用係 副主査 |     |

次に、和台遺跡保存活用計画策定委員会設置要綱を示す。

## 和台遺跡保存活用計画策定委員会設置要綱

### (設 置)

第1条 国指定史跡和台遺跡（以下「和台遺跡」という）の保存管理・活用・整備に関し、専門的な指導・助言を得るため、和台遺跡保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、和台遺跡の保存管理・活用・整備のあり方に関し、必要な事項について指導及び検討を行うものとする。

- (1) 和台遺跡の保存管理および活用・整備の基本方針に関すること。
- (2) 保存活用計画の策定に関すること。
- (3) その他策定のために必要な事項。

### (組 織)

第3条 委員会は、福島市が委嘱する委員で組織する。

- 2 前項の委員の定数は、4名以内とする。

### (任 期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から1年間とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、補欠の委員を置くことができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会 議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長が会議の座長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めたときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

### (専門委員)

第7条 委員会の指導・助言にもとづき、和台遺跡の保存・整備に関する専門的な調査及び検討を行うため、専門委員若干名を置くことができる。

- 2 専門委員は、福島市が委嘱する。
- 3 専門委員の任期は、調査及び検討が終了するまでとする。ただし、再任を妨げない。

### (庶 務)

第8条 委員会の庶務は、文化振興課において処理する。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

### 附則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

## (2) 委員会の経緯

委員会は全4回開催し、以下の事項について意見交換および検討を行った。

表 1-3 委員会の開催及び内容

| 委員会    | 開催日・出席者                                                                           | 内容                                                                                                                                                           |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1回委員会 | 令和3年9月29日<br>出席者<br>會田 容弘 副委員長<br>工藤 雄一郎 委員<br>荒木 隆 委員<br>菊地 芳朗 専門委員              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1章から第3章までの素案協議<br/>史跡の概要説明／本質的価値／計画の対象範囲／構成要素</li> <li>・第4章から第5章の骨子協議<br/>現状及び課題の過不足について確認／基本方針の内容について確認</li> </ul> |
| 第2回委員会 | 令和4年3月11日<br>出席者<br>田中 哲雄 委員長<br>會田 容弘 副委員長<br>工藤 雄一郎 委員<br>荒木 隆 委員<br>菊地 芳朗 専門委員 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1章から第3章までの修正素案協議<br/>史跡の概要説明／本質的価値／計画の対象範囲／構成要素</li> <li>・第4章の素案協議<br/>現状及び課題</li> </ul>                            |
| 第3回委員会 | 令和4年9月28日<br>出席者<br>會田 容弘 副委員長<br>工藤 雄一郎 委員<br>菊地 芳朗 委員                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第5章から第8章までの素案協議<br/>基本理念と基本方針／保存活用の方針・方法／活用の方針・方法／整備の方針・方法</li> </ul>                                                |
| 第4回委員会 | 令和4年11月30日<br>出席者<br>田中 哲雄 委員長<br>會田 容弘 副委員長<br>工藤 雄一郎 委員<br>菊地 芳朗 委員             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第9章から第10章までの素案協議<br/>運営体制の整備／施策の実施計画・経過観察</li> <li>・保存活用計画（素案）全体確認</li> </ul>                                        |

※1：新型コロナウイルス感染症の影響により、委嘱状交付式の実施を取り止めた。

※2：第1回委員会は新型コロナウイルス感染症の影響により、市外の委員はWEB参加とした。

※3：第2回委員会は新型コロナウイルス感染症の影響により、書面による開催とした。

## 第4節 関連法令および関連計画との関係

### (1) 関連法令

#### 1) 都市計画法

和台遺跡は都市計画区域外に指定されており、都市計画区域内における規定は適用されない。ただし、開発行為の許可にあつては「政令で定める規模以上の開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事に許可を得なければならない」とされている。また、『福島県都市計画法による開発制度の手引き』においては、下記の通り開発行為の許可についての基準が示されている。

表 1-4 『福島県都市計画法による開発制度の手引き』より抜粋

|            | 都市計画区域外及び準都市計画区域外                                                                                                           |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 開発許可が不要のもの | 1 1 ha 未満<br>2 農林漁業用建築物<br>3 公共公益施設（ただし、社会福祉施設、病院、学校および庁舎は除く）<br>4 他法令等による開発行為（都市計画事業、公有水面埋立事業等）<br>5 非常災害応急措置<br>6 通常管理行為等 |

#### 2) 農地法

和台遺跡の史跡指定範囲は農地を含んでいるため、農地を耕作目的以外に使用する場合、第5条の規定により農地転用の許可が必要となる。ただし、和台遺跡を整備する場合は同条ただし書きの規定に該当するため許可は不要である。

#### 3) 農業振興地域の整備に関する法律

##### (以下農振法と略す)

和台遺跡は農業振興地域外にあるため、当該法令は適用されない。

#### 4) 道路法

現在史跡指定域内に主要地方道川俣安達線のトンネル工事計画が予定されている。この計画については県北建設事務所道路課の所管となっている。

また、追加指定を想定している地域に市道北和台・舟落線、南和台1号線、南和台2号線、南和台3号線、南和台4号線があり、福島市建設部路政課の所管となっている。

表 1-5 農地法第5条第1項第1号ただし書き

農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。次項及び第四項において同じ。）にするため、これらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、当事者が都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 国又は都道府県等が、前条第一項第二号の農林水産省令で定める施設の用に供するため、これらの権利を取得する場合

## (2) 関連計画

### 1) 第6次福島市総合計画まちづくり基本ビジョン

『第6次福島市総合計画まちづくり基本ビジョン』の中では、目指すべき将来のまちの姿として「人・まち・自然が奏でるハーモニー 未来協奏（共創）都市 ～世界にエールを送るまち ふくしま～」を掲げている。これをふまえ、人とまちと自然が調和する福島らしさをさらに輝かせながら文化に磨きをかけ、にぎわいやわくわく感などの新しい魅力があふれる、心から住んでよかった、誇りと愛情を持って住み続けたいと思えるまちを目指すこととしている。

また、将来のまちの姿を実現するための政策の方向性として基本方針を6項目あげ、その中の基本方針3として「次世代へ文化と環境をつなぐまち」をあげている。

さらに、基本方針3の重点施策として3つの項目をあげ、その中の1つとして「しゃがむ土偶や建築物など、現代に伝わる文化財を保存活用し、市民がその文化に親しむとともに、まちの活性化を進めます。」をあげている。

これに対して個別の施策を33項目定め、その中で「個別施策13. 生涯学習の振興」、「個別施策19. 都市緑化・景観形成の推進」の2つ項目が本計画に関連する施策として位置付けられる。表1-7に、内容を示す。

### 2) 教育大綱

『福島市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（福島市の教育の大綱）』においては、基本理念を「私たちのまちは、自分たちで考え、創り、守り、そして育んでいくという意識を市民と行政がともに持ち、市民との共創による「ひとがひとをつくる、ふれあいあふれる教育と文化のまちづくり」を推進します。」とあげている。加えて、基本目標を「学校・家庭・地域社会の共創を深め、本市の復興と発展を担う人材として、郷土への愛着と誇り、「夢」と「志」を持ち、未来を切り拓く力を育む教育と、豊かな人生を送ることができる生涯学習、文化芸術・スポーツの振興を目指します。」と定めている。

また、基本方針を5項目定め、「基本方針Ⅳ文化芸術の振興」の中で「基本方針Ⅳ－4本市固有の文化・歴史の保存と活用」をあげている。

表1-6 第6次福島市総合計画まちづくりビジョン 基本方針3. 「次世代へ文化と環境をつなぐまち」

地域の特徴である花や音楽、祭りなど、これまで築き上げてきた伝統的な文化や豊かな環境を大切に、次世代へ伝えていかなければなりません。

併せて、地球温暖化が進行していく中で、地域としても地球環境に貢献していく必要があります。

本市は、これらの文化を生かし、市民の地域への誇りと愛着をはぐくみながら、より多くの人をひきつける新たな文化の創造に取り組むとともに、再生可能エネルギーの導入やごみの減量化、森林整備などを進め、次世代へ文化と環境をつなぐまちをつくります。

表1-7 第6次福島市総合計画まちづくりビジョン 個別施策 抜粋

個別施策13. 「生涯学習の振興」

2) 市民の共創による持続可能な地域づくりの推進

①地域の歴史や地域の魅力発見、地域課題の解決等に関する学びを通して、地域づくりへの関心を高め、市民の主体的な参加による持続可能な地域づくりを推進します。

個別施策19. 「都市緑化・景観形成の推進」  
(4) 「福島らしさ」を生かす景観形成の推進

①市街地の魅力あふれる街なみ形成や、地域の特性を生かした景観まちづくりを推進します。

表1-8 福島市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（福島市の教育の大綱）

①地域コミュニティによる文化財の保護・保存体制を整え、継承していく取組を進めます。

②地域特有の文化や歴史を活用した地域活性化やまちづくりを進めます。

③本市固有の文化資源を国内外に向けて発信し、観光振興や都市間交流を推進します。

### 3) 福島市都市マスタープラン（平成29年）

福島市都市マスタープランにおける地域別構想の中で、和台遺跡のある飯野地区は、将来像として「人と地域が輝く 快適空間 いいの」といった目標があげられている。

この目標をふまえて、3つの方針（土地利用の方針、道路・交通の方針、その他の方針）が示され、その内「その他の方針」の中で、和台遺跡については、「東北地方南部における最大級の縄文集落跡である和台遺跡や、旧国鉄川俣線跡地や繊維工場跡などの近代の産業遺産の保存と活用を進めていきます。」としている。

表 1-9 都市計画マスタープラン  
地域別構想 飯野地区

「人と地域が輝く 快適空間 いいの」

●一人ひとりがいきいきと暮らし、笑顔にあふれる、人が輝くまち

●人情味豊かで郷土を愛する人々が協働してつくる、地域が輝くまち

●豊かな自然に抱かれて、花も実も香りも添える、快適なまち

●縄文の夢と UFO ロマンの交差点、雛も導くわくわくドキドキの里に、集いふれあう快適なまち

## 第5節 保存活用計画の実施

和台遺跡保存活用計画の計画期間は令和5年度から令和15年度までとする。

計画を実施・運用する中で生じた新たな事態に対しては、史跡の本質的価値の保存と本計画における方針に基づき対処する。特に、近隣住民や関係各所に対する周知については、重点的に取り組む必要がある。

今後実施が見込まれる環境整備後には、史跡の保存状態と周辺環境を注視しながら保存活用を進める。

本計画及び本計画に基づく点検・評価等の計画の実施にかかる状況は、福島市ホームページに掲載して広く周知する。

また、今後の学術的調査研究の進展や、社会情勢の変化、史跡の保存状況、本史跡を取り巻く状況は変化することが予想されるため、必要に応じ計画の見直しを行うものとする。

## 第2章 和台遺跡の概要

### 第1節 史跡の位置

和台遺跡は、福島県福島市の南部にある飯野地区に所在している。飯野地区は東を川俣町、南を二本松市に隣接する市行政区境界にある。本遺跡はこの飯野地区の中心街から南西に約1.2kmにある阿武隈川を望む標高約195mの舌状台地の先端部に位置している。台地の先端は福島県中通り地方を北流する阿武隈川が鋭角に曲折し、支流の女神川が合流する右岸にあたる。和台遺跡中心付近の地理的位置は、北緯37度39分00秒、東経140度31分45秒（国土地理院/GIS Mapによる世界測地系の位置）となっている。



図 2-1 福島市位置図



図 2-2 和台遺跡位置図

## 第2節 史跡の環境

### (1) 自然環境

#### 1) 周辺地域の自然地理的環境

東北地方南部の主要河川である阿武隈川は、奥羽山脈と阿武隈高地の間を北に流れている。二本松付近からは阿武隈高地の西縁に広がる丘陵地域を貫流し、峡谷を形成しながら福島盆地へと流れ込んでいる。

遺跡周辺の丘陵地は標高 200 ～ 250m 前後の起伏の少ないなだらかな形態が特色で、東方の阿武隈高地側と西方の奥羽山脈へ向かって標高が高くなっていく。また、北側の福島盆地へは徐々に標高が低くなっていく。丘陵地域には阿武隈川を除いては大きな河川はない。

地質は地域の大半が阿武隈高地を形成する花崗岩類から構成されている。川筋沿いの一部の露出岩を除いては、風化が著しく進んでいる。

気候環境について、発掘調査の際に出土した植物の種実や炭化木材の同定結果から推測すると、当時の植生環境は現在の植生環境と大きく変わっていないようである。

#### 2) 史跡付近の環境

和台遺跡は阿武隈川の中流域に位置する遺跡である。阿武隈川の流れは丘陵地域への入り口で蛇行を繰り返した後、南北方向に直線的な流路をとって北上し、和台遺跡のある台地の南側で流れが鋭角的に西方に屈曲して峡谷をつくり、福島盆地へ流れていく。

和台遺跡の高台（標高：197m）は阿武隈川沿いに発達している段丘のひとつで、河床面からの高さは約 40m ある。遺跡の東側には支流の女神川が流れている。台地は南東側に張り出した舌状台地である。北東部の浅い谷では量は少ないが湧水もあり、水利条件には恵まれた立地環境にある。

台地の基盤は阿武隈高地や周辺の丘陵地を形成している花崗岩類だが風化が著しく進んでいる。台地表層部にはやや粘土化したローム層（1 m 土）が発達し、その下に発泡不良の火山礫を含む軽石層（0.4m 土）がある。



図 2-3 阿武隈川流域の地理区分

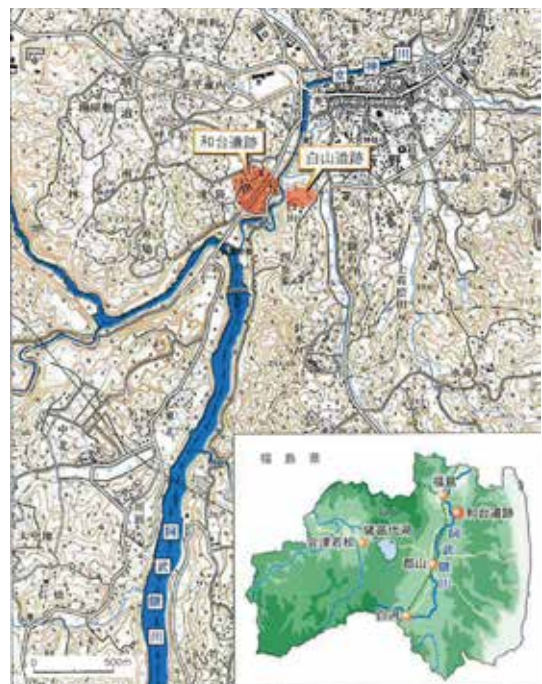


図 2-4 和台遺跡周辺地図

## (2) 歴史的環境

## 1) 福島市内の縄文時代の遺跡

福島市内における縄文時代の主な遺跡を以下に示す。

表 2-1 福島市内における縄文時代の主な遺跡

| 名称                                                                                                                                                                                                     | 時期       | 所在地              | 指定の有無                        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|------------------|------------------------------|
| 仙台内前遺跡                                                                                                                                                                                                 | 草創期      | 福島市松川町水原字仙台内前    | 出土品が県指定文化財<br>平成7年3月31日      |
| 富山遺跡                                                                                                                                                                                                   | 早期       | 福島市街庭坂字富山        | —                            |
| 小倉向 A 遺跡                                                                                                                                                                                               | 前期       | 福島市松川町水原字小倉向     | —                            |
| 宇輪台遺跡                                                                                                                                                                                                  | 前期・中期    | 福島市松川町水原字右輪台     | —                            |
| 月崎遺跡                                                                                                                                                                                                   | 中期・晩期    | 福島市飯坂町字月崎町       | —                            |
| 月崎 A 遺跡                                                                                                                                                                                                | 中期       | 福島市飯坂町中野字月崎      | —                            |
| 愛宕原遺跡                                                                                                                                                                                                  | 中期       | 福島市荒井字愛宕原        | —                            |
| 西 B・C 遺跡                                                                                                                                                                                               | 中期       | 福島市土船字西          | —                            |
| 飯野白山遺跡                                                                                                                                                                                                 | 中期       | 福島市飯野町字白山        | 県史跡(指定名称:飯野白山住居跡) 昭和35年3月29日 |
| 和台遺跡                                                                                                                                                                                                   | 中期・後期初頭  | 福島市飯野町明治字南和台1番地6 | 国史跡<br>平成18年7月28日            |
| 宮畑遺跡                                                                                                                                                                                                   | 中期・後期・晩期 | 福島市岡島字宮畑他        | 国史跡<br>平成15年8月27日            |
| 太平・後関遺跡                                                                                                                                                                                                | 中期・晩期    | 福島市佐原字後関地内       | —                            |
| 地藏原遺跡                                                                                                                                                                                                  | 後期       | 福島市荒井字仲沢地内       | —                            |
| 上岡遺跡                                                                                                                                                                                                   | 後期・晩期    | 福島市飯坂町東湯野字上岡     | 上岡遺跡出土土偶が国重要文化財 平成23年6月27日   |
| 羽根通 A 遺跡                                                                                                                                                                                               | 晩期       | 福島市大笹生字森・家内神     | —                            |
| 南諏訪原遺跡                                                                                                                                                                                                 | 晩期       | 福島市松川町字南諏訪原      | —                            |
| 摺上川ダムに沈んだ遺跡<br>(①邸下遺跡<br>②小峯遺跡<br>③八方塚 B 遺跡<br>④八方塚 A 遺跡<br>⑤戸上向遺跡<br>⑥入トンキャラ遺跡<br>⑦上川向遺跡<br>⑧西ノ向 C 遺跡<br>⑨西ノ向 B 遺跡<br>⑩西ノ前遺跡<br>⑪弓手原 A 遺跡<br>⑫獅子内遺跡<br>⑬下ノ平 E 遺跡<br>⑭下ノ平 A 遺跡<br>⑮下ノ平 D 遺跡<br>⑯大枝館遺跡) | 前期・後期    | 福島市飯坂町茂庭         | —                            |

## 2) 指定地周辺の歴史的環境

飯野地区には現在 119 か所の遺跡が登録されている。時代は縄文時代 21 か所、古墳時代 3 か所、奈良・平安時代 31 か所、中世 61 か所、近世 14 か所、近代 2 か所となっている。旧石器時代、弥生時代の遺跡は確認されていないが、和台遺跡ではナイフ形石器、細石刃、細石刃核が出土している。

縄文時代の遺跡は和台遺跡の周辺と青木地区の千貫森を囲んで存在している。縄文時代中期の遺跡は蕨生遺跡、小牛田遺跡、堂ノ前遺跡、飯野白山遺跡、八幡館跡がある。飯野白山遺跡は、女神川を挟んで東に約 200m 離れた低地丘陵末端部に位置しており、和台遺跡と同時期の縄文時代中期末葉の集落遺跡である。昭和 32 年に竪穴住居跡が発見され、明治大学教授後藤守一氏、福島県教育委員会社会教育主事梅宮茂氏によって発掘調査が行われた。住居跡内からは埋設土器・石組炉・床面から 1 段低い平坦面（前庭部）が一例に並ぶ炉の施設が確認された。その後、この炉の形態は「複式炉」と命名され、県内の考古学史に名を刻む遺跡となっている。また、県内第一号の復元住居が建てられ、昭和 34 年に県史跡の指定を受けている。縄文時代後期の遺物が認められる遺跡は町畑遺跡、飯野白山遺跡がある。



| 遺跡名         | 所在地     | 種別  | 時代   | 遺跡名       | 所在地     | 種別  | 時代       |
|-------------|---------|-----|------|-----------|---------|-----|----------|
| 1 原田供養塔     | 飯野字前原田  |     | 中世   | 13 原田遺跡   | 飯野字原田   | 散布地 | 縄文・奈良・平安 |
| 2 古館跡       | 明治字茶畑   | 城館跡 | 中世   | 14 前原田遺跡  | 飯野字原田   | 散布地 | 近世       |
| 3 町畑遺跡      | 飯野字町畑   | 散布地 | 縄文   | 15 町畑遺跡   | 飯野字町畑   | 散布地 | 縄文・近世    |
| 4 飯野白山遺跡    | 飯野字白山   | 散布地 | 縄文時代 | 16 西宮平遺跡  | 飯野字西宮平  | 散布地 | 奈良・平安    |
| 5 郷園山遺跡     | 飯野字郷園山  | 散布地 | 古墳時代 | 17 経壇A遺跡  | 飯野字経壇   | 散布地 | 奈良・平安    |
| 6 和台遺跡      | 明治字南和台  | 散布地 | 縄文時代 | 18 経壇B遺跡  | 飯野字経壇   | 散布地 | 奈良・平安    |
| 7 稲神古墳      | 飯野字北稲神  | 古墳  | 古墳時代 | 19 白山B遺跡  | 飯野字白山   | 散布地 | 奈良・平安・近世 |
| 8 船場供養塔     | 明治字東船場  | 石造物 | 中世   | 20 稲荷久保遺跡 | 飯野字稲荷久保 | 散布地 | 奈良・平安    |
| 9 舟場館跡A     | 明治字舟場   | 城館跡 | 中世   | 21 半内田遺跡  | 飯野字半内田  | 散布地 | 縄文       |
| 10 苺松田城跡    | 飯野字館    | 城館跡 | 中世   | 22 井戸上遺跡  | 飯野字井戸上  | 散布地 | 縄文       |
| 11 南館跡      | 明治字南    | 城館跡 | 中世   | 23 舟場館跡B  | 明治字三斗蒔  | 城館跡 | 中世       |
| 12 相模取場土居遺跡 | 飯野字相模取場 | 城館跡 | 中世   | 24 南館跡B   | 明治字南    | 城館跡 | 中世       |

図 2-5 和台遺跡周辺の遺跡

### (3) 指定地周辺のアクセス

史跡指定地の周辺は、南側に畑地、北側に市営住宅と一般住宅が並んでいる。

史跡へアクセスするルートは2ルートあり、西側からは車が通れない里道となっている。

### (4) 社会的環境

#### 1) 人口

福島市では大正9（1920）年から人口が伸び続け、平成13（2001）年には298,319人まで増加したが、その後は減少の傾向にあり、現在の人口は約27万8千人（令和4年12月現在）となっている。年齢区分別の人口をみると、年少人口は年々減少し、老年人口は年々増加しており、平成12（2000）年以降は老年人口が年少人口を上回る状況となっている。生産年齢人口は平成7（1995）年をピークに減少傾向となっている。

#### 2) 産業

産業別就業者数の割合は第1次産業が5%、第2次産業が20%、第3次産業が70%、その他（産業分類不能）が5%となっている。農業は果実を中心に稲作、畑作などが行われており、モモ、ナシは産出額が全国順位トップクラスとなっている。市の北西部にはフルーツラインやピーチラインと呼ばれる道路があり観光果樹園が道路沿いに立ち並んでいる。

市内には複数の工業団地があり、情報通信機器、金属製品、食料品、電子・電気機器、紙製品加工、印刷など様々な企業が立地している。工業製品出荷額は平成20（2008）年のリーマンショックにより減少し、震災からの復興需要もあり平成27（2015）年に若干回復したものの、以後は減少傾向にある。また、年間商品販売額は平成16（2004）年から平成24（2012）年にかけて減少が続いたものの、その後は増加に転じている。

#### 3) 土地利用

福島市は西側の奥羽山脈と東側の阿武隈高地に挟まれた福島盆地の南西部分とその周辺の山岳・丘陵地域が主な市域となっている。摺上川、松川、荒川等がそれぞれ市西部に扇状地をつくりながら東に流れ、阿武隈川に合流している。かつてその扇状地は桑畑が広がっていたが、現在は水田や果樹園（桃、梨など）になっている。



図 2-6 福島市の人口推移

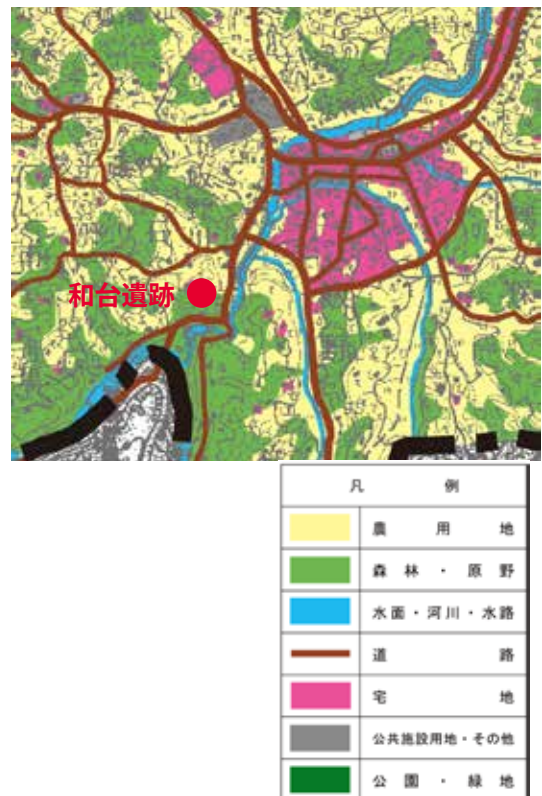


図 2-7 飯野地区土地利用図

#### 4) 交通

一般道路は、国道4号が中通り軸の中心を通り、横の北部軸方向には国道114号、115号、459号が走り、縦には阿武隈高地を国道349号、399号が南北に貫いている。さらに山形方面へは国道13号が走っており、これらが圏域の道路の骨格を形成している。主要な公共交通は、JR東北本線福島駅が基点となり、東北新幹線と山形新幹線が分岐し、市民の重要な交通手段として利用されているほか、路線バスは福島駅を起点として運行しており、委託バス、スクールバス、福祉バスなどの運行もしている。

#### 5) 社会教育、学校教育

福島市内には小学校46校、中学校20校、特別支援学校1校があり、和台遺跡の北方には飯野小学校が立地している。飯野小学校では平成20（2008）年に、福島市と伊達郡飯野町の合併を記念して福島市主催の「和台・宮畑遺跡縄文まつり」が行われた。これは、同年7月1日の合併によって新福島市に所在する縄文時代の国指定史跡が和台遺跡と宮畑遺跡の2箇所になったことにより、史跡の保存や活用をいっそう進展させることを目的としたもので、小学生らが火おこしや土偶作りを体験した。加えて、両遺跡をパネル展示等で紹介したほか、土器焼成の実演も行った。

また、「教育課程における宮畑遺跡・和台遺跡を活用した事業」として、市内の小学6年生を対象とした教育分野での活用を毎年行っている。特に飯野地区の飯野小学校では、出前授業を実施し、飯野民俗資料展示室の見学や、土器作り体験を行っている。

#### 6) 地域連携

市内各地において地域コミュニティづくりを進めていて、町内会への加入の促進と、町内会などにおけるICT促進を行っている。また、毎年2月下旬に飯野学習センターで実施される「飯野つるし雛まつり」では、地域資源の活用として和台遺跡出土の土器を展示している。

（令和2・3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止。）



写真 2-1 和台・宮畑遺跡縄文まつりの様子



写真 2-2 飯野小学校出前授業の様子



写真 2-3 飯野つるし雛まつりの様子

### 第3節 指定に至る経緯

発掘調査の契機となった主要地方道川俣安達線は、川俣町、旧飯野町（現福島市）、旧安達町（現二本松市）を結ぶ延長10.7kmの県道である。阿武隈川にかかる新飯野橋の前後区間は、道路の線形が悪く幅が狭くなっており、また以前設置されていた橋も昭和11年に架設されたものであり、平成3年度の震災点検により要架替橋梁に位置付けられた。

平成7（1995）年には「新飯野橋工区」のルートが発表され、新飯野橋からまっすぐに和台遺跡の中央部を通る、現在の計画路線が決定された。この時点では、台地を開削した直線道路となる予定であった。

これを受け、平成8（1996）年、福島県教育庁文化課・福島県県北建設事務所・旧飯野町教育委員会で検討の結果、路線変更が困難であると判断し、遺跡の記録保存を実施することとなった。同年より試掘調査が開始され、平成9（1997）から平成11（1999）年までの3年にわたり発掘調査が実施された。

試掘調査では約30軒の竪穴住居が検出される見通しであったが、調査の1年目（平成9年）の時点で100軒を超える竪穴住居が検出され、想定以上の遺構が検出されることが明らかになり、調査3年目（平成11年）には人体文土器（8月）が発見された。この頃には、福島県内の縄文遺跡では最多となる約190軒の竪穴住居の存在が明らかになっており、和台遺跡の重要性にかかる認識が高まってきた。そのため、飯野町は9月に県北建設事務所に対して遺跡の一部保存にかかる協議を依頼し、12月には未調査部分の盛土保存および道路工事の工法変更が協議され、開削道路からトンネル工法に計画が変更された。

平成12年2月には、和台遺跡の国史跡または県史跡指定を視野に入れるとともに史跡整備を含めた検討を行うことになり、平成12（2000）年から平成14（2002）年までの3年間、遺跡の範囲確認と総合的な評価を行うための範囲確認調査が実施された。

それらの成果をもとに、平成18（2006）年1月27日に史跡指定に係る意見具申書を提出し、同年7月28日、遺跡の一部区域（約1.4ha）が国史跡に指定された。



写真 2-4 平成 9-11 年度発掘調査



写真 2-5 平成 13 年度現地視察



写真 2-6 平成 14 年度出土遺物見学・検討



写真 2-7 平成 15 年度現地視察

図2-8のとおり、和台遺跡の国史跡指定はトンネル計画を前提としたものとなっており、トンネル工事にあたり遺構が削平される箇所（トンネル開口部、法面、台地上への進入路となる取付け道路）は指定範囲から除外されている。

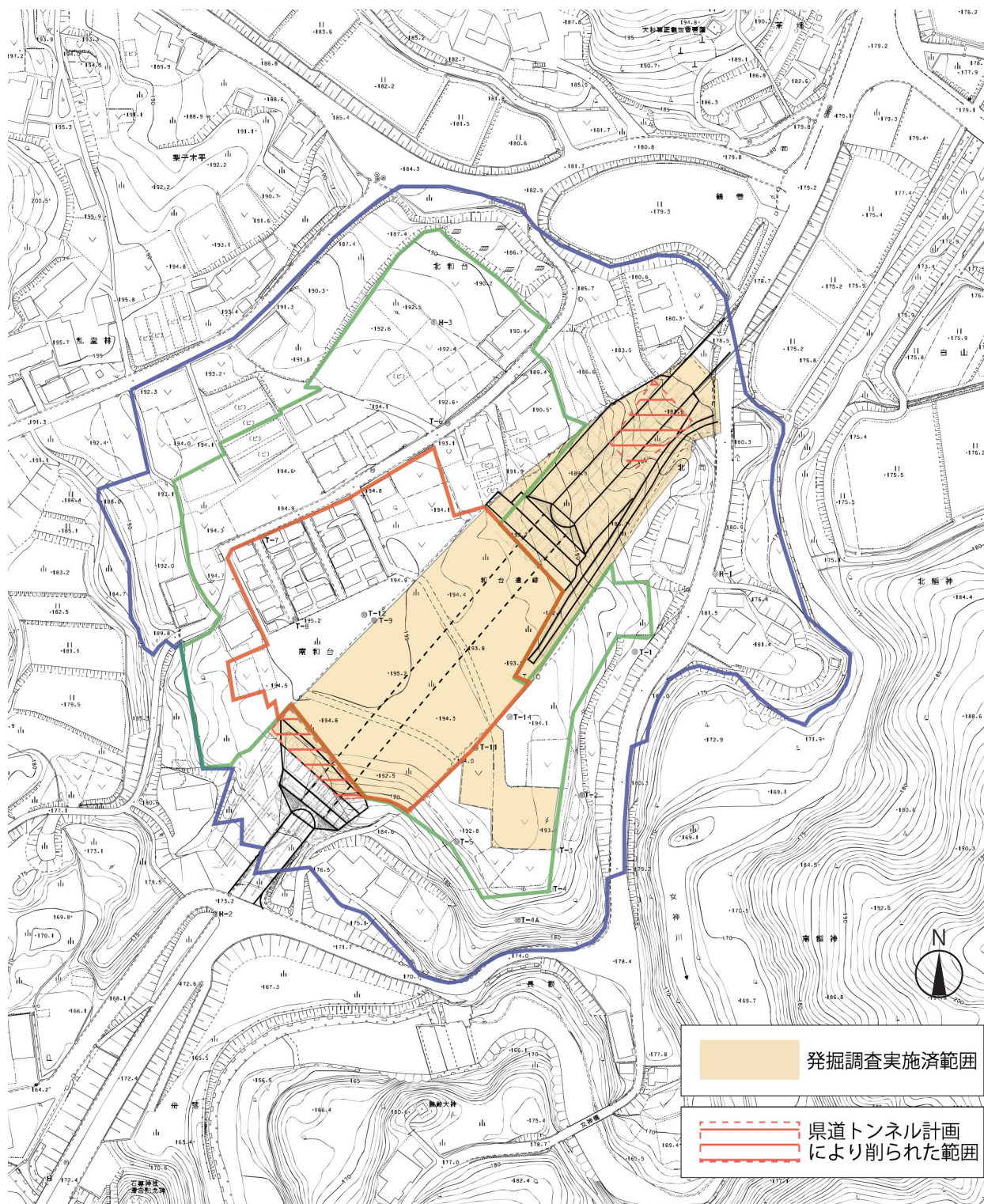


図2-8 トンネル計画図

表 2-2 指定に至る経緯

| 時期              | 事象                                                                                                                                                                                   |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成元<br>(1989)   | 主要地方道川俣安達線について、旧安達町下川崎地区の住民が拡張工事とバイパス新設の陳情を福島県福島建設事務所に対して実施。この動きに同調し、旧飯野町明治地区で同工事に加えて新飯野橋新設のための陳情を町長名で実施。                                                                            |
| 平成 2<br>(1990)  | 10月、伊達地方町村会の名で、市街地のバイパス建設促進のための要望を国会議員に対して実施。この中には主要地方道川俣安達線の拡幅及びバイパス工事の促進も含まれる。<br>この時点ではルート案が複数あり、開発工事の対象に和台遺跡も上がっていたが、まだ流動的であった。                                                  |
| 平成 3<br>(1991)  | 福島県の震災点検により、新飯野橋が要架替橋梁と診断。<br>前年度までは橋の掛替まで計画に上がっていなかったが、これにより同橋野新設箇所も含めたルート再検討が実施される。                                                                                                |
| 平成 7<br>(1995)  | 主要地方道飯野・三春・栃本線と主要地方道川俣安達線の合流地点の工事が本格化。一歩、新飯野橋から合流地点まで「新飯野橋工区」ルートが福島県県北建設事務所から発表され、現在の計画路線が決定する。                                                                                      |
| 平成 8<br>(1996)  | 7月、福島県教育庁文化課・福島県県北建設事務所・旧飯野町教育委員会の三者で「新飯野橋工区」の計画について協議。路線変更が困難であると判断し、遺跡の記録保存を実施。<br>9月、地元関係者に対し道路整備事業の経過及び本事業に伴う埋蔵文化財発掘調査説明会を実施。<br>11月、主要地方道川俣安達線改良工事に伴う試掘調査を実施（第4次調査、調査面積12,000㎡） |
| 平成 9<br>(1997)  | 主要地方道川俣安達線改良工事に伴う発掘調査（第5次調査、調査面積8,000㎡）                                                                                                                                              |
| 平成 10<br>(1998) | 主要地方道川俣安達線改良工事に伴う発掘調査（第6次調査、調査面積6,000㎡）                                                                                                                                              |
| 平成 11<br>(1999) | 主要地方道川俣安達線改良工事に伴う発掘調査（第7次調査、調査面積8,600㎡）<br>12月、三者協議実施（県文化財課・県北建設事務所・旧飯野町教育委員会）。この時点での発掘調査終了と、未調査部分の盛土保存で合意し、県道についてはトンネル化を検討。                                                         |
| 平成 12<br>(2000) | 国史跡指定に向けた範囲確認調査（第8次調査、調査面積400㎡）                                                                                                                                                      |
| 平成 13<br>(2001) | 国史跡指定に向けた範囲確認調査（第9次調査、調査面積1,300㎡）                                                                                                                                                    |
| 平成 14<br>(2002) | 国史跡指定に向けた範囲確認調査（第10次調査、調査面積1,100㎡）                                                                                                                                                   |
| 平成 15<br>(2003) | 『和台遺跡 主要地方道川俣安達線関連 埋蔵文化財発掘調査報告書』刊行                                                                                                                                                   |
| 平成 16<br>(2004) | 『和台遺跡2 範囲確認調査報告書』刊行                                                                                                                                                                  |
| 平成 18<br>(2006) | 1月、史跡指定に係る意見具申書を提出。<br>7月、和台遺跡の一部区域が国史跡に指定。<br>※地権者の同意が得られ、かつ面的保存が可能な約1.4ha                                                                                                          |

## 第 4 節 指定の内容

### （１）指定告示

指定に係る告示内容を以下に示す。

名称：和台遺跡

基準：特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和26年文化財保護委員会告示第2号）史跡の部一による

官報告示：平成18年7月28日付け 文部科学省告示第111号

|       |                                                                                                                                                                                                |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 和台漢跡  | 福龜果伊達郡飯野町大字<br>明治字兩和台                                                                                                                                                                          |
| 同 字北向 | 一、番六、二番一、番三、二番四、二番一、番三、<br>四番五、番六、番三、四番四、七番一、番八、<br>一、番一、四番一、四番一、一、番三、一、番六、<br>一、番七、一、番八、一、番九、一、番一、一、番六、<br>一、番一、二、番一、二、番四、一、番六、四、番三、<br>番一、二、番三、二、番四、一、番六、四、番三、<br>三、番三、三、番三、三、番三、三、番四、一、番五、番 |

図 2-9 官報告示（平成 18 年 7 月 28 日付け（文部省告示第 111 号）

表 2-3 指定地番一覧表

| 所在地                                        | 地番   | 所在地                                        | 地番   |
|--------------------------------------------|------|--------------------------------------------|------|
| 福島県伊達郡飯野町大字明治字南和台<br>(現：福島県福島市飯野町大字明治字南和台) | 一番六  | 福島県伊達郡飯野町大字明治字南和台<br>(現：福島県福島市飯野町大字明治字南和台) | 一八番  |
|                                            | 二番一  |                                            | 一九番一 |
|                                            | 二番三  |                                            | 一九番二 |
|                                            | 二番四  |                                            | 二〇番一 |
|                                            | 三番一  |                                            | 二一番  |
|                                            | 三番二  |                                            | 二三番二 |
|                                            | 四番   |                                            | 二五番一 |
|                                            | 五番一  |                                            | 二五番二 |
|                                            | 六番三  |                                            | 二五番三 |
|                                            | 六番四  |                                            | 二五番四 |
|                                            | 七番二  |                                            | 二六番  |
|                                            | 一〇番二 |                                            | 四二番三 |
|                                            | 一一番二 | 同 字北向<br>(現：福島県福島市飯野町大字明治字北向)              | 三一番三 |
|                                            | 一四番一 |                                            | 三二番三 |
|                                            | 一四番二 |                                            | 三三番三 |
|                                            | 一五番二 |                                            | 三四番二 |
|                                            | 一六番二 |                                            | 五七番  |
|                                            | 一七番  |                                            |      |



図 2-10 地番図

## (2) 指定理由

和台遺跡は福島県中通り地方の北部に位置し、阿武隈川に女神川が合流する地点に臨む舌状台地上、標高約一九五メートル、女神川との比高約二五メートルに立地する。平成九から十一年度の県道改良工事に伴い町教育委員会が発掘調査を実施したところ、縄文時代中期後葉から後期初頭にかけてのきわめて大規模な集落が確認され、その重要性が明らかになったことから、工事計画を変更し現状保存を図ることとなった。その後、平成十二から十四年度にかけて町教育委員会が範囲と遺跡の内容を確認するため、周辺の発掘調査を実施した。

調査の結果、遺跡は道路予定地の周辺にも広く展開し、大規模な集落全体の様相をおおよそ把握することができた。遺跡は北西から東南に延びる台地上の上面から裾に広がり、東西約三〇〇メートル、南北約二五〇メートルの規模をもつ。全体の約三分の一を発掘した範囲で検出された主な遺構は、福島県内最多の竪穴住居二三八棟のほか、掘立柱建物二四棟、埋甕一二七基、土坑二六五〇基などである。竪穴住居内にはこの地域特有の大型の複式炉を備えるものが多い。これらの遺構の多くは特に大木9式から10式にかけての縄文時代中期末葉に比定される。

遺構配置は、直径約二五メートルの広場と考えられる空閑地を中心にして、その外側に掘立柱建物が、さらにその外側に竪穴住居が巡り、集落は環状の構造を呈する。この空閑地の北西側、道路敷予定地からはずれる部分で、広場の可能性のある空閑地があり、この外側に竪穴住居が分布する傾向が認められる。これら二つの空閑地を中心にした空間は出土土器からみて同時に機能していた可能性がある。貯蔵穴と考えられる袋状の土坑は多くが群をなし、竪穴住居や掘立柱建物と一部重複しながら、その外側に分布する。土坑には墓坑と考えられる浅い小判形のものもある。土器捨て場は集落縁辺の斜面に数か所が確認される。この中には縄文時代中期後葉の土器が比較的まとまって出土する地点もあり、集落の形成時期を示唆する。

出土遺物では、人体文土器や狩猟文土器をはじめとする多量の土器、石器、骨角器のほか、イノシシ、シカ、クリ、クルミなどの動植物遺体がある。関東地方の黒曜石や糸魚川のヒスイ、タイやエイなどの海洋性の魚骨類、関東地方、北陸地方、中部地方の影響を受けた土器が出土していることから、広く遠隔地との交流が認められる。さらに土偶や石棒などの祭祀的な遺物も多く出土している。

このように本遺跡は広場を中心に竪穴住居や掘立柱建物、貯蔵穴などからなる縄文時代中期末葉を中心とした拠点的な大規模集落跡であり、東北地方南部から中部にかけての大木式土器圏域における代表的な事例といえる。出土遺物の種類や内容は豊富であり、当時の生活や生業、精神生活など縄文社会を考えるうえで極めて重要である。よって史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。

(月刊文化財(五一五号)平成一八年八月一日発行より引用)

### (3) 指定範囲と管理の状況

史跡指定地は、阿武隈川を臨む台地上、14,019.55㎡となっている。主要地方道川俣安達線改良工事の計画地は県有地、市営住宅の敷地は公有地となっているが、その他は民有地が占めており、所有者は複数存在している。

その後、遺跡が確認されている指定地周囲の土地については住宅の移転が進んだ段階で順次公有地化を進める予定としている。

表 2-4 指定地の面積区分

|       |             |
|-------|-------------|
| 指定面積： | 14,019.65 ㎡ |
| 市有地：  | 2,574.26 ㎡  |
| 県有地：  | 8,165.74 ㎡  |
| 民有地：  | 3,279.65 ㎡  |



図 2-11 史跡内所有区分図

## 第5節 調査成果

## (1) 調査の経緯

## 1) 調査の経緯

和台遺跡では、飯野町として昭和40・50年代の開発に伴う調査、平成8～11年度の主要地方道川俣安達線改良工事に伴う試掘調査と本発掘調査、平成12～14年度の国史跡指定を目指した範囲確認調査を行い、これらの成果を基に平成18年に史跡指定を受けた。

平成20(2008)年に福島市と飯野町が市町村合併し、和台遺跡の保護保存を福島市が引き継ぐこととなった。遺跡の北側部分については集落構成について不明な点があり、今後の保護すべき範囲の確定と価値の再検討を目的として、平成29(2017)年から令和元(2019)年にかけて確認調査を実施した。

なお、各調査の成果については5冊の発掘調査報告書と総括報告書として刊行している。

|                                                                  | 年 度    | 事 業    | 目 的        | 調査面積                  | 調査期間                  |
|------------------------------------------------------------------|--------|--------|------------|-----------------------|-----------------------|
| 第1次調査                                                            | 昭和44年度 | 試掘調査   | 町営住宅建設     | 不明                    | 昭和44年4月               |
| 第2次調査                                                            | 昭和49年度 | 発掘調査   | 畑の耕作       | 不明                    | 昭和49年3月～4月            |
| 第3次調査                                                            | 昭和51年度 | 緊急調査   | 土取り        | 380 m <sup>2</sup>    | 昭和51年4月               |
| 『和台遺跡、稲神古墳発掘調査報告書』飯野町埋蔵文化財報告書第2集、昭和52年3月、飯野町教育委員会                |        |        |            |                       |                       |
| 第4次調査                                                            | 平成8年度  | 試掘調査   | 県道改良工事     | 12,000 m <sup>2</sup> | 平成8年11月25日～同12月10日    |
| 第5次調査                                                            | 平成9年度  | 本発掘調査  | 県道改良工事     | 8,000 m <sup>2</sup>  | 平成9年6月～同12月           |
| 第6次調査                                                            | 平成10年度 | 本発掘調査  | 県道改良工事     | 6,000 m <sup>2</sup>  | 平成10年4月1日～同12月18日     |
| 第7次調査                                                            | 平成11年度 | 本発掘調査  | 県道改良工事     | 8,600 m <sup>2</sup>  | 平成11年4月1日～平成12年3月31日  |
| 『和台遺跡 主要地方道川俣安達線関連 埋蔵文化財発掘調査報告書』飯野町埋蔵文化財報告書第5集、平成15年3月、飯野町教育委員会  |        |        |            |                       |                       |
| 第8次調査                                                            | 平成12年度 | 範囲確認調査 | 国史跡指定      | 400 m <sup>2</sup>    | 平成13年2月15日～同3月18日     |
| 第9次調査                                                            | 平成13年度 | 範囲確認調査 | 国史跡指定      | 1,300 m <sup>2</sup>  | 平成13年10月9日～12月27日     |
| 第10次調査                                                           | 平成14年度 | 範囲確認調査 | 国史跡指定      | 1,060 m <sup>2</sup>  | 平成14年10月21日～12月26日    |
| 『和台遺跡2 範囲確認調査報告書』飯野町埋蔵文化財報告書第6集、平成16年1月、飯野町教育委員会                 |        |        |            |                       |                       |
| 第11次調査                                                           | 平成29年度 | 範囲確認調査 | 国史跡指定・内容確認 | 57.3 m <sup>2</sup>   | 平成29年7月19日～同10月5日     |
| 第12次調査                                                           | 平成30年度 | 範囲確認調査 | 国史跡指定・内容確認 | 326.3 m <sup>2</sup>  | 平成30年7月3日～平成31年3月6日   |
| 『和台遺跡3 範囲確認調査報告書』福島市埋蔵文化財報告書第237集、平成31年3月、福島市教育委員会、公益財団法人福島市振興公社 |        |        |            |                       |                       |
| 第13次調査                                                           | 平成31年度 | 範囲確認調査 | 国史跡指定・内容確認 | 326.3 m <sup>2</sup>  | 平成31年4月25日～令和元年10月16日 |
| 『和台遺跡4 範囲確認調査報告書』福島市埋蔵文化財報告書第241集、令和2年3月、福島市、公益財団法人福島市振興公社       |        |        |            |                       |                       |
| 『和台遺跡5 総括報告書』福島市埋蔵文化財報告書第242集、令和2年3月、福島市                         |        |        |            |                       |                       |

表2-5 調査履歴及び刊行報告書

## 2) 遺跡の位置・規模

和台遺跡は、福島県福島市飯野町明治字南和台、北和台、北向、東滝袋地内に所在する。遺跡は阿武隈川を望む標高約195mの舌状台地の先端部に立地しており、阿武隈川との比高差は約30mほどである。

遺跡の推定面積は約65,000㎡に及び、これまでの調査面積は約16,000㎡、103箇所のトレンチが設定されている。

## 3) 遺構

和台遺跡では、これまでの発掘調査により、竪穴住居跡249軒、掘立柱建物跡24棟、埋甕124基、土坑約2,720基、多数のピット、捨て場6箇所、粘土層1箇所が確認されている。

249軒の竪穴住居跡は、福島県における縄文中期の遺跡としては最多だが、住居跡の形成期間がほぼ縄文時代中期末葉の大木9式と大木10式に限定される（それ以外に縄文早期1軒、前期4軒、平安時代3軒の住居跡が認められる）。また、遺構の密集度が非常に高いという特徴がある。大木7b式～大木8a式の竪穴住居は検出されていないが、貯蔵穴・落とし穴・土器捨て場からはこの時期の大量の土器が出土しており、竪穴住居の形成時期以前に先行して遺構が形成されていた事が明らかになっている。

遺跡は舌状台地の全体に広がっており、集落構造が明らかになっている。台地の中央部に直径約25mの広場があり、中央広場の周囲直径約60mの範囲に掘立柱建物跡が巡る。掘立柱建物跡は、出土遺物や遺構配置から中期末葉から後期初頭を通じて存在していたと考えられ、複式炉を持つ竪穴住居と掘立柱建物は同時並存していた。その外側を舌状台地の縁辺に沿って竪穴住居群が取り囲む。広場を中心に見ると不整形の環状を呈するが、北側の台地平坦面側に開口する馬蹄形集落である。住居群の外側の斜面部には貯蔵穴群や落とし穴列が広がり、計画的に集落が形成されている。

平成9年度から11年度の発掘調査では、掘立柱建物跡が分布する「南側広場」と北西部の「北側広場」が認められると考えられた。北側広場周辺での調査箇所が限られていたことから、平成29年度から令和元年度に北側広場外縁部を中心とした確認調査を行った。その結果、北側広場と想定した箇所から前期初頭の住居跡2軒、数基



写真 2-8 和台遺跡遠景

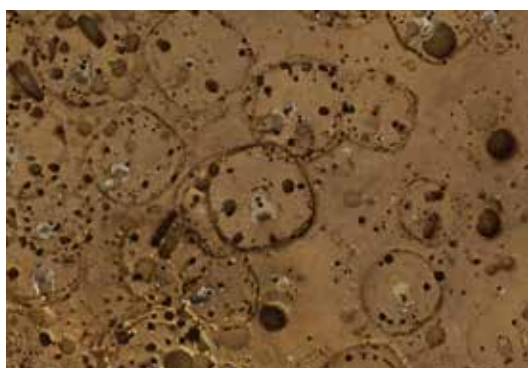


写真 2-9 竪穴住居跡群



写真 2-10 竪穴住居跡

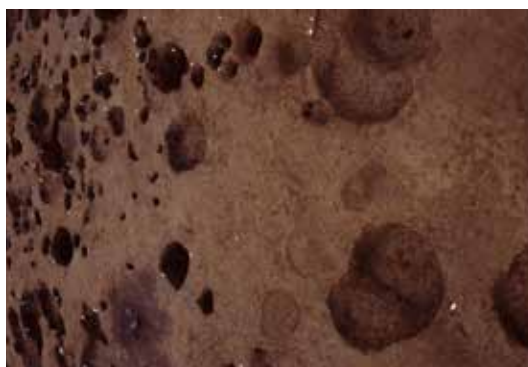


写真 2-11 掘立柱建物跡

の土坑、ピットが検出されたが、集落の中心となる中期末葉の住居は確認されず、中期末葉の土坑（貯蔵穴）数基が検出されるのみであった。この調査により、当初想定された「南側広場」と「北側広場」の2つの広場を囲む双環状集落の明確な根拠は認められないこと、集落の北側は住居群が広がらずに、馬蹄形集落の開口部となることがわかった。また、北側の外縁部では集落域から離れた場所に数軒の住居がまとまることもわかった。



写真 2-12 貯蔵穴

#### 4) 遺物

縄文土器は縄文時代早期、前期、中期、後期、晩期の土器が出土しているが、各時期の土器型式が継続的に出土しているわけではなく、出土する型式にはまとまりと断絶が認められる。比較的まとまりがあるのは早期の沈線文系土器群（三戸式、田戸上層式、田戸下層式）、前期初頭から前葉の土器群（日向前B式、大木2a式、大木2b式）、中期の大木7b式～大木8b式、大木9式～大木10式、後期の綱取式である。このうち、大木9式前半から大木10式後半にかけては複式炉の埋設土器や住居跡一括資料が豊富に出土しており、大木式土器の土器編年を明確にたどることができる。また、異系統土器としては、東北地方北部の大湯式、関東地方の諸磯式、浮島式、興津式、加曽利E式、称名寺式、堀之内式、中部地方の曾利式土器、北陸地方の三十稲場式が見つかった。



写真 2-13 落とし穴

石器は、剥片石器（石鏃、石錘、石匙、削器、搔器、尖頭器、剥片、使用痕のある剥片、石核、残核、細片、砥石など）、石斧類（磨製石斧、打製石斧）、食料加工具（磨石、敲き石、石皿、くぼみ石、台石）が出土している。剥片石器の種類としては偏りがなく、縄文人の生活道具がバランスよく揃っている。また、素材剥片の多くは遺跡外から持ち込まれたものと考えられるが、住居跡によっては100点以上の碎片が出土していること、未製品や刃部を再生した石器もあることから必要な各種石器を遺跡内で製作していることもわかる。



写真 2-14 人体文土器

土製品では、蓋、ミニチュア土器、土偶、動物形土製品、キノコ形土製品、三角柱状土製品、石棒形土製品、耳栓、耳飾り、首飾り、腕輪、貝輪状土製品、指紋付き粘土塊、スプーン状土製品、三角形土製品、有孔土製円盤、土製円盤、土器片錘が見つかった。土偶は約110点が出土しているが、完全な形に復元できたものは



写真 2-15 狩猟文土器

一例もない。

石製品では、石棒、石刀、石剣、挾状耳飾り、首飾り、ヒスイ製首飾り、三角柱状石製品、三角石製品、小型石皿、軽石製石製品などが見つまっている。

骨角器は、ヤス状の刺突具4点が見つまっている。

人骨は、屋外埋設土器から1体の焼けた小児骨が見つまっている。

動物遺存体は、哺乳類（イノシシ、シカ、タヌキ）、鳥類（ガン、カモ、キジ、スズメ）、両生類（ヒキガエル）、魚類（エイ、タイ、ギバチ、アユ、シロザケ）が確認されている。

植物遺存体は、炭化種実ではクリ、オニグルミ、トチノキ、ニワトコ、スゲ属、アカザ属、が出土しているが、特筆すべきものとして豆類（ササゲ属）の種子があげられる。ササゲ属の種子は比較的厚さがあることから、野生種ではなく栽培種と考えられる。また、クリのDNA分析からも、和台遺跡では植物食料の管理栽培がおこなわれていた可能性が指摘されている。

遠隔地との交流を物語る資料としては、異系統土器、ヒスイ、黒曜石（高原山・八ヶ岳産・神津島産）、アスファルト、海水産の魚骨が見つまっている。



写真 2-16 出土した石器類



写真 2-17 土偶



写真 2-18 出土した装飾品類



写真 2-19 出土した炭化栗

| 調 査                                | 調 査 年 月 日                                                                                | 目 的                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 調 査 面 積                                                                                            |
|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                    | 遺 構                                                                                      | 遺 物                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                    |
| 1 次調査<br>(昭和 44 年度)                | 昭和 44 年 4 月                                                                              | 町営住宅建設に伴う試掘調査                                                                                                                                                                                                                                                                                | 調査面積不明                                                                                             |
|                                    | 土坑 1 基                                                                                   | ●縄文時代：<br>・縄文土器（早期沈線文系土器、前期大木 1 式～大木 2b 式、中期大木 8 a 式～ 10 式、後期）<br>・石器（石皿、たたき石、石鏃、剥片他）                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                    |
| 2 次調査<br>(昭和 49 年度)                | 昭和 49 年 3 月～ 4 月                                                                         | 畑の耕作に伴う発掘調査                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 調査面積不明                                                                                             |
|                                    | 竪穴住居跡 2 軒                                                                                | ●縄文時代：<br>・縄文土器（中期大木 8 a 式～ 10 式）<br>・石器（石鏃、石匙）<br>・土製品（土偶）<br>・動物遺存体（イノシシ、タヌキ）・植物遺存体（炭化粟）                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                    |
| 3 次調査<br>(昭和 51 年度)                | 昭和 51 年 4 月                                                                              | 土取りによる緊急調査                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 約 380 m <sup>2</sup>                                                                               |
|                                    | 竪穴住居跡 2 軒、<br>土坑 7 基                                                                     | ●縄文時代：<br>・縄文土器（早期沈線文系土器、前期、中期大木 9 式、晩期大洞 A 式）                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                    |
| 第 4 次調査<br>(平成 8 年度)               | 平成 8 年 11 月～ 12 月                                                                        | 主要地方道川俣安達線改良工事に伴う事前の試掘調査                                                                                                                                                                                                                                                                     | 約 675 m <sup>2</sup>                                                                               |
|                                    | 竪穴住居、埋壺、土坑、ピットなど                                                                         | ●縄文時代：<br>・縄文土器（早期沈線文系土器、前期大木 1 式～ 3 式、諸磯式、中期大木 7b 式～大木 10 式、後期綱取式）<br>・石器（磨石、石鏃、石匙、石鏃、搔器、打製石斧、）<br>・土製品（土偶、耳飾り、三角形土製品、土製円盤）<br>・石製品（三角形石製品）                                                                                                                                                 |                                                                                                    |
| 5 ～ 7 次調査<br>(平成 9 ～ 11 年<br>度)    | 第 5 次調査 平成 9 年 6 月～ 12 月<br>第 6 次調査 平成 10 年 4 月～ 12 月<br>第 7 次調査 平成 11 年 4 月～平成 12 年 3 月 | 主要地方道川俣安達線改良工事に伴う発掘調査                                                                                                                                                                                                                                                                        | 第 5 次調査 約 8,000 m <sup>2</sup><br>第 6 次調査 約 6,000 m <sup>2</sup><br>第 7 次調査 約 8,600 m <sup>2</sup> |
|                                    | 竪穴住居跡 197 軒、<br>掘建柱建物跡 21 棟、<br>埋壺 117 基、<br>土坑約 1,900 基、<br>土器捨て場 3 箇所、<br>溝 5 条        | ●旧石器時代：石器（ナイフ型石器、細石核、細石器、槍先形尖頭器）<br>●縄文時代：<br>・縄文土器（早期沈線文系土器、貝殻条痕文土器、前期花積下層式、大木 1 式～ 6 式、諸磯式、浮島式、興津式、中期大木 7 a 式～大木 10 式、曾利式、加曾利 E 式、後期綱取式、称名寺式、堀之内式、三十稲場式、大湯式、加曾利 B 式、晩期大洞 A 式）、人体文土器、狩猟文土器ほか<br>・石器（石皿、磨石、たたき石、凹石、台石、石鏃、石匙、石鏃、搔器、削器、槍先形尖頭器、打製石斧、磨製石斧、砥石、石核、残核、剥片、細片等）<br>・土製品（蓋、ミニチュア土器、土偶） |                                                                                                    |
| 8 ～ 10 次調査<br>(平成 12 ～ 14 年<br>度)  | 第 8 次調査 平成 13 年 2 月～ 3 月<br>第 9 次調査 平成 13 年 10 月～ 12 月<br>第 10 次調査 平成 14 年 10 月～ 12 月    | 範囲確認調査                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 第 8 次調査 約 400 m <sup>2</sup><br>第 9 次調査 約 1,300 m <sup>2</sup><br>第 10 次調査 約 1,100 m <sup>2</sup>  |
|                                    | 竪穴住居跡 41 軒、<br>掘建柱建物跡 3 棟、<br>埋壺 7 基、<br>土坑 735 基、<br>ピット 323 基、<br>土器捨て場 4 箇所           | ●縄文時代：<br>・縄文土器（早期沈線文系土器、前期大木 1 式～大木 2 b、中期大木 7 b 式～大木 10 式、曾利式、後期綱取式、称名寺式、三十稲場式）<br>・石器（石皿、磨石、たたき石、凹石、台石、石鏃、石匙、石鏃、搔器、削器、打製石斧、磨製石斧、原石、石核、残核、剥片、細片等）<br>・土製品（蓋、ミニチュア土器、土偶、三角柱状土製品、腕輪、三角形土製品、土製円盤）<br>・石製品（石棒、翡翠製首飾り、石錘、小型石皿）<br>・植物遺存体（クリなどの炭化種実、炭化材ほか）<br>・動物遺存体（骨片、骨粉）<br>●平安時代：土師器         |                                                                                                    |
| 11 ～ 13 次調査<br>(平成 29 ～ 31 年<br>度) | 第 11 次調査 平成 29 年 7 月～ 3 月<br>第 12 次調査 平成 30 年 7 月～ 3 月<br>第 13 次調査 平成 31 年 4 月～ 10 月     | 範囲確認調査                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 第 11 次調査 57 m <sup>2</sup><br>第 12 次調査 326 m <sup>2</sup><br>第 13 次調査 326 m <sup>2</sup>           |
|                                    | 竪穴住居跡 7 軒、<br>土坑 56 基、<br>ピット多数、<br>遺物包含層 1 箇所                                           | ●縄文時代：<br>・縄文土器（早期沈線文系土器、貝殻条痕文系土器、前期大木 1 式～大木 2b 式、上川名式、根小屋式、中期大木 7 b 式～大木 10 式、後期綱取式、称名寺式、堀之内式）<br>・石器（石槍、石匙、搔器、石鏃、石核、打製石斧、凹石、石皿等）<br>・土製品（ミニチュア土器、キノコ形土製品、土製円盤、土器片鏃）                                                                                                                       |                                                                                                    |
| 総計                                 | 竪穴住居跡 249 軒、<br>掘建柱建物跡 24 棟、<br>埋壺 124 基、<br>土坑約 2,720 基、<br>ピット多数、<br>土器捨て場 7 箇所        | 遺跡の面積 約 65,000 m <sup>2</sup> / 調査面積 約 19,700 m <sup>2</sup><br><br>●旧石器時代：石器<br>●縄文時代：縄文土器、石器、土製品、石製品、骨角器、動物遺存体、植物遺存体、人骨<br>●平安時代：土師器、須恵器、墨書土器                                                                                                                                              |                                                                                                    |

表 2-6 和台遺跡の調査履歴と調査の概要

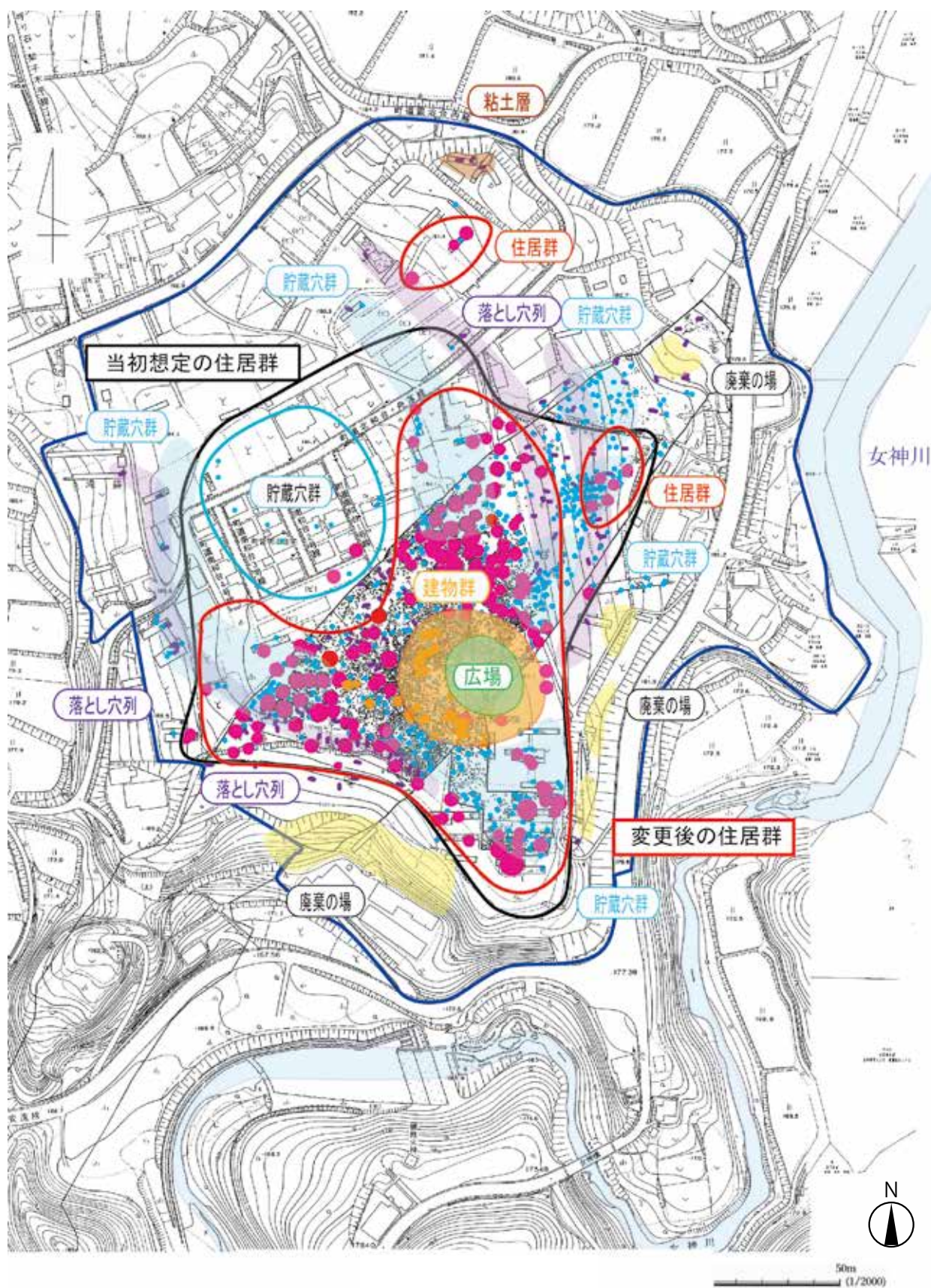


図 2-12 和台遺跡の集落構成図（令和元年度『和台遺跡 5 総括報告書』より）

## (2) 調査成果のまとめ

指定後の調査成果をふまえ、和台遺跡のこれまでの調査成果を整理する。

### 1) 東北地方南部を代表する拠点集落

#### ①計画的な集落構成

遺跡は舌状台地の全体に広がっており、その中心部が調査された事により集落構造が明らかになっている。台地の中央部に直径約 25m の広場があり、中央広場の周囲直径約 60m の範囲に掘立柱建物跡が巡る。掘立柱建物跡は中期末葉から後期初頭の各時期を通して存在していたと考えられ、複式炉を持つ竪穴住居と掘立柱建物は同時並存していた。その外側を舌状台地の縁辺に沿って竪穴住居群が取り囲む。住居群は舌状台地の先端から縁辺部にかけて馬蹄形に形成されている。一方で、住居群は非常に密集した状態で検出されており、同一地点での建替えが頻繁に行われていたこともわかっている。広場を中心に、内帯に掘立柱建物群、外帯に竪穴住居群が巡る重帯構造を取る集落形態であり、また馬蹄形集落を呈している。集落形成のルールの中で、遺構の配置には強い規制が働いていたことが想像される。また、住居群の外側の斜面部には貯蔵穴群や落とし穴列が広がる。

#### ②複式炉を伴う竪穴住居

「複式炉」は、福島県の縄文時代中期末葉を特徴づける遺構だが、和台遺跡では県内で最多となる 249 軒の竪穴住居が検出されている。複式炉期の前後の竪穴住居はごく僅かで、複式炉の祖源となる炉形態は確認できず、出現期の複式炉は 3 軒にとどまる。このように、和台遺跡では中期末葉に集中した短期的な居住が行われていたことがわかっており、検出された遺構からは複式炉の発展～衰退～終焉に至る遺構の変遷過程を辿ることができる。土器型式を細分化して同時期併存住居数を検討すると、一時期に 30 軒前後の住居が認められ、複式炉の隆盛時期に一定期間に渡り継続的に大規模集落が形成されていたことがわかる。一方で、細別時期の中でも住居の重複が認められるため、同時併存の軒数は 10 軒程度になることが見込まれる。複式炉の終焉した縄文後期の住居は 3 軒のみで、後期の開始とともに和台遺跡の集落は急激に衰退していく。

図 2-13 に各時期の住居分布を示す。

中期末葉の住居数の変遷を詳細にみていくと、大木 9 式前半 (②水色) は 2 軒のみだが、大木 9 式後半 (③オレンジ色) になると、住居跡の数が約 30 軒に急増し安定した集落が営まれる。住居跡は台地平坦面の縁辺部でまとまって広がっており、舌状台地の先端部にはこの時期の住居跡が認められない。

つづく大木 10 式前半Ⅰ期 (④緑色) も 30 軒を越す住居跡が連綿と営まれる。前の時期と同様、台地平坦面の北側では住居跡の分布が密で、南側では数が少ない。また、舌状台地の先端部にかけても住居跡が形成されるようである。この傾向は大木 10 式前半Ⅱ期 (⑤赤色) にも引き継がれる。住居跡のまともりは、やはり台地平坦面北側で顕著だが、それまでの時期よりもやや外側にまで居住エリアが広がっていく。

大木 10 式後半Ⅰ期 (⑥黄色) になると、住居跡の分布にばらつきが見られるようになり、それまで住居跡分布が濃密だった台地平坦面北側だけでなく、台地平坦部分にも住居跡が広がる。さらに、北側の緩斜面においても 5 軒の住居跡がまとまりを持つなど、それまでの時期には見られなかった特徴が現れる。

大木 9 式後半から大木 10 式後半Ⅰ期にかけては、それぞれの時期で 30 軒前後の住居跡が絶え間なく形成される時期で、和台遺跡の最盛期にあたる。そして、これ以降の時期になると住居跡は突如減少し、大木 10 式後半Ⅱ期 (⑦青色) の住居跡は 3 軒にとどまる。

### ③後期初頭の集落と掘立柱建物跡

後期（⑧紫色）の竪穴住居は3軒で、台地平坦面の端部とそれまで住居が作られることのなかった中央広場に1軒の住居跡が認められる。広場周辺には掘立柱建物が展開する。後期前葉の綱取式までは、竪穴住居、掘立柱建物、土坑が見つかっており、細々と小規模な集落が営まれていることがわかる。

土器は北陸地方の三十稲葉式、関東地方の称名寺式、堀之内式、東北北部の大湯式などが出土しており、特定の遺構での一括資料もある。後期になると、遺跡は衰退・消滅期に入りますが、遠隔地域との交流は依然として続いていたことがわかる。後期中葉以降は生活の痕跡が見られなくなり、数点の土器片が出土しているに過ぎない。

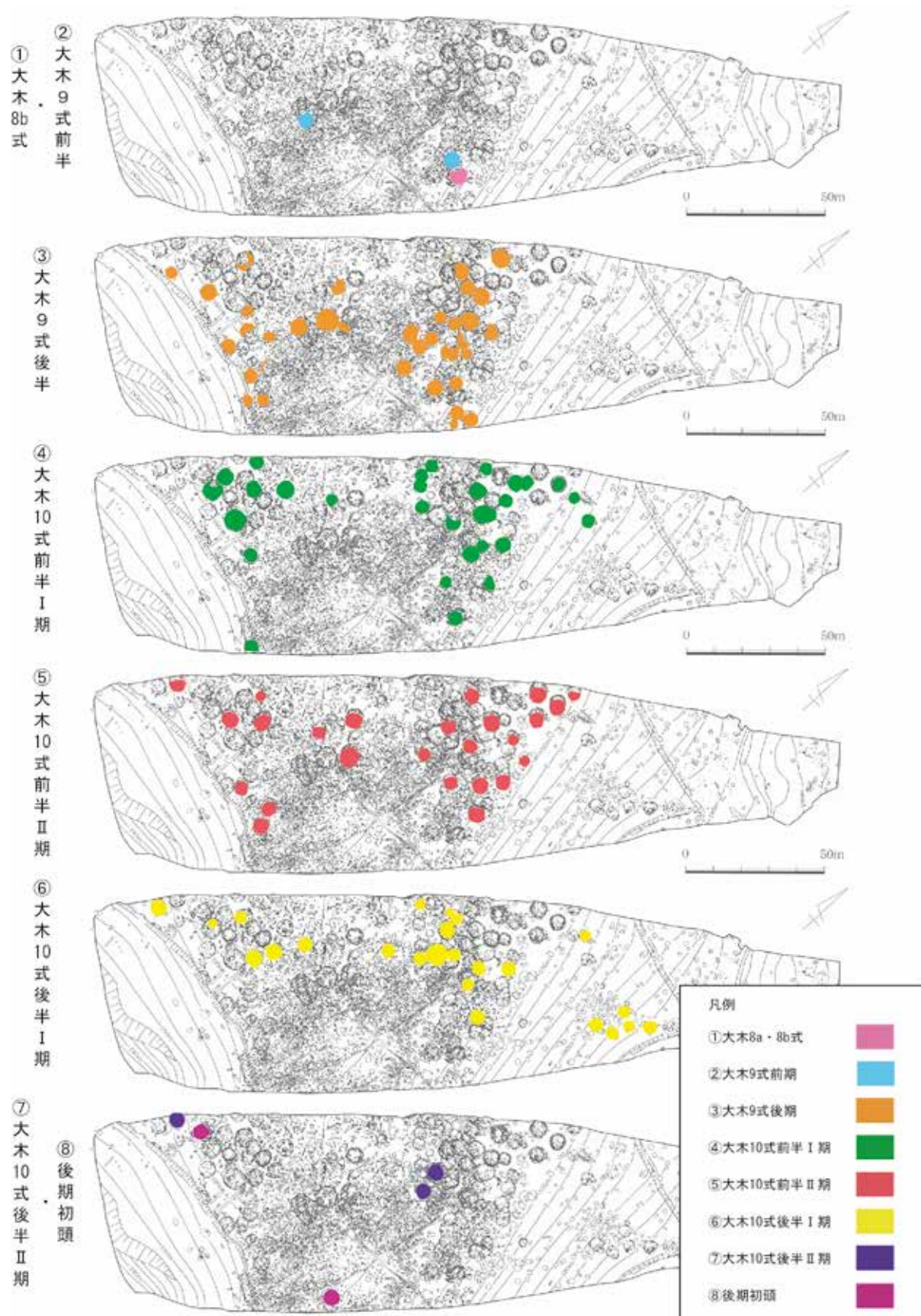


図 2-13 各時期の住居の分布

## 2) 多様な祭祀行為

### ①複式炉における人体文土器の意味

人体文土器は複式炉の埋設土器として設置されていた。人体文土器の出土した 39 号住居跡は直径 350cm の不整円形を呈している。住居施設はピット・複式炉が検出された。住居跡としては比較的小型で、構造的にも注目すべき点は見当たらない。支柱穴は 3 本柱の構成をとる。炉は土器埋設部・石組部・前庭部からなる複式炉で、最大長約 180cm・最大幅約 80cm である。人体文土器は土器埋設部に埋設されており、人体部分はほぼ西向きであった。土器埋設部や石組部には、整然と縁石が巡っていたと推定されるが、全て抜き取られている。住居跡内からは、人体文土器以外目立った出土遺物はない。

土器の残存高は 32cm、口縁部径 28cm で、人体そのもののサイズは身長 20 cm、両腕端間 12.5 cm、頭部の長さ 5.2cm、幅 5.5cm である。施文技法は、二本の断面三角状の稜線とその間を若干低く磨り消した隆帯(いわゆる双隆線)によって、人体部分と周辺の文様を施文している。この表現方法は狩猟文土器に描かれた手足の表現にも共通するものである。また、胴部屈曲部分には明瞭に被熱による煤状炭化物の付着が見られる。文様構成は施文手法から、大木 10 式前半にあたる。

東北地方の縄文中期の人体文土器は抽象的な文様表現が一般的だが、和台遺跡の人体文土器は土偶と同じように目・鼻・口の表現を持つ顔面、胴体と手足が具象的に表現されている。

人体文土器は縄文時代の時点で複式炉の埋設土器として地中に埋められていたため、日常的な煮沸具や人の目に触れる方法ではなく、非日常的な用いられ方がされていると考えられる。底部が欠損していることから、江坂輝弥氏や渡辺誠氏が指摘する「祭儀などの時」の供献食物を調理した後、「使用後の汚れを恐れ、故意に壊した」ものと考えられている。また、内外面には煤が付着しており、被熱を受けていたことがわかる。炉の一部として火を受けた状態でその機能を果たしていたとも言えるもので、複式炉の命名者である梅宮茂氏は「ひと形は一種の火の神」であり、炉を祈りの場に見立てた火を使った信仰という見方をしている。



図 2-14 人体文土器



写真 2-20 人体文土器

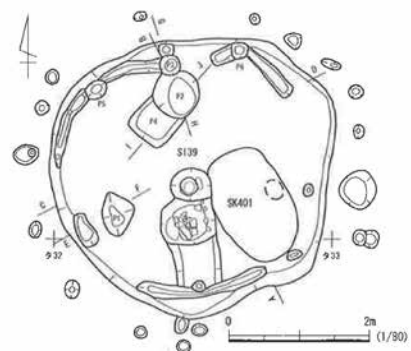


図 2-15 39 号住居跡

## ②狩猟・動物儀礼に関わる狩猟文土器

狩猟文土器は、廃絶後の 193 号住居の堆積土から出土しており、破片は約 1 m 四方の範囲に散らばっていた。狩猟文土器が出土した同一面には、意図的に廃棄された複数個体の土器が認められ、共伴遺物は縄文時代中期後葉の大木 10 式後半にあたる。

和台遺跡の狩猟文土器は全体の約 1/4 が残存している。残存部の最大高約 27cm、最大幅 27.5cm で、胴部の最大径は約 38cm と推定される。頸部がほぼ垂直に立ち上がり胴部が張り出す鉢形の土器である。口縁部及び底部は欠損している。文様は頸部に意匠文が、胴部には抽象文が施される。頸部には左側から弓矢、動物、足と手が表現されている。無文部は入念なミガキ調整がされており、無文部は全面赤彩されていたと思われる。

炭化物や煤の付着といった煮沸の痕跡は認められず、全面が赤彩されていることから、日常的な生活道具でなく、祭祀行為に用いられたと考えられる。

また、和台遺跡の狩猟文土器は、従来の狩猟文土器分布範囲の外側で出土したという特徴があるが、時期判別の可能な共伴土器が出土していることは大変意義深く、縄文時代中期末葉の大木 10 式にあたることは疑いがない。

狩猟・動物儀礼に関わる祭器としての土器が東北地方南部と東北地方北部で共通していたことは、その後の縄文時代後期を考える上で大きな示唆を与える。縄文時代後期になると福島県内の遺跡でも動物型土製品が作られるようになるが、和台遺跡の狩猟文土器はその精神的土壌を醸成する先駆けとも受け取れる。

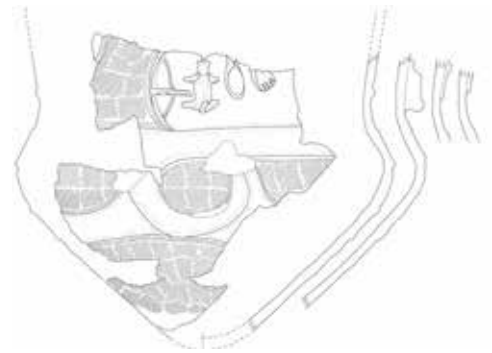


図 2-16 狩猟文土器



写真 2-21 狩猟文土器



図 2-17 193 号住居跡



図 2-18 狩猟文土器出土遺跡分布図

### ③窪地での祭祀行為

窪地祭祀としては、同一住居での火を用いた反復的な祭祀行為があげられる。183号住居では、複式炉廃絶時に土器で複式炉を覆う⇒一定期間の時間経過⇒大量の堅果類(64kg、128l)を蒸し焼きにする⇒一定期間の時間経過⇒大量の獣骨を焼く、という行為が確認された。大量の堅果類と獣骨はいずれも被熱を受けており、集落の中でも同一地点の窪地に強いこだわりを見せた、火を用いた反復的な祭祀行為や儀式が繰り返されていたことがわかる。炭化栗は131号住居跡(昭和49年調査の2号住居跡)でも検出されている。

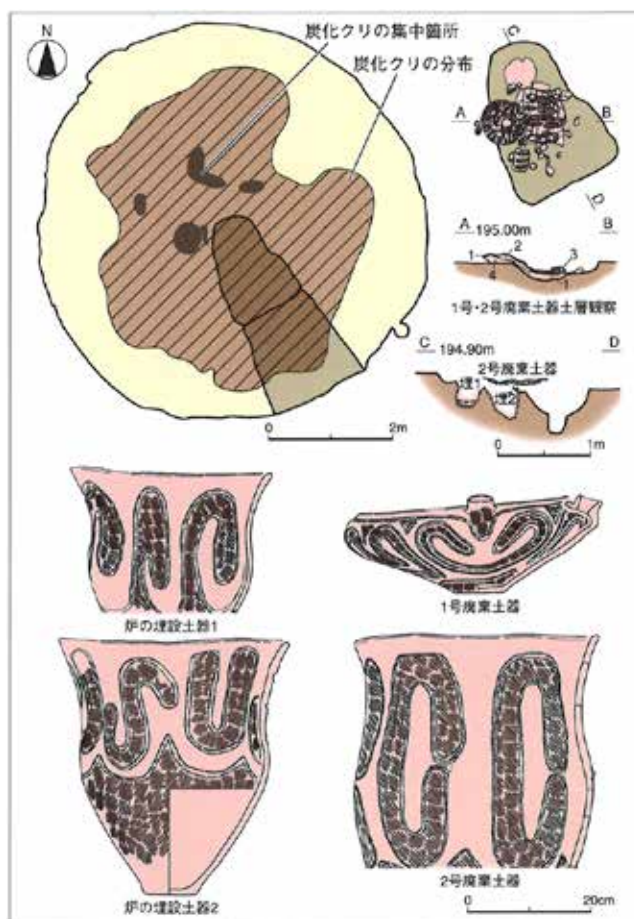


図 2-19 183号住居跡の炭化クリの分布と出土土器



写真 2-22 183号住居  
1号2号廃棄土器出土状況



写真 2-23 出土した炭化栗(再掲)



図 2-20 183号住居跡炭化種実集積範囲

#### ④焼人骨

火を用いた事例として、埋甕に納められた焼人骨（8－10歳の小児骨）が見つかった。和台遺跡では120基を超える埋甕が確認されているが、人骨の出土はこの1点だけである。全国的にも縄文時代の火葬の風習はごく僅かである。強い被熱により骨の変形が著しいため、火葬に至る過程は明らかになっていないが、これも火を用いた祭祀行為の一つである。



写真 2-24 78 住居人骨出土状況

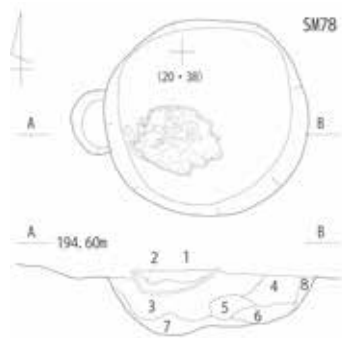


図 2-21 78 住居土層観察図



図 2-22 薄磯貝塚及び和台遺跡出土人骨写真図版

### 3) 豊富な出土資料

#### ①遠隔地との交流を物語る資料

遠隔地との交流を物語る資料としては、異系統土器、ヒスイ、黒曜石（高原山・ハケ岳産・神津島産）、アスファルト、海水産魚骨が見つかった。

縄文時代の天然アスファルトの利用は、2010年代に広域的な資料収集と分析が行われている。天然アスファルトを産出するのは新潟県や秋田県などの油田地帯であるが、原産地周辺の遺跡でアスファルトは精製され、精製されたアスファルトは小型の容器などに小分けにされて各地に搬出され、各地の拠点集落で利用されている。福島県内での分布状況を見ると、新潟県の前産地遺跡から阿賀野川・阿賀川を經由して会津盆地にもたらされ、中通り地方では阿武隈川沿いに集散していく経路が想定される。このように、各地の拠点的な集落を中継地にしてアスファルト付着資料が和台遺跡にもたらされたと考えられる。

アスファルト付着資料は特に東北地方北部（青森県、岩手県、秋田県）と新潟県で顕著で、東北地方南部（福島県・宮城県・山形県）での利用は低調である。アスファルト関連資料は大別すると、原料、精製過程の加工具、アスファルト塊、アスファルトの使用遺物に分けられるが、中でもアスファルト使用遺物が多数を占め、石器や

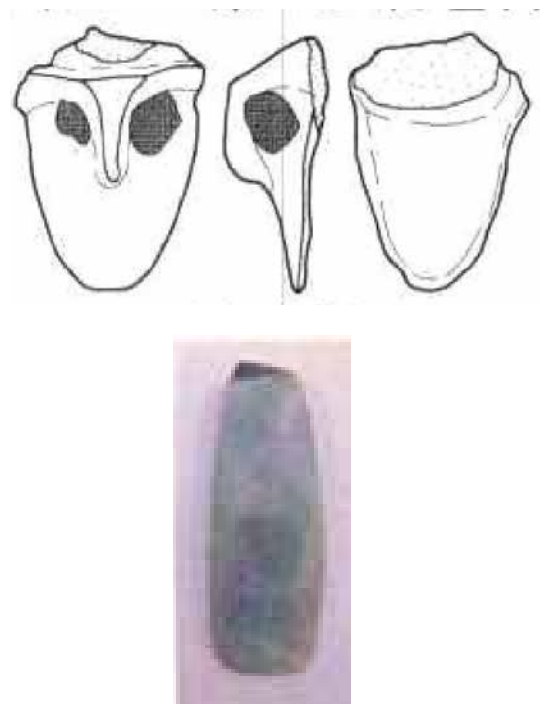


図 2-23 和台遺跡出土アスファルト付着資料

骨角器の着柄、土器や土偶の補修、象嵌や装飾に用いられている。

和台遺跡では2点のアスファルト使用遺物が見つまっている。小型磨製石斧の基部に付着した資料は、木製の柄との接着材としての利用が考えられ、土偶の目に付着した資料は、小石を目玉として象嵌したか、あるいは目の装飾表現と考えられる。

## ②堅果類、豆類の出土

堅果類（クリ、クルミ、トチノキ）、豆類（ササゲ類）などの植物遺存体が認められ、当時の食生活を伝える貴重な資料が検出されている。特に183号住居跡からは大量の炭化物（64kg、128ℓ、クリ85%、オニグルミ4%、トチノキ6%）が出土しており、埋没住居を利用した祭祀行為と考えられている。また、ササゲ類の種子が出土しているが、比較的厚みのある種子のため、栽培種の可能性が指摘されている。

## ③獣魚骨の出土

動物遺存体は、哺乳類（イノシシ、シカ、タヌキ）、鳥類（ガン、カモ、キジ、スズメ）、両生類（ヒキガエル）、魚類（海水魚のエイ、タイ、淡水魚のギバチ、河川と海を回遊するアユ、シロザケ）が確認されている。

## 第3章 和台遺跡の価値

### 第1節 和台遺跡の本質的価値

- ◆東北地方南部の大木式土器圏域における縄文時代中期末葉の拠点的な大規模集落跡  
◆縄文時代の生活や生業、祭祀行為や精神文化を考える上で貴重な遺構や遺物

和台遺跡は広場を中心に竪穴住居や掘立柱建物、貯蔵穴などからなる縄文時代中期末葉を中心とした拠点的な大規模集落跡であり、東北地方南部から中部にかけての大木式土器圏域における代表的な事例といえる。また、出土遺物の種類や内容は豊富であり、当時の生活や生業、精神生活など縄文社会を考えるうえで極めて重要な遺跡である。

平成18年の国史跡指定までの調査、その後の追加調査により明らかになった和台遺跡の価値を整理すると、おおむね次の3点に整理することができる。

(1) 広場を中心に掘立柱建物跡、竪穴住居跡、貯蔵穴などが巡る縄文時代中期末葉を中心とした拠点的な大規模集落跡である。東北地方の大木式土器分布圏、複式炉文化圏における代表的な史跡であり、複式炉を伴う竪穴住居が数多く見つかっている。(第2章第5節調査成果(2)1)参照)

具体的な内容は次の通りである。

- ①直径約25mの広場を中心に、直径60mの範囲に掘立柱建物跡が巡り、その外側を多数の竪穴住居群が取り囲む重帯構造を持つ計画的な集落構成である。
- ②249軒の竪穴住居のうち、240軒が複式炉期の縄文時代中期末葉に比定されており、短期集中的に集落が営まれている。また、複式炉の埋設土器の型式的な細別により、同時期併存住居の様相が明らかになっている。

(2) 人体文土器や狩猟文土器、窪地での火を用いた儀式、焼人骨など多様な祭祀行為と考えられる遺構や遺物が認められる。(第2章第5節調査成果(2)2)参照)

具体的な内容は次の通りである。

- ①具象的なヒトの姿が描かれた人体文土器、狩猟や動物儀礼に関わる狩猟文土器(いずれも福島県指定重要文化財)などの特異な遺物、土偶などの土製品や石製品が大量に出土している。
- ②住居とその窪地を利用し、複式炉廃絶時の土器埋納→大量の堅果類の蒸し焼き→大量の獣骨の焼成という、同一箇所での反復的な火に関わる祭祀行為に関連する遺構や遺物が認められる。
- ③東北地方の人骨の埋葬としては事例の少ない、小児骨の火葬と埋嚢への埋納行為という火を用いた葬送儀礼が行われている。

(3) 遠隔地との交流、縄文時代の生活や生業、精神文化など縄文社会を考える上で貴重な出土遺物が確認されており、わが国を代表する重要な遺跡である。(第2章第5節調査成果(2)3)参照)

具体的な内容は次の通りである。

- ①異系統土器(関東地方、中部地方、北陸地方)、ヒスイ(糸魚川周辺)、黒曜石(高原山、八ヶ岳、神津島)、硬質頁岩(山形県)、アスファルト(新潟県)、海産資源(沿岸部)など市外・県外が産地となる遺物も数多く、和台遺跡を拠点とした広域的な交流の様相がうかがえる。
- ②堅果類(クリ、クルミ、トチノキ)、豆類(ササゲ類)などの植物遺存体が認められ、当時の食生活を伝える貴重な資料が検出されている。

- ③獣魚骨の出土について、動物遺存体は、哺乳類、鳥類、両生類、魚類が確認されている。獣魚骨の出土状況と時期にはまとまりがあり、中期中葉は平坦部の特定の土坑に集中し、中期末葉は住居跡、土坑、捨て場で集中した廃棄が認められる。後期になると、ごく一部の土坑から微量に見つかる程度に激減するが、各時期ともに特定の遺構との関係が非常に強く、焼骨が数多く見られることから何らかの儀礼に伴うものと考えられる。

## 第2節 和台遺跡を構成する諸要素

史跡和台遺跡の構成要素を史跡指定範囲・保護すべき範囲・周知の埋蔵文化財包蔵地の3地区毎に特定し、それらを本質的価値との関係に応じて以下に分類して整理する。

(1) 本質的価値を有する要素：

- ・史跡指定地内及び保護すべき範囲内において本質的価値を有するもの

(2) その他の要素：

- ・遺跡に関わるもの（本質的価値を取り巻くもの）
- ・遺跡に関わらないもの（後世に造られたもの）

まず、史跡指定地にある本質的価値を有する要素とその他要素を取り上げる。

次に、周知の埋蔵文化財包蔵地内の保護すべき範囲にある本質的価値を有する要素とその他の要素を取り上げる。保護すべき範囲には本史跡の中央広場想定範囲や竪穴住居跡の遺構が確認されていて、本質的価値を構成する要素が存在している。

最後に、周知の埋蔵文化財包蔵地にあるその他の要素を取り上げる。この範囲では本質的価値を有する要素は明確になっていないが、貯蔵穴、落とし穴列、土器廃棄場の遺構が確認されていることから、それらの遺跡に関わるものを、本質的価値を取り巻く要素として取り上げる。



図3-1 計画の対象範囲図

これらをふまえ、以下に、和台遺跡を構成する諸要素を示す。

表 3-1 和台遺跡の構成要素

| 1-1 史跡指定地における本質的価値を有する要素                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地形                                                                                                                                                                                             | 遺構                                                                                                                                                                                                                                                 | 遺物                                                                                                                                                                                                                    |
|  <ul style="list-style-type: none"> <li>舌状台地の平坦部にある本史跡の指定地。</li> </ul>                                        |  <ul style="list-style-type: none"> <li>台地中央部には直径約25mの広場があり、中央広場の周囲直径約60mの範囲に掘立柱建物が広がる。その外側を舌状台地の縁辺に沿って竪穴住居跡が取り囲む環状集落である。住居群のある平坦部にも土坑（貯蔵穴など）が検出されている。</li> </ul> |  <ul style="list-style-type: none"> <li>土器、土製品、石器、石製品、骨角器、人骨、動物遺存体、植物遺存体が確認されている。発掘調査により取り上げられた遺物が多数あるが、現地にはそれらの包含層がある。</li> </ul> |
| 1-2 史跡指定地におけるその他の要素                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                       |
| 工作物                                                                                                                                                                                            | 建築物                                                                                                                                                                                                                                                | 庭木樹木                                                                                                                                                                                                                  |
|  <ul style="list-style-type: none"> <li>看板、柵等の工作物があり、南西側の急斜面部との境に安全柵がある。</li> <li>指定地内に電柱・架空線がある。</li> </ul> |  <ul style="list-style-type: none"> <li>指定敷地内に12棟の市営住宅、1棟の個人住宅がある。</li> </ul>                                                                                    |  <ul style="list-style-type: none"> <li>建築物に伴う庭木がある。</li> </ul>                                                                   |
| 道路                                                                                                                                                                                             | 雨水排水路                                                                                                                                                                                                                                              | トンネル計画範囲                                                                                                                                                                                                              |
|  <ul style="list-style-type: none"> <li>市営住宅の取り付け道路がある。</li> </ul>                                          |  <ul style="list-style-type: none"> <li>道路に伴う雨水排水路がある。</li> </ul>                                                                                               |  <ul style="list-style-type: none"> <li>主要地方道川俣安達線改良に関する当初計画で、史跡地下にトンネルを通す計画があり、地上は原野、地下はトンネル筒部にあたる。</li> </ul>                  |

| 2-1 保護すべき範囲における本質的価値を有する要素                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                       |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地形                                                                                                                                                                                                     | 遺構                                                                                                                                                                                                                                     | 遺物                                                                                                                                                                                                                    |
|  <ul style="list-style-type: none"> <li>中央広場を中心とした掘立柱建物跡、住居跡群を含む範囲。</li> <li>畑地と樹木があり、畑地には柵が建てられている。</li> </ul>       |  <ul style="list-style-type: none"> <li>舌状台地の先端部では指定地内から続く竪穴住居群や土坑が検出されている。</li> <li>北側の平坦部では数軒の竪穴住居が確認されている。</li> <li>傾斜部には貯蔵穴や落とし穴列が広がる。</li> </ul> |  <ul style="list-style-type: none"> <li>土器、土製品、石器、石製品、骨角器、人骨、動物遺存体、植物遺存体が確認されている。発掘調査により取り上げられた遺物が多数あるが、現地にはそれらの包含層がある。</li> </ul> |
| 2-2 保護すべき範囲におけるその他要素（遺跡に関わらないもの）                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                       |
| 工作物                                                                                                                                                                                                    | 建築物                                                                                                                                                                                                                                    | 庭木樹木                                                                                                                                                                                                                  |
|  <ul style="list-style-type: none"> <li>南西側の急斜面部との境に安全柵がある。</li> <li>電柱、架空線がある。</li> <li>農地を囲むビニールハウスがある。</li> </ul> |  <ul style="list-style-type: none"> <li>8軒の住宅等の建築物がある。</li> </ul>                                                                                    |  <ul style="list-style-type: none"> <li>建築物に伴う庭木、畑地内の樹木がある。</li> </ul>                                                            |
| 道路                                                                                                                                                                                                     | 雨水排水路                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                       |
|  <ul style="list-style-type: none"> <li>市営住宅の取り付け道路がある。</li> </ul>                                                  |  <ul style="list-style-type: none"> <li>市道及び県道の脇に雨水排水路がある。</li> </ul>                                                                               |                                                                                                                                                                                                                       |

| 3-1 周知の埋蔵文化財包蔵地におけるその他要素（遺跡に関わるもの）                                                    |                                                                                                                             |                                                                                                                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地形                                                                                    | 遺物                                                                                                                          |                                                                                                                       |
|      |                                            |                                                                                                                       |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>主に斜面部分となっており、周辺道路からの比高差は15～20mほどある。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>土器等の廃棄場が確認されている。</li> </ul>                                                          |                                                                                                                       |
| 3-2 周知の埋蔵文化財包蔵地におけるその他要素（遺跡に関わらないもの）                                                  |                                                                                                                             |                                                                                                                       |
| 看板、柵等の工作物                                                                             | 工作物                                                                                                                         | 建築物                                                                                                                   |
|     |                                           |                                   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>遺跡の情報発信を目的とした解説板が設置されている。</li> </ul>           | <ul style="list-style-type: none"> <li>遺構が確認された範囲の内、県有地北東部については、県道整備に伴い斜面が削られている。</li> <li>電柱、架空線、太陽光発電施設、擁壁がある。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>6軒の住宅等の建築物がある。</li> </ul>                                                      |
| 畑地・山林                                                                                 | 道路                                                                                                                          | トンネル計画範囲                                                                                                              |
|    |                                          |                                  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>主に舌状台地の斜面部分に畑地、山林がある。</li> </ul>               | <ul style="list-style-type: none"> <li>遺跡北側には畑地への取り付け道路（砂利敷）、遺跡の北側と西側には市道、遺跡の東側には県道（主要地方道川俣安達線）がある。</li> </ul>              | <ul style="list-style-type: none"> <li>主要地方道川俣安達線改良に関する当初計画で、史跡地下にトンネルを通す計画があり、トンネル開口部（出入口）、法面、取り付け道路にあたる。</li> </ul> |

## 第4章 和台遺跡の現状と課題

前章に掲げた構成要素について、「保存管理」・「活用」・「整備」・「運営体制」の項目ごとに、現状と課題を以下のとおりまとめる。

表 4-1 和台遺跡の現状と課題

| 史跡指定地   |                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                             |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         | 現状                                                                                                                                                                                                            | 課題                                                                                                                                                                                                                          |
| 保存管理    | <ul style="list-style-type: none"> <li>一部市有地となっているが、その他は県有地又は民有地となっている。</li> <li>住宅や畑地があり、現在も利用されている。</li> <li>史跡周囲を通る県道整備にともない、遺構下のトンネル掘削の当初計画がある。</li> </ul>                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>史跡指定地の保護のため、公有地化を進める必要がある。</li> <li>史跡指定地内の保護のため、住宅や畑地の移転を進める必要がある。</li> <li>史跡周囲を通る県道整備にあたって、遺構を毀損しないよう県と十分な協議が必要である。</li> </ul>                                                    |
| 活用      | <ul style="list-style-type: none"> <li>本史跡に関する生涯学習として、現地説明会を行っている。</li> </ul>                                                                                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>本史跡の本質的価値の理解を深める上では、現地説明会や体験学習の機会を創出する必要がある。</li> <li>本史跡の本質的価値の理解を深める上では、飯野民俗資料展示室や同時代の白山遺跡など周辺にある施設との連携が必要である。</li> </ul>                                                          |
| 整備      | <ul style="list-style-type: none"> <li>住居群遺構部分は、定期的に除草を行っているものの、草地で藪になっており、縄文時代をイメージできる空間になっていない。</li> <li>本史跡に関する解説板がない。</li> <li>指定地内に電柱、架空線があり、景観を阻害している。</li> <li>県道整備について史跡指定地の下を通るトンネル計画がある。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>住居群遺構部分は、当時の集落の様子をできるだけ分かりやすく伝える遺構表示や復元展示、解説板などが必要である。</li> <li>電柱、架空線を指定地外へ移設するなど、景観を向上することが望まれる。</li> <li>県道整備については、住民の安全確保のため早急にトンネル計画を見直し現道拡幅を行うよう関係者に要請し協議を進める必要がある。</li> </ul> |
| 保護すべき範囲 |                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                             |
|         | 現状                                                                                                                                                                                                            | 課題                                                                                                                                                                                                                          |
| 保存管理    | <ul style="list-style-type: none"> <li>重要な遺構や遺物が確認されている。</li> <li>市道以外は民有地となっている。</li> <li>住宅や畑地があり、現在も利用されている。</li> </ul>                                                                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>指定地外の本質的価値を有する構成要素を保存するため、史跡の追加指定などによる保護措置が必要である。</li> </ul>                                                                                                                         |
| 活用      | <ul style="list-style-type: none"> <li>具体的な活用は行われていない。</li> </ul>                                                                                                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>史跡指定範囲と同様の課題がある。</li> </ul>                                                                                                                                                          |
| 整備      | <ul style="list-style-type: none"> <li>住居群遺構部分は畑地となっている他、住宅が点在しており、縄文時代をイメージできる空間になっていない。</li> <li>指定地内に電柱、架空線があり、景観を阻害している。</li> </ul>                                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>史跡指定範囲と同様の課題がある。</li> </ul>                                                                                                                                                          |

| 周知の埋蔵文化財包蔵地 |                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|             | 現状                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 課題                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 保存管理        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・遺構が確認された範囲の内、県有地北東部については、県道整備にともない斜面が削られている。</li> <li>・史跡周囲を通る県道整備にともない、遺跡周囲の法面掘削の計画がある。</li> </ul>                                                                                                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定地及び保護すべき範囲の周辺環境を形成している要素を保全するための措置が必要である。</li> <li>・史跡周囲を通る県道整備にあたって、遺構を保存するよう県と十分な協議が必要である。</li> <li>・公有地化できない遺跡内の保護のため、所有者及び道路管理者と開発行為に関する十分な協議が必要である。</li> </ul>                                                                                                              |
| 活用          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な活用は行われていない。</li> <li>・駐車場やトイレがなく滞在しづらい。</li> </ul>                                                                                                                                                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地説明や体験学習にともなう離散集合、休憩などに利用することが求められる。</li> <li>・駐車場やトイレの整備が求められる。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                       |
| 整備          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡指定地の周辺に体験や学習を行える施設がない。</li> <li>・解説看板1基のみとなっている。</li> <li>・住居群遺構部分へ行くための通路がない。</li> <li>・遺構が確認された範囲のうち、県有地北東部については、県道整備にともない斜面が削られている。</li> <li>・県道整備について史跡指定地の下を通るトンネル計画がある。</li> </ul>                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地説明会や体験学習を支援するため、本史跡の本質的価値の理解に必要な解説板や休憩施設などの施設整備が必要となるが、地域住民の生活に影響が及ばないよう留意する必要がある。</li> <li>・住居群遺構部分へ行くための移動しやすい園路の整備が必要である。</li> <li>・県道整備については、住民の安全確保のため早急にトンネル計画を見直し現道拡幅を行うよう関係者に要請し協議を進める必要がある。</li> <li>・県道整備について現道拡幅の方向で関係者と協議を進めるにあたって、遺構を毀損しないよう十分な協議が必要である。</li> </ul> |
| 運営体制        |                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|             | 現状                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 課題                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理運営の体制が十分に整っていない。</li> <li>・地域住民の有志が自発的に史跡指定地内の除草などを行っている。</li> <li>・本史跡の保護、活用について積極的に活動する団体はない。</li> <li>・出土品は現在、和台遺跡から1.8km離れた飯野民俗資料展示室に展示されている。</li> <li>・飯野小学校での出前授業や和台遺跡出土品の見学を継続的に実施している。</li> <li>・本史跡に関する生涯学習として、出土品の展示会を行っている。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門職員の配置など持続可能な運営体制づくりが必要である。</li> <li>・身近に触れられる遺跡として、運営活動へ地域住民が気軽に協働参加できる仕組みづくりが必要である。</li> <li>・多様で広範な活動参加機会の創出のため、既存の文化振興団体やまちづくり団体と連携する必要がある。</li> <li>・本史跡を次世代へ継承していく上では、学校教育における学習の継続が必要である。</li> <li>・本史跡を次世代へ継承していく上では、継続的な情報発信が求められる。</li> </ul>                           |

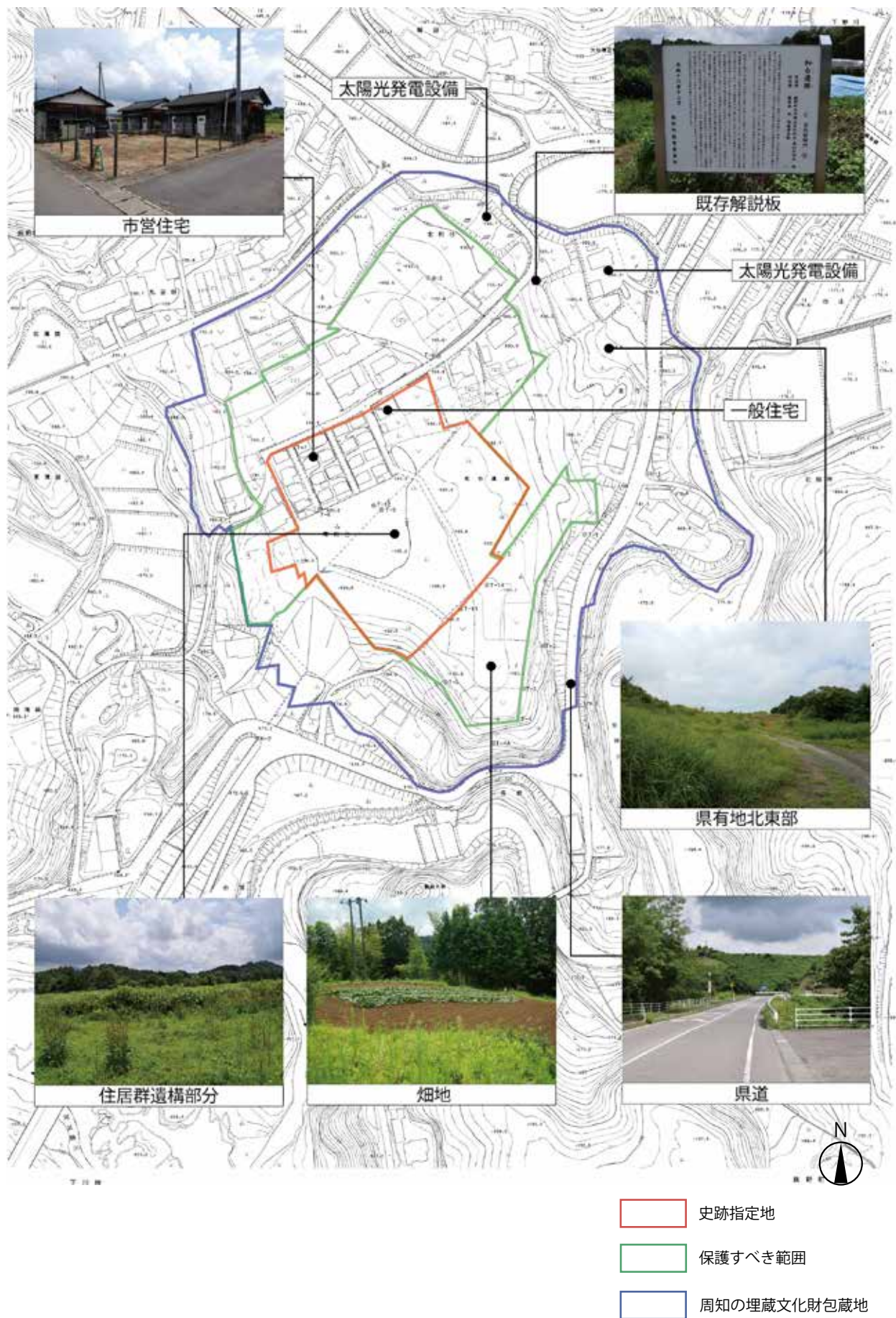


図 4-1 対象範囲現状図

## 第5章 大綱と基本方針

### 第1節 大綱

和台遺跡は、縄文時代中期に栄えた東北地方南部から中部にかけての拠点的な大規模集落で、縄文人が広範な地域と交流し、多種多様な道具や森の恵み・海の恵みを上手に活かして短期集中的に台地に住んでいた、縄文人の記憶が眠る場所である。また、現在も阿武隈川や田畑を眺望できる景観が残されており、数多くの遺構が眠る縄文時代と同じ地形要素の空間となっている。

これらの価値を生かし、和台遺跡の保存活用を進めるため、下記のとおり大綱を示す。

#### 大綱

【縄文中期の交流拠点  
～川と台地に包まれた縄文の風景を感じる～】

- ・台地の上に広場を中心として掘立柱建物、竪穴式住居、貯蔵穴群、落とし穴列といった計画的な集落が形成され、最盛期には 30 軒もの住居が立ち並んでいた。
- ・人体文土器や狩猟文土器をはじめとする多量の土器、石器、骨角器のほか、イノシシ、シカ、クリ、クルミなどの動植物遺体、エイの椎骨、鯛の魚歯といった海洋資源が出土しており、周辺遺跡・遠隔地の遺跡と交流をしていた。
- ・大量の炭化した栗が埋没していた住居から発見され、栽培による品種改良と計画的採取が行われていた可能性が高い。
- ・当史跡は、来訪者が縄文時代と変わらない川と台地の地形環境に包まれて、縄文時代の風景や集落の様子、楽しさなどを体験できる場となるような保存活用を目指す。

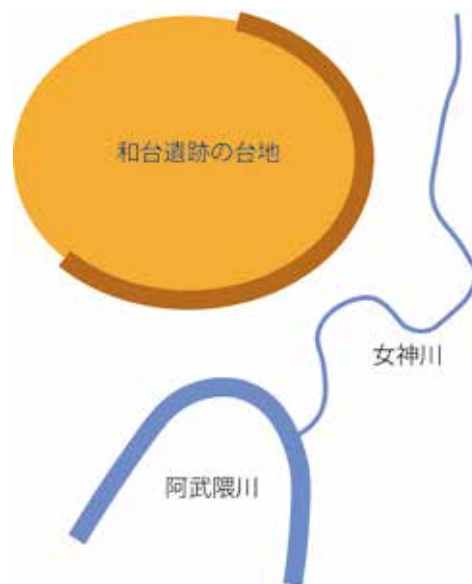


図 5-1 和台遺跡の地形環境

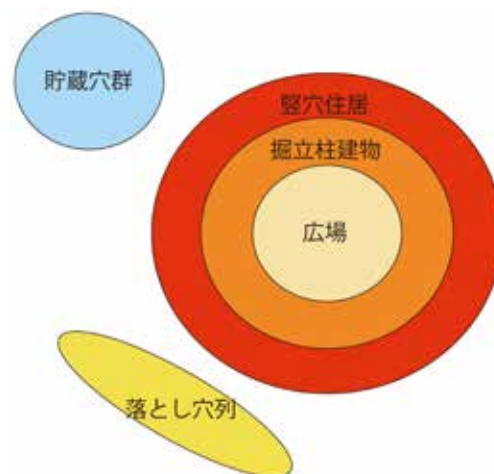


図 5-2 縄文時代における計画的集落形成

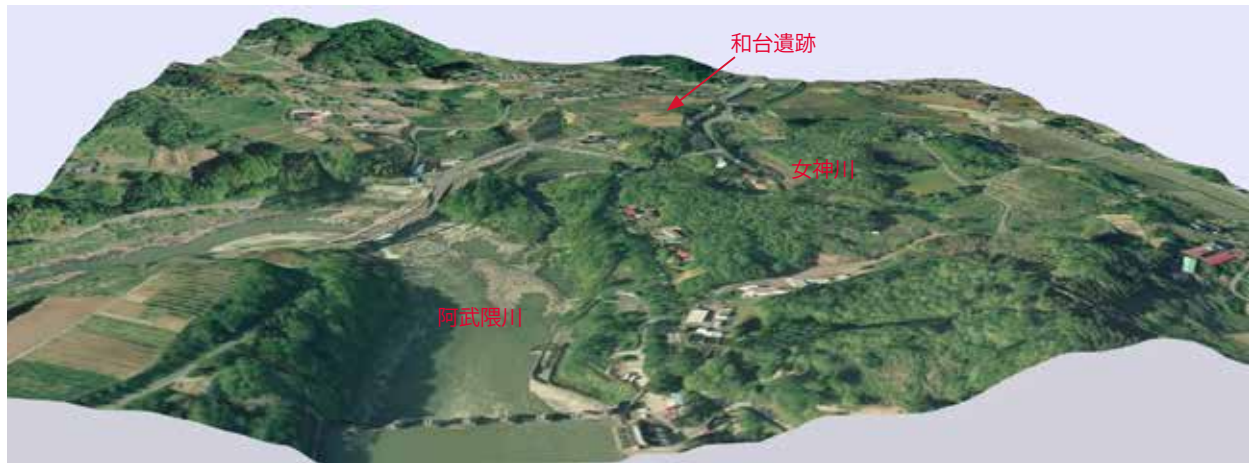


図 5-3 和台遺跡の地形俯瞰（国土地理院 HP より作成）

## 第2節 基本方針

上記に示した大綱を実現するため、以下の基本方針に基づき計画を進めていく。

### 【保存管理】

- ・和台遺跡の本質的価値を構成する諸要素を保存し、後世に確実に引き継ぐ。
- ・指定地外においても遺跡包蔵地の適切な保存に努める。
- ・県道整備についてトンネル計画の見直し調整を図る。

### 【活用】

- ・本質的価値を的確に伝えるとともに、縄文の暮らしが体験できる機会を提供する。
- ・現地説明会や体験学習など、市内の学校教育や生涯学習における幅広い利用者に対応した多様な活用プログラムを提供する。
- ・近隣の関連施設、関連遺跡と連携した公開・活用を図り、地域資源を活かした市内外への学習機会を提供する。
- ・市民が日常的に利用できる場を提供するとともに、情報発信とPRを行う。

### 【整備】

- ・本史跡の本質的価値を分かりやすく伝えるために必要なガイダンス施設や解説板・遺構展示などを整備する。
- ・縄文人が暮らしていた眺望に配慮した景観形成を図り、いにしへの浪漫を感じられる場を提供する。
- ・来訪者にとって分かりやすく、地域住民の生活に影響が及ばないよう留意した便益施設を整備する。

## 【運営・体制】

・多様な活動が行えるよう、既存施設の経験・技術や新たな市民参画により、官民学連携の強固な管理・運営体制を構築する。

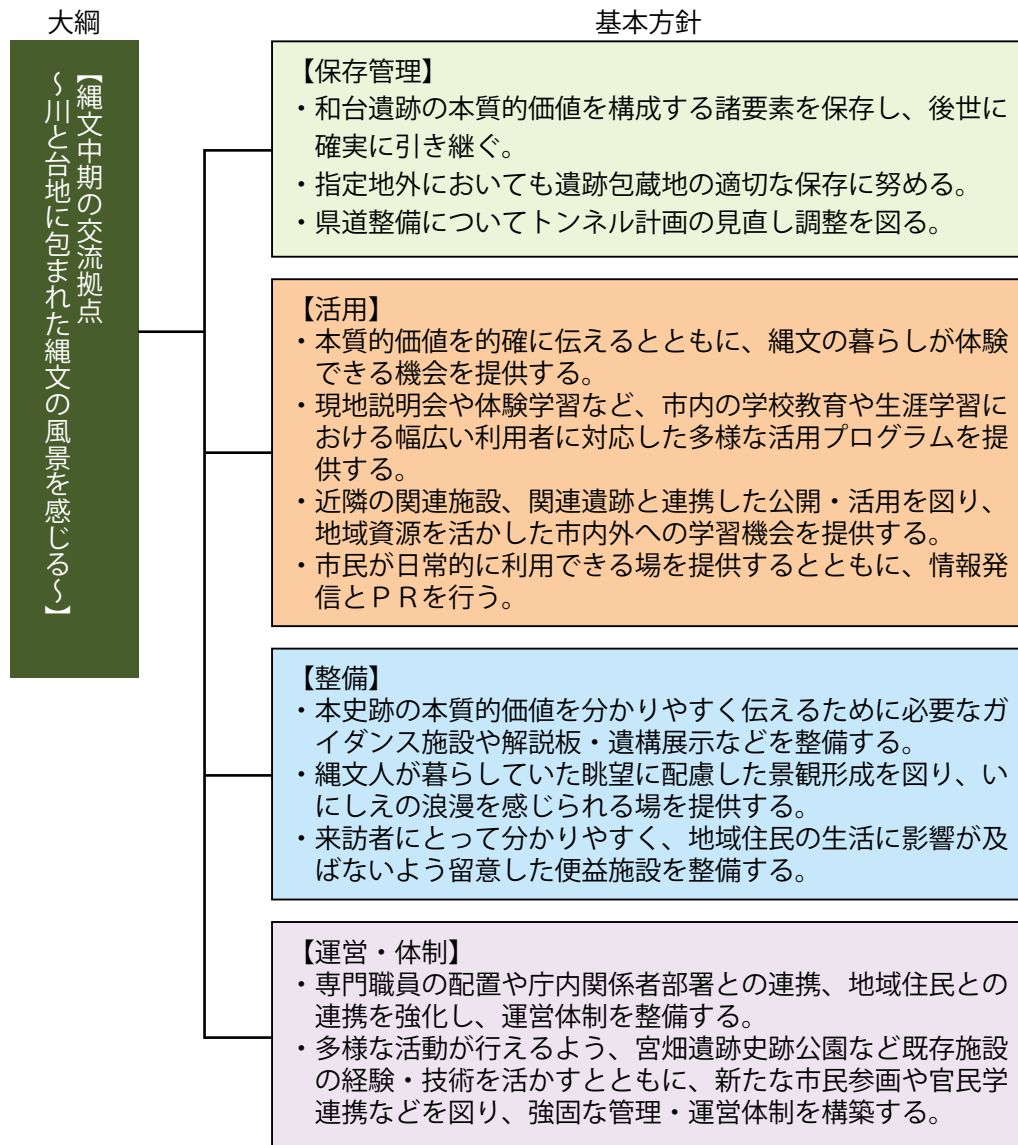


図 5-4 大綱と基本方針

## 第6章 保存管理の方針・方法

史跡和台遺跡の本質的価値を構成する諸要素を確実に保護し、次世代へと継承するために史跡の保存管理の方法と現状変更の取扱い方針・基準について定める。

### 第1節 保存管理の方針

史跡指定地内にある遺構・遺物を確実に保存し、後世に引き継いでいく。

加えて、周知の埋蔵文化財包蔵地内の保護すべき範囲にある遺構・遺物について確実に保存できるような対策を進め、これらについても後世に引き継ぐことができるように努める。

更に、周知の埋蔵文化財包蔵地内の保護すべき範囲以外の部分については、開発行為対して事前調査を行い、必要に応じて遺構・遺物を保護するよう努める。

また、本史跡から眺望できる景観を保全する上では、指定地周辺の景観誘導が重要であることから、周知の埋蔵文化財包蔵地における景観保全の誘導に努める。

#### （1）史跡指定地における保存管理の方針

- ①開発行為による遺構・遺物の毀損を防ぎ、確実な保存を図る。
- ②整備活用にあたっては、遺構・遺物の保存を大前提とする。
- ③遺構・遺物を保護するため、日常的、定期的な維持管理を図る。
- ④出土遺物にあたっては、適切な保存管理を図る。

#### （2）保護すべき範囲における保存管理の方針

- ①遺構・遺物を確実に保存するための措置を講じる。
- ②住宅や畑地の移転を進め、開発行為の抑止を図る。
- ③遺構・遺物を損なわないよう日常的、定期的な維持管理を図る。

#### （3）周知の埋蔵文化財包蔵地における保存管理の方針

- ①開発行為により遺構・遺物が毀損しないよう事業者に対して保護を求める。
- ②眺望景観を保護するため、建造物や工作物の景観誘導を図る。
- ③史跡周辺の自然と調和するよう、既存樹木の伐採や新規植栽について景観誘導を図る。
- ④調査によって史跡としての本質的価値を有する遺構・遺物が発見された場合は、追加指定により保護を図る。

#### （4）住民参加型の保存管理の推進

- ①保存管理への積極的な住民参加を推進する。

#### （5）県道整備に係る見直し協議の推進

- ①車両通行の安全性確保のため、トンネル計画の見直しを早急に推進する。
- ②県道整備にあたっては、遺構・遺物を毀損しないよう保護を図る。

## 第2節 保存管理の方法

基本方針に基づき、保存管理の方法を以下に示す。

### （1）史跡指定地内における保存管理

- ①住宅や畑地の移転を進め、計画的な公有地化を進める。
- ②史跡指定地における現状変更の取扱い基準を定める。
- ③草刈り・除草、点検・巡回等、日常的・定期的な維持管理を行う。
- ④保管されている出土遺物の分類・整理を進める。

### （2）保護すべき範囲における保存管理

- ①史跡における追加指定を進める。
- ②住宅や畑地の移転を進め、計画的な公有地化を目指す。
- ③開発行為に対する強い規制を求める。
- ④草刈り・除草、点検・巡回等、日常的・定期的な維持管理を行う。
- ⑤保管されている出土遺物の分類・整理を進める。

### （3）周知の埋蔵文化財包蔵地における保存管理

- ①事前調査により遺構が確認された場合は、開発行為に対する抑制を求める。
- ②事前調査により遺物が確認された場合は、取上げ・保管・整理を行う。
- ③調査によって史跡としての本質的価値を有する遺構・遺物が発見された場合は、追加指定により保護を図る。
- ④必要に応じ、景観保護のための基準を定める。
- ⑤周辺の樹木について、史跡からの眺望景観を阻害することがないように、適切な管理に努める。

### （4）住民参加型の保存管理の推進

- ①草刈り・除草、点検・巡回等、日常的・定期的な維持管理において、積極的な住民参加を呼びかける。
- ②市民の貴重な資産として後世に継承していくための仕組みをつくる。

### （5）県道整備に係る見直し協議の推進

- ①見直し要請あたっては、トンネル計画の保留状況や早期の安全性確保を望む住民要望などを踏まえ、現道拡幅による見直しを要請する。  
なお、現道拡幅による見直しにおいて、車両通行の安全性が十分に担保されることを、市並びに県の担当課等へ確認する。
- ②現道拡幅による拡幅範囲について、遺構への影響が最小限になるよう、市並びに県の担当課等と調整を図る。

### 第3節 追加指定等の方向性

平成18年の史跡指定以後の調査により、指定地周囲においても和台遺跡の本質的価値が認められることが明らかとなったことから、指定地の南側エリア 7,436.30㎡及び北側エリア 19,741.83㎡を保護すべき範囲として定めている。

これらの範囲について、土地所有者の同意を得られた部分から、追加指定を進めることとする。

南側エリアについては、和台遺跡の本質的価値であげた広場を中心とした大規模集落跡に係る遺構・遺物が確認されている面的な場所であり、遺跡の保護を優先的に進める必要がある。また、土地利用の現状として、建築物や工作物がなく畑地となっていることから、比較的移転を進めやすい状況といえる。

一方、北側エリアについては、一部に住居群跡があるものの、貯蔵穴群や落とし穴列が多く確認されている場所であり、広場を中心とした大規模集落跡の外郭を構成する要素が多くを占めている。また、現状の土地利用として住宅などの建築物や工作物があり、居住者が農地を営んでいることから、住宅や畑地の移転が進めにくい状況といえる。

これらを踏まえ、追加指定については南側エリアを優先して進めることとする。

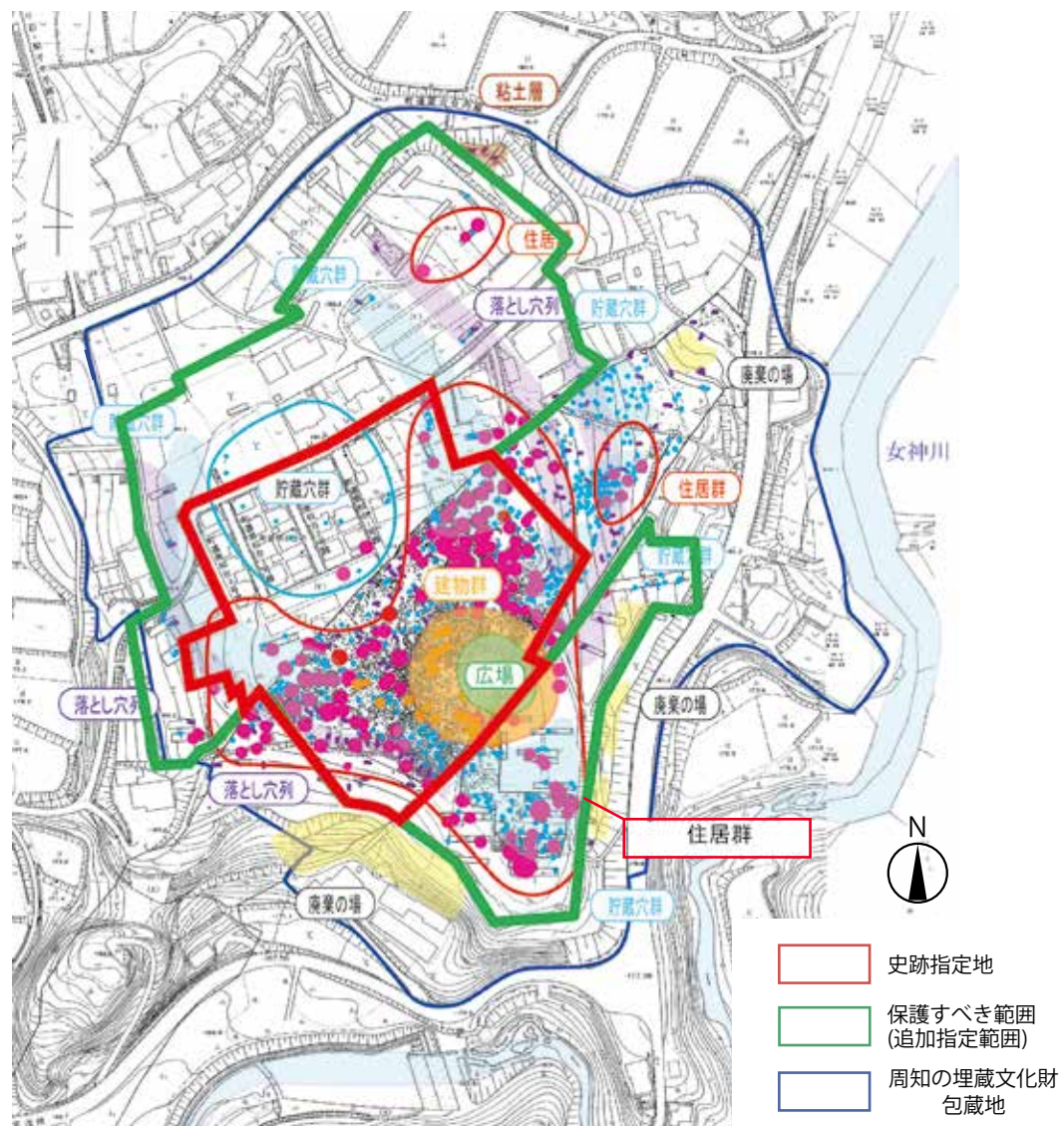


図 6-1 和台遺跡の集落構成と追加指定範囲

## 第4節 現状変更等の取扱い方針・取扱い基準

史跡指定地における本質的価値を保護するために、開発行為について、現状変更等の取扱い方針と基準を定める。

### (1) 取扱い方針

遺跡を破損又は毀損する行為は原則として認めない。

ただし、遺跡を保護するための保存整備並びに遺跡を破損又は毀損しない範囲で行う活用整備にともなう行為等については、文化財保護法に定められた現状変更等の許可を得たものに限り認める。（文化財保護法第百二十五条、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則 第一条 参照）

また、既存の建築物及び工作物の撤去、公道及び農業従事に係る道路・園路の維持管理行為・廃止・撤去、並びにそれら附帯施設の改修・撤去、樹木の枯死・虫害による伐採・伐根については、遺跡を破損又は毀損しない範囲で認めるものとする。

なお、史跡の維持に関する措置についての許可申請は不要である。（特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則 第四条 参照）

### (2) 取扱い基準

遺跡を破損又は毀損する行為は認めない。また、遺構を保護するための保存整備並びに遺構を破損又は毀損しない範囲で行う活用整備について、現状変更等の取扱い基準を次に示す。



図 6-2 史跡指定地範囲

表 6-1 現状変更等の取扱い基準

| 項目     |          | 取扱い基準                                                     |
|--------|----------|-----------------------------------------------------------|
| ①建築物   | 便益施設     | 新築は認めない。<br>ただし、本計画に基づく指定地外での整備は可能とする。                    |
|        | ガイダンス施設  | 新築は認めない。<br>ただし、本計画に基づく指定地外での整備は可能とする。                    |
|        | 上記以外の建築物 | 新築、増築、建替は認めない。<br>ただし、既存建築物の掘削を伴わない改修、撤去は認める。             |
| ②工作物   |          | 撤去および維持管理上必要な改修は認める。<br>新設は史跡の保存管理・活用（史跡整備）に伴うもののみ認める。    |
| ③道路・園路 | 道路       | 廃止・撤去および公道や農業従事に係る道路の維持管理上必要な改修は認める。                      |
|        | 園路       | 廃止・撤去および維持管理上必要な改修は認める。<br>新設は史跡の保存管理・活用（史跡整備）に伴うもののみ認める。 |
| ④埋設管   |          | 撤去および維持管理上必要な改修は認める。<br>新設は史跡の保存管理・活用（史跡整備）に伴うもののみ認める。    |
| ⑤側溝    |          | 撤去および維持管理上必要な改修は認める。<br>新設は史跡の保存管理・活用（史跡整備）に伴うもののみ認める。    |
| ⑥樹木    |          | 植栽、伐採・伐根については、枯死・虫害による伐採・伐根および史跡の保存管理・活用（史跡整備）に伴うもののみ認める。 |
| ⑦地形の変更 |          | 切土・盛り土等の地形の変更は史跡の保存管理・活用（史跡整備）および災害復旧のために必要なもののみ認める。      |
| ⑧発掘調査  |          | 史跡の保存管理・活用（史跡整備）に係るものは認める。                                |

※ 本計画に定めのない事項については、関係部署や機関等と協議のうえ、個別に判断する。

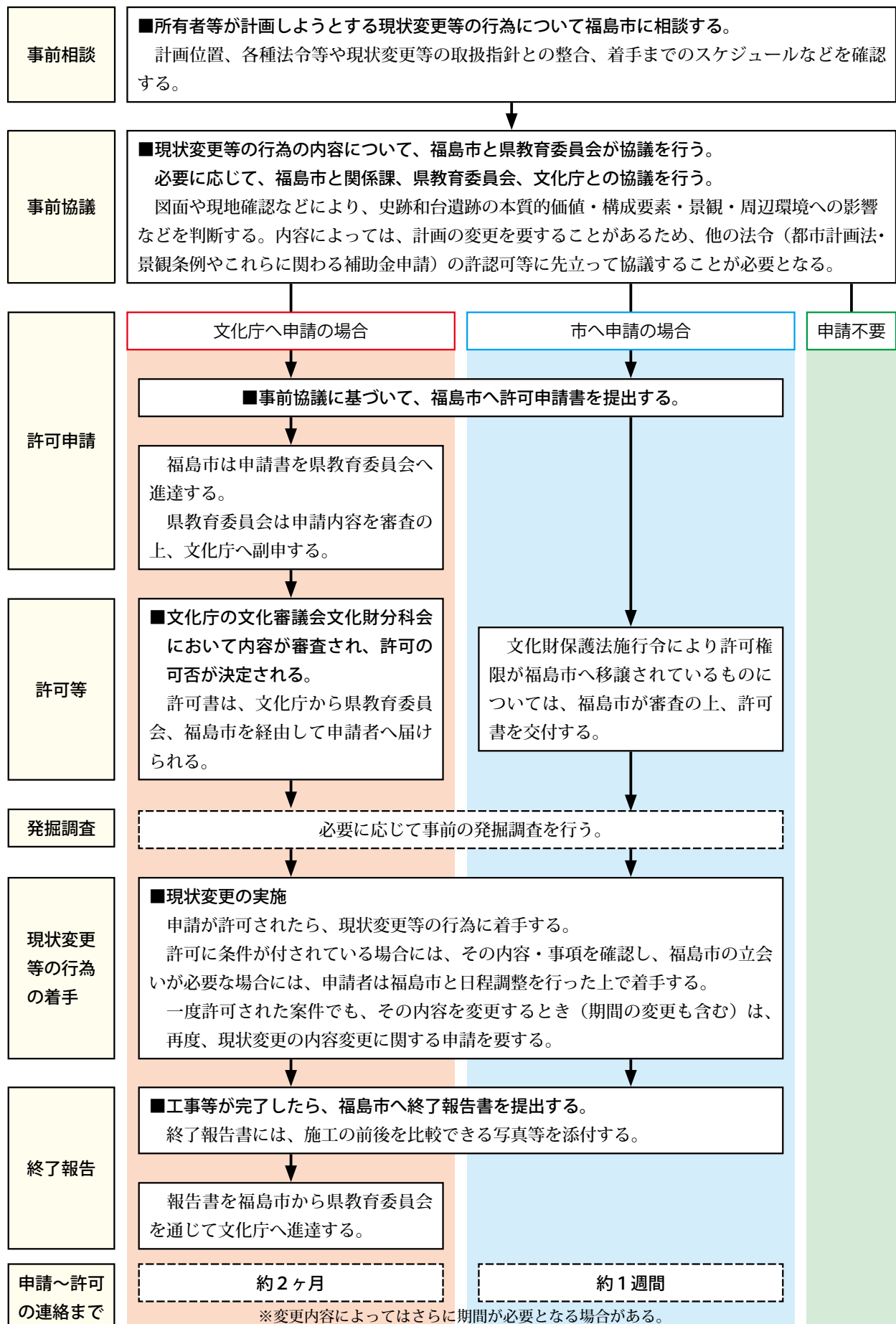


図 6-3 現状変更等の許可申請に係る事務手続きの流れ

## 第5節 周知の埋蔵文化財包蔵地の取扱い方針

周知の埋蔵文化財包蔵地における遺跡の保存を求めるとともに、これまでの調査で判明している和台遺跡の本質的価値が存在している保護すべき範囲の遺構・遺物を保護するための取扱い方針を定める。

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事などの開発事業を行う場合には、市に事前の届出等（文化財保護法 93・94 条）を行う。届け出があった場合は市が発掘調査を行い、遺跡の有無を確認する。遺跡が確認された場合は、遺跡を保存するよう開発事業者と協議を行い開発行為の抑制を求める。協議の結果、やむを得ず遺跡を現状のまま保存できない場合には、必要な範囲における発掘調査を行って遺跡の記録を残す。

和台遺跡の周知の埋蔵文化財包蔵地における史跡指定地周辺では、史跡指定地で確認されている本質的価値に準じる重要な遺跡が確認されており、追加指定を進める保護すべき範囲が計画されている。それらの本質的価値を保護するよう開発事業者に強く制限を求めるとともに、市は速やかに保護すべき範囲の追加指定を図る。

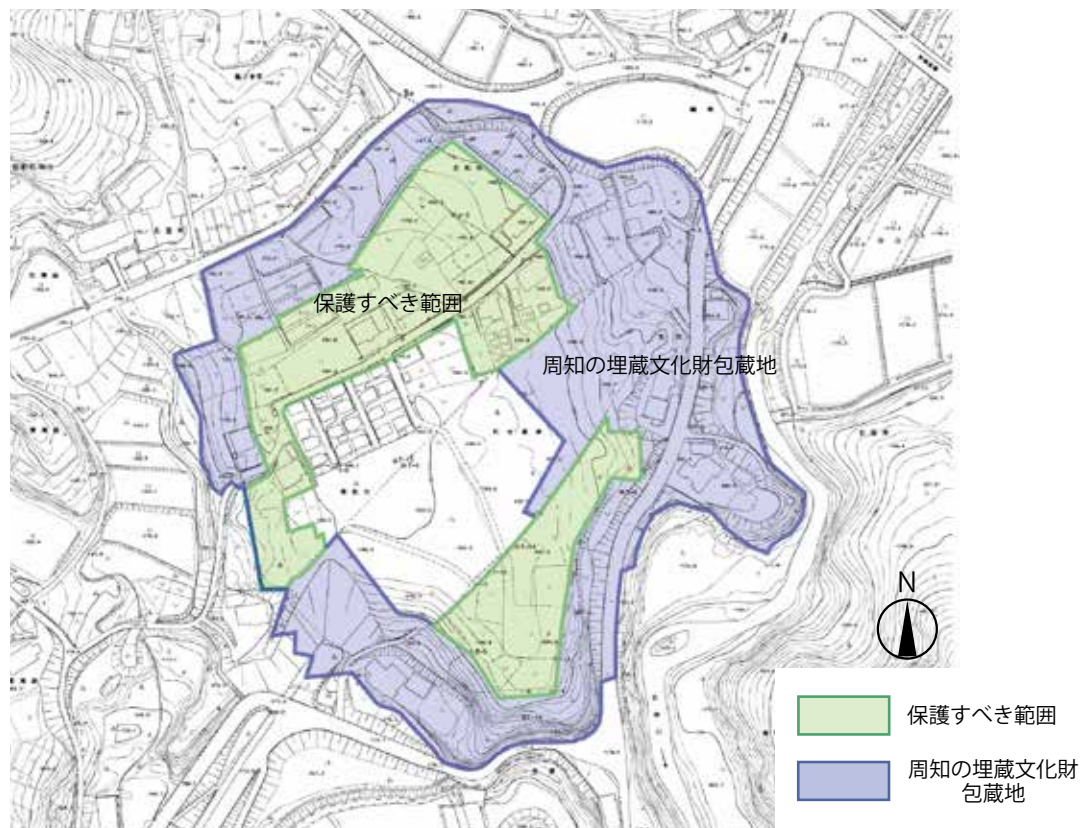


図 6-4 取扱い方針の地区区分

表 6-2 保存管理の課題・方針・方法一覧表

| 史跡指定地                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 課題                                                                                                                                                                             | 保存管理の方針                                                                                                                                                                                                                                      | 保存管理の方法                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 史跡指定地の保護のため、公有地化を進める必要がある。</li> <li>・ 史跡指定地内の保護のため、住宅や畑地の移転を進める必要がある。</li> <li>・ 史跡周辺を通る県道整備にあたって、遺構を毀損しないよう県と十分な協議が必要である。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開発行為による遺構・遺物の毀損を防ぎ、確実な保存を図る。</li> <li>・ 整備活用にあたっては、遺構・遺物の保存を大前提とする。</li> <li>・ 遺構・遺物を保護するため、日常的、定期的な維持管理を図る。</li> <li>・ 出土遺物にあたっては、適切な保存管理を図る。</li> <li>・ 県道整備にあたっては、遺構・遺物を毀損しないよう保護を図る。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅や畑地の移転を進め、計画的な公有地化を進める。</li> <li>・ 史跡指定地における現状変更の取扱い基準を定める。</li> <li>・ 草刈り・除草、点検・巡回等、日常的・定期的な維持管理を行う。</li> <li>・ 保管されている出土遺物の分類・整理を進める。</li> <li>・ 県道整備については、トンネル計画の保留状況や早期の安全性確保を望む住民要望などを踏まえ現道拡幅による見直しを要請する。</li> </ul>                     |
| 保護すべき範囲                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 課題                                                                                                                                                                             | 保存管理の方針                                                                                                                                                                                                                                      | 保存管理の方法                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定地外の本質的価値を有する構成要素を保存するため、史跡の追加指定などによる保護措置が必要である。</li> </ul>                                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遺構・遺物を確実に保存するための措置を講じる。</li> <li>・ 住宅や畑地の移転を進め、開発行為の抑止を図る。</li> <li>・ 遺構・遺物を損なわないよう日常的、定期的な維持管理を図る。</li> </ul>                                                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 史跡における追加指定を進める。</li> <li>・ 住宅や畑地の移転を進め、計画的な公有地化を目指す。</li> <li>・ 開発行為に対する強い規制を求める。</li> <li>・ 草刈り・除草、点検・巡回等、日常的・定期的な維持管理を行う。</li> <li>・ 保管されている出土遺物の分類・整理を進める。</li> <li>・ 県道整備については、トンネル計画の保留状況や早期の安全性確保を望む住民要望などを踏まえ現道拡幅による見直しを要請する。</li> </ul> |

| 周知の埋蔵文化財包蔵地範囲                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 課題                                                                                                                                                                                                               | 保存管理の方針                                                                                                                                                                                                                                        | 保存管理の方法                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定地及び保護すべき範囲の周辺環境を形成している要素を保全するための措置が必要である。</li> <li>・ 史跡周囲を通る県道整備にあたって、遺構を保存するよう県と十分な協議が必要である。</li> <li>・ 公有地化できない遺跡内の保護のため、所有者及び道路管理者と開発行為に関する十分な協議が必要である。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開発行為により遺構・遺物が毀損しないよう事業者に対して保護を求める。</li> <li>・ 眺望景観を保護するため、建造物や工作物の景観誘導を図る。</li> <li>・ 史跡周辺の自然と調和するよう、既存樹木の伐採や新規植栽について景観誘導を図る。</li> <li>・ 調査によって史跡としての本質的価値を有する遺構・遺物が発見された場合は、追加指定により保護を図る。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前調査により遺構が確認された場合は、開発行為に対する抑制を求める。</li> <li>・ 事前調査により遺物が確認された場合は、取上げ・保管・整理を行う。</li> <li>・ 調査によって史跡としての本質的価値を有する遺構・遺物が発見された場合は、追加指定により保護を図る。</li> <li>・ 必要に応じ、景観保護のための基準を定める。</li> <li>・ 周辺の樹木について、史跡からの眺望景観を阻害することがないよう、適切な管理に努める。</li> </ul> |

## 第7章 活用の方針・方法

和台遺跡では縄文時代中期末葉における拠点的な大規模集落であった遺跡の特徴を学ぶための活用を進めると共に、地元市民が身近に触れられる日常的な利用を推進する。

加えて、川と台地に包まれた縄文時代から続く風景を活かした憩いの場としての活用を進めることを目指すこととする。

さらに、地域の宝として継承し、魅力を発信していくため、市内の同時代の遺跡である宮畑遺跡史跡公園や飯野白山遺跡と連携し、情報発信とPRを行う。

### 第1節 活用の方針

#### (1) 史跡の本質的価値を理解できる機会の提供

・来訪者に本質的価値を的確に伝え理解してもらうため、計画的な集落形成を分かりやすく伝える遺構の紹介と地形環境を活かした風景が同時に楽しめる機会を提供する。

#### (2) 学習機会と多様な活用プログラムの提供

・和台遺跡に幅広い利用者が訪れてもらうため、市内の学校教育や生涯学習に対応した学習機会を提供するとともに、関連施設や関連遺跡と連携した公開・活用の機会を提供する。

・多くの人に遺跡に興味をもってもらうため、フリーマーケットや野外音楽祭など多様なイベント開催の場として提供する。

#### (3) 市民が日常的に訪れられる機会の提供

・市民が気軽に訪れ、散策して学ぶ場を提供する。  
・身近に触れられる遺跡として清掃などの維持管理に参加できる機会を提供する。

#### (4) 情報発信とPR

・和台遺跡の価値や保存活用の取り組みを知ってもらうため、市内外に向けた情報発信とPRを行う。



写真 7-1 現地見学会  
(じょーもびあ・遺跡の案内人)



写真 7-2 遺跡ツアー  
(笹山遺跡・十日町市博物館 HP より)

#### 縄文食体験



縄文時代の食事はどんな食事？  
黒曜石で肉を切ったり、磨石でシジミをすりつぶしたりして、縄文人の食事を再現します。レプリカの縄文土器で焼飯きも行います。さて、そのお味は…？

日 時：11月2日（土）10:00～13:00  
場 所：東京都埋蔵文化財調査センター 遺跡展示「縄文の村」  
江戸前線駅・小田原駅・小田原駅（多摩センター）東口徒歩5分  
多摩モノレール「多摩センター」徒歩7分 ※公共の交通機関をご利用ください。  
定 員：小学4年生以上の親子15組  
※親子1組は3人まで。  
費 用：無料

写真 7-3 縄文食の体験  
(東京都埋蔵文化財センター HP より)



写真 7-4 竪穴住居の組立体験  
(梅ノ木遺跡 HP より)

## 第2節 活用の方法

### (1) 史跡の本質的価値を理解できる機会の提供

和台遺跡の立地の特徴や計画的集落の形を現地で体感し、豊富な出土品や栗の管理栽培の様子を解説するなど、現地説明会や体験プログラムを推進する。

#### 【具体的手法】

- ・ 現地説明会
- ・ 石器づくり土器づくり体験プログラム
- ・ 竪穴住居づくり体験プログラム
- ・ 栗や胡桃の栽培・収穫・調理体験プログラム
- ・ 研究成果の講座
- など

### (2) 学習機会と多様な活用プログラムの提供

市内の学校教育に対応した総合学習や出張授業の開催、飯野白山遺跡、飯野民俗資料展示室、宮畑遺跡史跡公園と連携した生涯学習講座の開催などの公開活用プログラムを推進する。

#### 【具体的手法】

- ・ 小中学校総合学習支援プログラム
- ・ 遠足等での積極的な活用
- ・ 縄文時代を学ぶ生涯学習プログラム
- ・ 縄文時代に学ぶSDGsな暮らし講座
- など

また、歴史的建造物・神社仏閣・城跡・美術館・博物館などの独特な雰囲気を持つ会場で、会議・レセプション・イベント等を実施することにより、特別感や地域特性を演出することを目的とし、本来の用途とは異なるニーズに応じて特別に貸し出される会場を「ユニークベニュー」と呼んでいる。平成31年には文化庁より「文化財を活用したユニークベニューハンドブック」が出され、文化財の多様な利用の手法として推進されている。

そこで、和台遺跡においても、多様なイベント開催の場として利用してもらえるよう情報発信を推進する。

#### 【具体的手法】

- ・ フリーマーケット
- ・ 野外音楽祭
- ・ アートフェスティバル
- ・ スポーツイベント
- など



写真 7-5 火おこし体験  
(登呂遺跡)



写真 7-6 石斧体験  
(古津八幡山遺跡)



写真 7-7 ユニークベニュー事例 1  
(文化財を活用したユニークベニュー  
ハンドブックより)



写真 7-8 ユニークベニュー事例 3  
(十日町市博物館 HP より・  
十日町縄文ツアーズ野外レストラン)

### （３）市民が日常的に利用できる機会の提供

地元住民の日常的な利用を図り、身近な存在として親しみのある文化財として受け継がれるように、健康促進利用などを推進するとともに、清掃・除草などの維持管理に参加できる仕組みを創出する。

#### 【具体的手法】

- ・散策や健康づくりのコースとしての活用
- ・清掃・除草活動の粗品付きボランティア募集
- ・花や実など四季が楽しめる場所の創出など

### （４）情報発信とPR

・和台遺跡の持つ価値魅力を幅広く伝えるために学習センターや地域コミュニティと協働で広報活動を行う。

また、飯野民俗資料展示室や市内各施設での情報発信活動を行う。

#### 【具体的手法】

- ・市報、回覧板による市民への啓発
- ・シンポジウム等の開催による市民への啓発
- ・学習センター活動などの講座
- ・飯野民俗資料展示室や学習センター等での企画展示
- ・市内イベントにおける「和台遺跡情報コーナー」の設置
- ・和台遺跡に関する情報の整理及びインターネットによる広い地域への情報発信など

### （５）市内観光施設との連携

福島市内の観光施設と連携し、和台遺跡を含めた周遊観光を創出する。

#### 【具体的手法】

- ・一般社団法人福島市観光コンベンション協会ホームページにある「モデルコース」に飯野地区文化財満喫コースなどを掲載
- ・市内観光案内所でパンフレットを配布
- ・飯野町の観光スポットで特典配布など



写真 7-9 清掃ボランティア

（佐渡市 HP より・文化的景観笹川集落）



写真 7-10 シンポジウム事例

（城の山古墳・地元小学生による研究発表会）

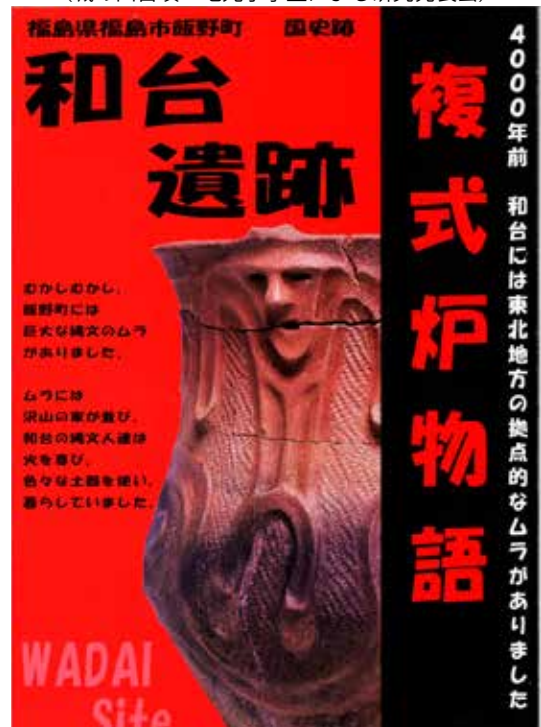


写真 7-11 和台遺跡パンフレット



図 7-1 主な市内観光施設等



図 7-2 飯野町文化財マップ

表 7-1 活用の課題・方針・方法一覧表

| 史跡指定地                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 保護すべき範囲                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 周知の埋蔵文化財包蔵地範囲                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 課題                                                                                                                                                                                                                                               | 活用の方針                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 活用の方法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・本史跡の本質的価値の理解を深める上では、現地説明会や体験学習の機会を創出する必要がある。</li> <li>・本史跡の本質的価値の理解を深める上では、飯野民俗資料展示室や同時代の白山遺跡など周辺にある施設との連携が必要である。</li> <li>・現地説明や体験学習にともなう離散集合、休憩などに利用することが求められる。</li> <li>・駐車場やトイレの整備が求められる。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・来訪者に本質的価値を的確に伝え理解してもらうため、計画的な集落形成を分かりやすく伝える遺構の紹介と地形環境を活かした風景が同時に楽しめる機会を提供する。</li> <li>・和台遺跡に幅広い利用者が訪れてもらうため、市内の学校教育や生涯学習に対応した学習機会を提供するとともに、関連施設や関連遺跡と連携した公開・活用の機会を提供する。</li> <li>・多くの人に遺跡に興味をもってもらうため、フリーマーケットや野外音楽祭など多様なイベント開催の場として提供する。</li> <li>・市民が気軽に訪れ、散策して学ぶ場を提供する。</li> <li>・身近に触れられる遺跡として清掃などの維持管理に参加できる機会を提供する。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地説明会</li> <li>・石器づくり土器づくり体験プログラム</li> <li>・竪穴住居づくり体験プログラム</li> <li>・栗や胡桃の栽培-収穫-調理体験プログラム</li> <li>・研究成果の講座</li> <li>・小中学校総合学習支援プログラム</li> <li>・遠足等での積極的な活用</li> <li>・縄文時代を学ぶ生涯学習プログラム</li> <li>・縄文時代に学ぶSDGsな暮らし講座</li> <li>・フリーマーケット</li> <li>・野外音楽祭</li> <li>・アートフェスティバル</li> <li>・スポーツイベント</li> <li>・散策や健康づくりのコースとしての活用</li> <li>・清掃・除草活動の粗品付きボランティア募集</li> <li>・縄文の集落景観と四季を感じることができる植栽整備</li> </ul> |

## 第8章 整備の方針・方法

和台遺跡における遺構保存と保護のための整備を行うとともに、遺構展示や周辺景観を含めた本質的価値を伝える空間創出を目指した活用のための整備を行う。

### 第1節 整備の方針

#### (1) 保護のための整備

整備にあたっては、遺構面に構造物の基礎や樹木の根が接しないよう構面から30cm以上の保護盛り土を行うことを基本とする。また、指定地周辺の包蔵地には斜面地があることから、自然災害によって崩落の危険が生じた場合は、関係諸機関を含む専門の有識者から意見を聴き、速やかに復旧や対策を講じることとする。

#### (2) 史跡の価値をわかりやすく伝える整備

- ・来訪者に本質的価値を的確に伝え理解してもらうため、計画的な集落形成を分かりやすく伝える遺構展示の整備を図る。
- ・遺構展示の解説と地形環境を活かした風景の解説が同時に楽しめるサイン整備を図る。
- ・本史跡の本質的価値を分かりやすく伝えるため、ガイダンス施設を整備する。

#### (3) いにしへの浪漫が感じられる整備

- ・縄文人が暮らしていた眺望に配慮した景観形成を図り、眺望を阻害しない構造物や植栽の配置とする。
- ・栗などの管理栽培を連想させる植栽を行う。
- ・遺構展示による施設整備だけでなく、デジタル端末等を活用した展示も検討する。

#### (4) 来訪者が分かりやすい便益施設等の整備

- ・和台遺跡は台地の上に位置していることから、お年寄りや足の不自由な方でも訪れやすいよう、アクセス性の向上やトイレなど便益施設の整備を図る。
- ・駐車場から本史跡までの案内や史跡内の散策誘導のためのサイン整備を図る。
- ・必要に応じて体験プログラムに利用する材料や道具を保管する倉庫の整備を図る。



写真 8-1 平面表示による遺構展示事例 1



写真 8-2 平面表示による遺構展示事例 2



写真 8-3 平面表示による遺構展示事例 3



写真 8-4 解説サインの事例 1

## 第2節 整備の方法

### (1) 保護のための施策

史跡指定地は遺構面から 50cm保護層となるよう、全体的な盛り土を行う。

また、東側及び西側の斜面地においては、地形変更を行う場合に安定勾配を確保するとともに、法面保護を図る。

#### 【具体的手法】

- ・指定地内の保護盛り土の実施
- ・斜面地の法面保護の実施
- など



写真 8-5 解説サインの事例 2

### (2) 史跡の価値をわかりやすく伝える整備

計画的集落の構成を示す、広場、掘立柱建物、竪穴住居などの遺構表示を行うとともに、遺跡全体を紹介する総合解説や遺構表示の個別解説、案内誘導サインの整備を推進する。

#### 【具体的手法】

- ・ガイダンス施設の整備
- ・広場、掘立柱建物、竪穴住居の遺構の平面表示
- ・貯蔵穴の平面表示
- ・総合解説板、個別解説板、案内誘導サインの設置
- など

本史跡の本質的価値を解説するガイダンス施設を整備し、縄文中期末葉の大規模集落、生活や生業・精神文化を示す遺構・遺物の紹介をする。

なお、ガイダンス施設の整備完了までは、飯野民俗資料展示室や飯野支所・学習センターへの展示コーナー設置等によりガイダンス機能を図ることとする。

また、複式炉を持つ竪穴住居の復元展示については隣接する飯野白山遺跡で実施していることから、飯野白山遺跡と連携して解説を行う。



写真 8-6 誘導サインの事例



写真 8-7 飯野白山遺跡復元住居



写真 8-8  
和台遺跡と飯野白山遺跡の位置

### （３）いにしへの浪漫が感じられる整備

舌状台地からの阿武隈川を眺望するための視点場を創出するとともに、地域の人とも協力しながら、縄文時代の植生を、地域の景観との調和にも配慮しながら再現することで、縄文の集落景観と四季を感じることができる植栽整備を行う。

#### 【具体的手法】

- ・展望広場の設置
- ・縄文の集落景観と四季を感じることができる植栽整備
- ・AR（拡張現実）技術によるデジタル体感サービスの提供  
など



写真 8-9 AR 技術による遺構展示事例  
(奈良文化財研究所 HP より)

### （４）来訪者が分かりやすい便益施設の整備

和台遺跡は台地の上にある遺跡であることから視認性が低くなることが懸念されるため、周囲の県道から分かりやすい位置に駐車場を配置する。合わせてトイレなどの便益施設においては駐車場と一体的な整備を推進する。

#### 【具体的手法】

- ・飯野町市街地方面の北側に駐車場を設置
- ・駐車場内にトイレを設置
- ・施設サインを駐車場入り口付近に設置  
など



写真 8-10 史跡指定地からの眺望

### （５）整備計画案

史跡指定範囲において遺構展示と眺望空間の整備を進めるとともに、指定地外にガイダンス施設及び駐車場・トイレなど便益施設を整え、指定地とのバッファゾーンとして縄文の集落景観と四季を感じることができる植栽整備を行う。

今後保護を要する範囲においては、北側エリアは個人住宅並びに耕作地が現存することから将来的な整備として位置づけ、構造物がない南側エリアにおいて遺構展示を計画する。南側エリアについては公有地化を行った後の整備が望ましいが、公有地化前の段階での借地などによる手法も視野に入れる。

図 8-1 に計画案を示す。



写真 8-11 今後保護を要する範囲 北側エリア現況



写真 8-12 今後保護を要する範囲 南側エリア現況

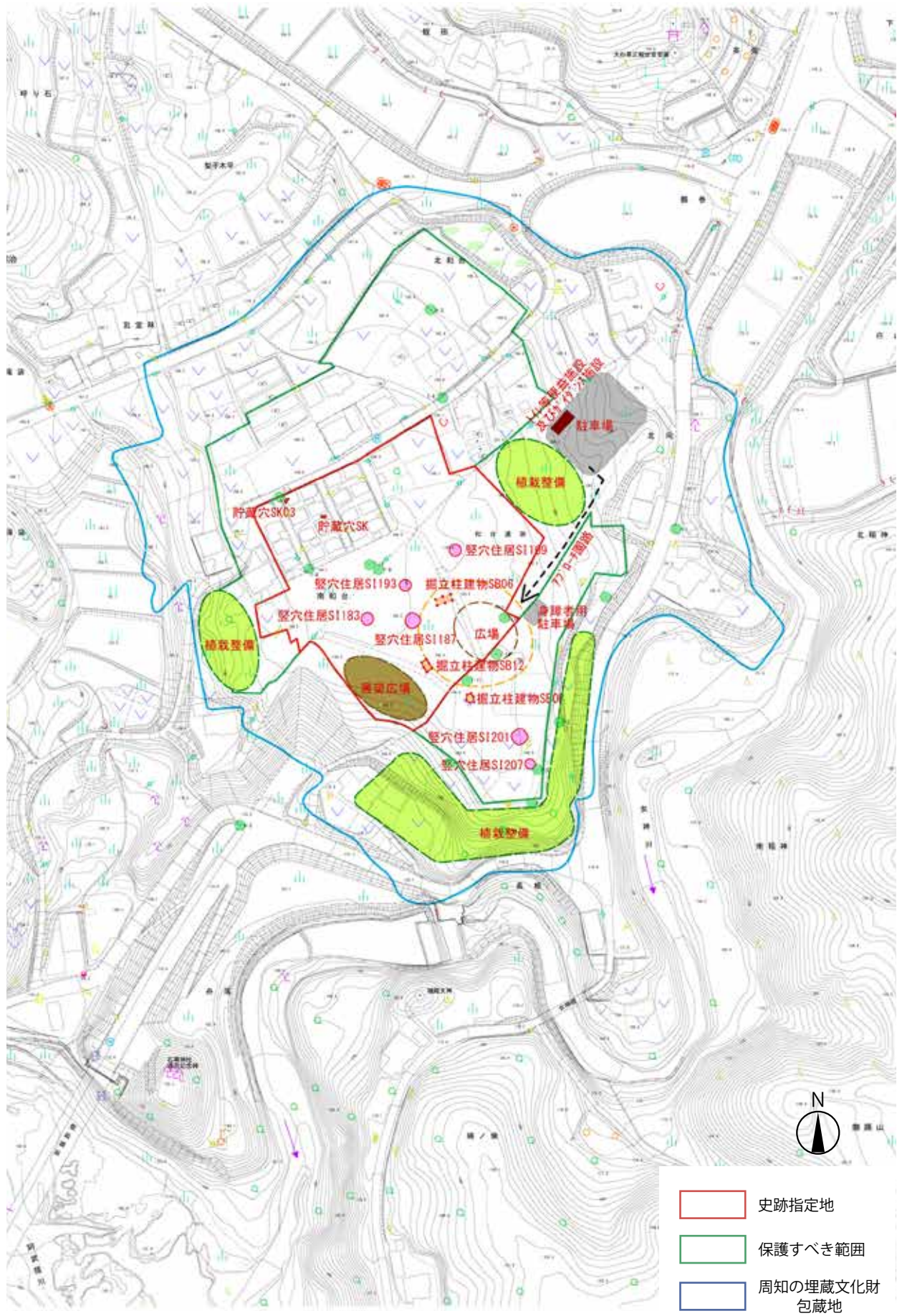


図 8-1 整備計画図案

表 8-1 整備の課題・方針・方法一覧表

| 史跡指定地                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 保護すべき範囲                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 課題                                                                                                                                                                                                                                                          | 整備の方針                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 整備の方法                                                                                                                                                                                                                                                   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・住居群遺構部分は、当時の集落の様子をできるだけ分かりやすく伝える遺構表示や復元示、解説板などが必要である。</li> <li>・電柱、架空線を指定地外へ移設するなど、景観を向上することが望まれる。</li> <li>・県道整備についてはトンネル計画がある。</li> <li>・県道整備については、住民の安全確保のため早急にトンネル計画を見直し現道拡幅を行うよう関係者に要請し協議を進める必要がある。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・整備にあたっては、遺構面に構造物の基礎や樹木の根が接しないよう構面から30cm以上の保護盛り土を行うことを基本とする。また、指定地周辺の包蔵地には斜面地があることから、自然災害によって崩落の危険が生じた場合は、関係諸機関を含む専門の有識者から意見を聴き、速やかに復旧や対策を講じることとする。</li> <li>・来訪者に本質的価値を的確に伝え理解してもらうため、計画的な集落形成を分かりやすく伝える遺構展示の整備を図る。</li> <li>・遺構展示の解説と地形環境を活かした風景の解説が同時に楽しめるサイン整備を図る。</li> <li>・県道整備についてはトンネル計画の見直しを要請する。</li> <li>・県道整備については現道拡幅の方向での整備を要請する。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定地内の保護盛り土の実施</li> <li>・斜面地の法面保護の実施</li> <li>・広場、掘立柱建物、竪穴住居の遺構の平面表示</li> <li>・貯蔵穴の平面表示</li> <li>・総合解説板、個別解説板、案内誘導サインの設置</li> <li>・A R（拡張現実）技術によるデジタル体感サービスの提供</li> <li>・県道整備については現道拡幅の方向で関係者と協議を進める。</li> </ul> |

| 周知の埋蔵文化財包蔵地範囲                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 課題                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 整備の方針                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 整備の方法                                                                                                                                                                                                                                       |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地説明会や体験学習を支援するため、本史跡の本質的価値の理解に必要な解説板や休憩施設などの施設整備が必要となるが、地域住民の生活に影響が及ばないように留意する必要がある。</li> <li>・住居群遺構部分へ行くための移動しやすい園路の整備が必要である。</li> <li>・県道整備については、住民の安全確保のため早急にトンネル計画を見直し現道拡幅を行うよう関係者に要請し協議を進める必要がある。</li> <li>・県道整備について現道拡幅の方向で関係者と協議を進めるにあたって、遺構を毀損しないよう十分な協議が必要である。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・来訪者に本質的価値を分かりやすく伝えるためのガイダンス施設の整備を図る。</li> <li>・縄文人が暮らしていた眺望に配慮した景観形成を図り、眺望を阻害しない構造物や植栽の配置とする。</li> <li>・栗などの管理栽培を連想させる植栽を行う。</li> <li>・遺構展示による施設整備だけでなく、デジタル端末等を活用した展示も検討する。</li> <li>・和台遺跡は台地の上に位置していることから、お年寄りや足の不自由な方でも訪れやすいよう、アクセス性の向上やトイレなど便益施設の整備を図る。</li> <li>・駐車場から本史跡までの案内や史跡内の散策誘導のためのサイン整備を図る。</li> <li>・必要に応じて体験プログラムに利用する材料や道具を保管する倉庫の整備を図る。</li> <li>・事前調査を行うなど、遺構の確認を行う。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイダンス施設の整備</li> <li>・展望広場の設置</li> <li>・縄文の集落景観と四季を感じることができる植栽整備</li> <li>・飯野町市街地方面の北側に駐車場を設置</li> <li>・駐車場内にトイレを設置</li> <li>・施設サインを駐車場入り口付近に設置</li> <li>・関係者協議を綿密に行い、遺構に影響が及ばないように調整を図る。</li> </ul> |

## 第9章 運営体制整備の方針・方法

和台遺跡の保存、活用、整備については、福島市が主体となり県や民間の土地所有者とも連絡調整を図りながら進めていく。

そのため、庁内では文化振興課を中心に、関係する市の部局間との連携体制を強化するとともに、保存活用計画を中長期的に進めていくための運営体制を整備していくこととする。

加えて、庁外では市民活動団体や観光関連団体、地元自治振興協議会等、飯野地区に関わる諸団体や市民との連携、協働を図る。

また、各種事業の計画、実施にあたっては、福島県や文化庁などとの連絡調整を行いながら進めることとする。

以上をふまえ、運営・体制の整備について、その方針・方法を以下に示す。

### 第1節 運営体制整備の方針

#### (1) 庁内の運営体制強化

福島市庁内の関係部局との連携に努める。

#### (2) 土地所有者との連携強化

周知の埋蔵文化財包蔵地内における土地所有者との連携に努める。

#### (3) 庁外関係団体との連携による運営体制の推進

市民・地元住民・学校・企業・研究者との連携に努める。

#### (4) 市民協働の推進

後世に渡り管理運営を持続していくため、市民協働の仕組みづくりに努める。

### 第2節 運営体制整備の方法

#### (1) 庁内運営体制の整備

現在、庁内担当課に専門職員が不在であることから、担当課に専門職員を配置し、和台遺跡の保存管理運営に関する体制を整備する。

加えて、県道拡幅・公園整備・地域活性化に関する部局とも連携し、活用に関する事業体制を整備する。

#### (2) 土地所有者との連携

福島市は保存・活用・整備について土地所有者との連絡調整を図りながら、適切な史跡の保護に資するよう支援を行うとともに、所有者変更や現状変更などの手続きについて適切に行う。

#### (3) 庁外関係団体との連携

近年、文化財の保存活用にあっては、その保存と活用に専門的な知見を必要とするものであり、所有者が全ての責務を担う形式だけでなく、外部の専門的な人材との連携を円滑化して保存活用のための取組を活性化することもできるような仕組みが必要とされている。

このことから、民間と公共が、地域の目標や大きなビジョンを共有し、相互に補完しながら協働して取り組むことが必要であり、観光関係団体や市民活動団体などに積極的に和台遺跡に関わってもらい、情報共有や事業の協働を推進するとともに、保存・活用・整備に関わる支援団体の育成に努める。

また、整備にあたってはこれまでの調査に基づき、学識者の意見を取り入れながら検討を進める。

#### （４）市民協働と地域づくり

後世に渡り、管理運営を持続していくためには市民協働が不可欠である。そのため福島市が主体となり、遺跡の巡回や点検、管理を行うとともに、管理・運営への地域住民等の参画を促進する。

これまでは、平成 20（2008）年には旧福島市と旧飯野町の合併を記念して、「和台・宮畑遺跡縄文まつり」が開催され、福島市内の縄文遺跡が連携した催事が行われており、市内の縄文遺跡の連携による教育や観光の促進を進めることが望まれる。また飯野小学校への出前授業や飯野つるし雛まつりにおける和台遺跡出土品展示など、飯野地区の住民が参加した和台遺跡の活用について実践されており、地域住民の機運も高まりつつある。また、飯野地区は、住民主体のまちづくりのイベントとして、つるし雛まつり、U F O の里まつり、U F O ストリート歩行者天国、五大院の縁日などが開催され、多くの来客があり、交流人口の拡大が見込まれている。中でも、U F O ふれあい館は、U F O の里によるまちづくりの拠点として、飯野地区の魅力を地区内外に発信している。

このような地域住民の活動の一環として、和台遺跡の整備・活用においても様々な場面での連携が期待される。

#### （５）運営体制イメージ

これらをふまえ、主体別の連携イメージについて以下に示す。

**文化財調査室：**外部団体への委託により主に福島市内の発掘調査・試掘調査を行っている。出土品は、文化財調査室敷地内と蓬萊町にある収蔵庫に保管・管理され、展示・整理・活用を図りながら保護啓発活動も行っている。

保護啓発事業としては、公共施設等での展示、体験学習の支援、専門講座実施、発掘調査現場での現地説明会も必要に応じ開催している。和台遺跡の保存活用にともなう調査や遺物展示などについて、連携を図る。

**宮畑遺跡史跡公園：**福島市内の縄文時代の史跡である宮畑遺跡は史跡公園として整備され、指定管理者が年間を通して体験プログラムやイベントの開催を企画運営し、多くの市民が訪れている。これらのノウハウを共有し、和台遺跡の保存活用体制の整備や活用プログラムの企画運営に向けた組織づくりを進める。また、宮畑遺跡の来訪者に和台遺跡を PR し、現地への誘導を図る。

**庁外関係団体：**和台遺跡の管理運営にあたっては、福島市や近隣の企業との連携を積極的に行っていくことを目指す。民間企業のノウハウを取り入れ、市内外から多くの人が訪れる管理運営の方策を検討する。

なお、上記の連携を密にし、史跡の管理・活用に関する情報の共有及び意見交換を円滑に行うために、市が中心となり、市民や企業が参加する「和台遺跡保存活用推進協議会」等の組織づくりも検討する。

**市民・地域コミュニティ：**地元住民を主体とし和台遺跡に関連する管理・活用の活動を行う「友の会」のような組織の設立を目指す。また、ボランティアガイドやイベントのサポートスタッフ等の管理運営を支える人材の育成に取り組む。

**活用推進協議会（仮）：**和台遺跡の保存・管理・活用・整備に係る広い範囲の人材から構成し、行政と民間が一体となって進めていくための組織として設立を目指す。

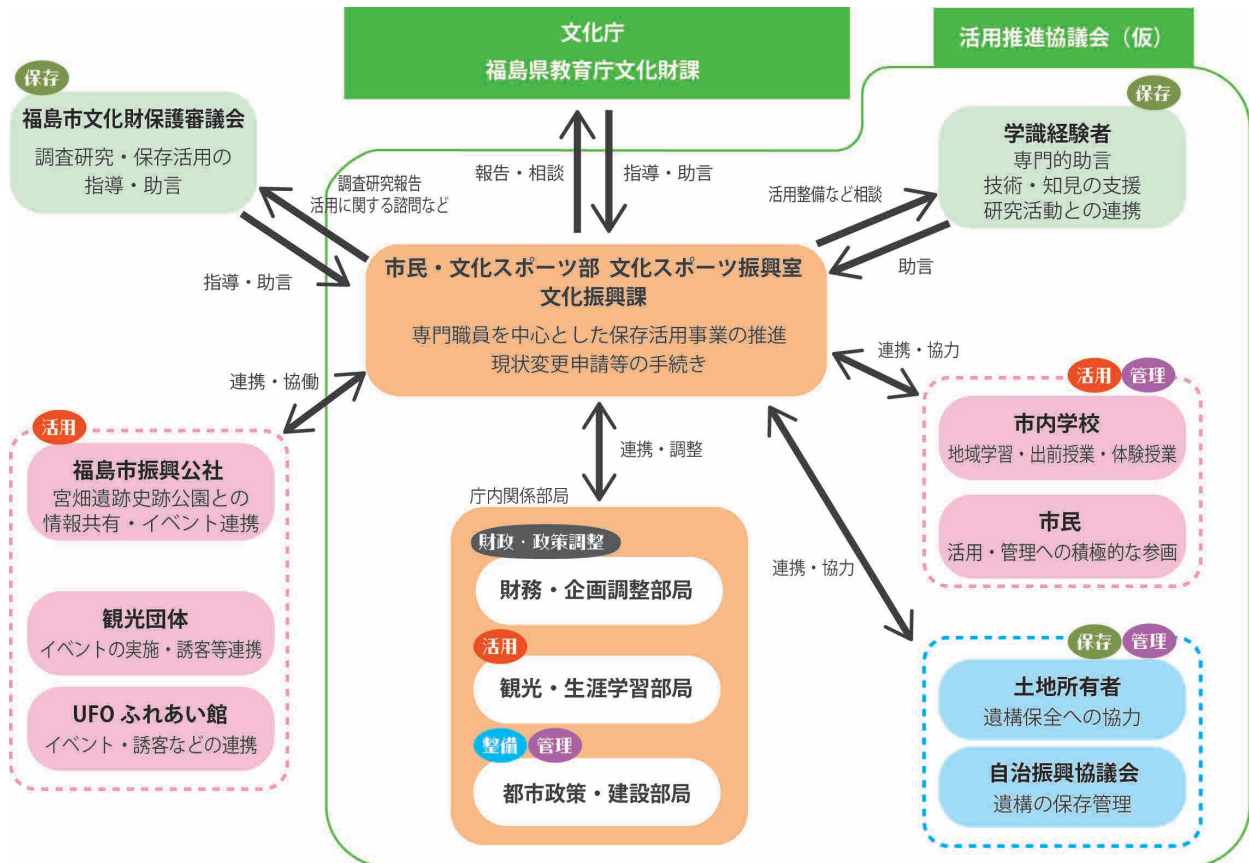


図 9-1 運営体制の組織図（案）

表 9-1 運営体制の課題・方針・方法一覧表

| 運営体制                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 課題                                                                                                                                                                                                                                               | 運営体制の方針                                                                                                                                                                                        | 運営体制の方法                                                                                                                                                                                                                                           |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>専門職員の配置など持続可能な運営体制づくりが必要である。</li> <li>身近に触れられる遺跡として、運営活動へ地域住民が気軽に協働参加できる仕組みづくりが必要である。</li> <li>多様で広範な活動参加機会の創出のため、既存の文化振興団体やまちづくり団体と連携する必要がある。</li> <li>本史跡を次世代へ継承していく上では、学校教育における学習の継続が必要である。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>福島市市内の関係部局との連携に努める。</li> <li>周知の埋蔵文化財包蔵地内における土地所有者との連携に努める。</li> <li>市民・地元住民・学校・企業・研究者との連携に努める。</li> <li>後世に渡り管理運営を持続していくため、市民協働の仕組みづくりに努める。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>担当課に専門職員を配置し、和台遺跡の保存管理運営に関する体制を整備する。</li> <li>土地所有者へ史跡の保護に資する支援を行う。</li> <li>観光関係団体や市民活動団体などと連携し情報共有や事業の協働を推進する。</li> <li>学識者の意見を取り入れながら検討を進める。</li> <li>地域住民の活動の一環として和台遺跡の整備・活用において様々な場面で連携する。</li> </ul> |

## 第10章 施策の実施計画・経過観察

### 第1節 施策の実施計画

本計画の第5章～第9章において定めた方針あるいは内容に基づき、実施計画について本章に掲載する。保存活用に関する諸事業について、重要度・緊急度を鑑み、短期（概ね5年程度）、中期（概ね10年程度）、長期（概ね11年以上）による計画区分とし、事業の優先度を示す。

#### （1）市内の運営体制強化

指定地内の遺構保護と公有地化に必要な協議を進めることは喫緊の課題であり、県道計画の見直し協議並びに市営住宅の移転に関する住宅施策の推進に着手する。また、和台遺跡の具体的な事業推進を進めるため、『和台遺跡整備基本計画』の策定並びに『福島市文化財保存活用地域計画』の策定への取り組みを進める。

周知の埋蔵文化財包蔵地を含めた遺構の維持管理は、運営体制整備と並行して行い、地震・風雪害などにより遺構が毀損しないよう努める。

#### （2）短期計画

##### ①計画等

- ・『和台遺跡整備基本計画』の策定並びに『福島市文化財保存活用地域計画』の策定を行う。
- ・指定地内にある市営住宅の移転にむけて、移転協議を進める。
- ・主要地方道川俣安達線の計画見直しについて県との協議を進める。
- ・保護すべき範囲の南側エリアについて令和10年度までの追加指定を目指す。

##### ②保存

- ・指定地内の公有地化を進めるとともに、保護すべき範囲の南側エリアについても公有地化に向けた協議を進める。

##### ③活用

- ・運用開始に向けて保存活用計画で挙げた項目について具体的な協議を進め、特にデジタル体感サービスの可能性について検討を進める。

##### ④整備

- ・指定地の公有化が完了後、市営住宅部分並びに個人住宅部分を除く範囲において、遺構の保護と活用のための広場・遺構表示の整備を行う。
- ・指定地外においてトイレ休憩施設の整備を行う。
- ・活用拠点となるガイダンス施設の整備を進める。なお、実施時期は事業全体の進捗状況により適時見直しを行うこととする。
- ・サインの整備・植栽等を進め、史跡公園として史跡指定範囲を部分的に開園する。

##### ⑤運営体制

- ・市内体制の強化を進めるとともに、市民協働による運営体制づくりを進める。
- ・活用プログラム実施にむけた運営体制づくりを進める。

### （３）中期計画

#### ①計画等

- ・市営住宅の移転を進める。
- ・保護すべき範囲の北側エリアについて追加指定に向けた協議を進める。

#### ②保存

- ・保護すべき範囲の南側エリアについて中期の初期に公有地化を進める。

#### ③活用

- ・短期計画で実施する指定地内一部公園化にともない、活用プログラムの一部運用を開始する。
- ・短期計画から引き続き、史跡公園としての活用に関する具体的な検討を行い、全体の開園に向けて活用プログラム実施の具体的な協議を進める。

#### ④整備

- ・保護すべき範囲の南側エリアの公有化が完了後、中央広場と集落遺構の形態が整うように、保護すべき範囲の南側エリアにおける遺構の保護と活用のための広場・遺構表示の整備を進める。
- ・市営住宅地において移転並びに既存建物の解体を進め、集落遺構周辺部における貯蔵穴などの遺構表示を進める。また、個人住宅の移転の進捗状況に応じて、これらの範囲においても集落遺構周辺部における貯蔵穴などの遺構表示を進める。
- ・サインの整備・植栽等を進め、史跡公園として全体を開園する。

#### ⑤運営体制

- ・短期計画から引き続き、活用プログラム実施にむけた運営体制づくりを進める。

### （４）長期計画

保護すべき範囲の北側エリアにおいては、住宅などの建築物や工作物があり、居住者が農業を営んでいることから、住宅や畑地の移転協議には時間を要することとなる。したがって、この範囲の公有化は長期的に調整を図りながら進めることとし、公有化後に整備事業を行うものとする。

表 10-1 施策の実施スケジュール（案）

|      |                                                                                                                   | 短期         |           |         |             |          |        | 中期            |         |         |        |        | 長期          |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|-----------|---------|-------------|----------|--------|---------------|---------|---------|--------|--------|-------------|
|      |                                                                                                                   | 令和5年度      | 令和6年度     | 令和7年度   | 令和8年度       | 令和9年度    | 令和10年度 | 令和11年度        | 令和12年度  | 令和13年度  | 令和14年度 | 令和15年度 | 令和16年度以降    |
| 計画等  | 保存活用計画                                                                                                            | 計画期間       |           |         |             |          |        |               |         |         |        |        | 見直し改訂       |
|      | 整備基本計画                                                                                                            |            | 計画策定      |         |             |          |        |               |         |         |        |        |             |
|      | 文化財保存活用地域計画                                                                                                       | 資料調査       | 計画策定      |         |             |          |        |               |         |         |        |        |             |
|      | 市営住宅移転                                                                                                            | 住宅施策推進     | 移転協議      |         |             |          |        | 移転            | 解体撤去    |         |        |        |             |
|      | 主要地方道川俣安達線改良                                                                                                      | 計画見直し協議    |           |         |             |          |        |               |         |         |        |        |             |
|      | 追加指定                                                                                                              | 南側保護範囲指定協議 |           |         | 南側保護範囲指定    |          |        | 北側保護範囲指定協議    |         |         |        |        |             |
|      |                                                                                                                   |            |           |         |             |          |        |               |         |         |        |        |             |
| 保存   | 土地                                                                                                                | 指定地内公有化    |           | 指定地内公有化 |             | 南側追加指定地内 |        | 南側追加指定地内      |         |         |        |        |             |
|      |                                                                                                                   | 協議         |           |         |             | 公有化協議    |        | 公有化           |         |         |        |        |             |
| 活用   | 活用プログラム等準備                                                                                                        |            | 活用具体化協議   |         | デジタル体感サービス等 |          |        | 活用プログラム一部運用開始 |         |         |        |        | 活用プログラム運用開始 |
|      |                                                                                                                   |            |           |         | 導入検討        |          |        |               |         |         |        |        |             |
| 整備   | 史跡公園整備（広場・遺構表示等）                                                                                                  | 指定内維持管理    |           | 第1期     | 第1期整備工事     |          |        | 供用開始          | 第2期     | 第2期整備工事 |        |        | 供用開始        |
|      |                                                                                                                   |            |           | 基本・実施設計 | 現市有地・県有地    |          |        |               | 基本・実施設計 | 南側追加指定地 |        |        |             |
|      | 駐車場                                                                                                               |            |           | 第1期     | 第1期整備工事     |          |        | 供用開始          | 第2期     | 第2期整備工事 |        |        | 供用開始        |
|      |                                                                                                                   |            |           | 基本・実施設計 | 現市有地・県有地    |          |        |               | 基本・実施設計 | 南側追加指定地 |        |        |             |
|      | 看板・サイン                                                                                                            |            |           | 第1期     | 第1期整備工事     |          |        | 供用開始          | 第2期     | 第2期整備工事 |        |        | 供用開始        |
|      |                                                                                                                   |            |           | 基本・実施設計 | 現市有地・県有地    |          |        |               | 基本・実施設計 | 南側追加指定地 |        |        |             |
|      | ガイダンス施設                                                                                                           |            | ガイダンス施設整備 | 基本計画    | 実施設計        | 整備工事     |        | 供用開始          |         |         |        |        |             |
| 運営体制 | 管理運営等                                                                                                             | 庁内体制強化     | 活用具体化協議   |         |             |          |        | 活用プログラム一部運用開始 |         |         |        |        | 活用プログラム運用開始 |
|      |                                                                                                                   | 市民協働体制づくり  |           |         |             |          |        |               |         |         |        |        |             |
| 備考   | 1.指定地内にある市営住宅部分並びに個人住宅地については、第1期整備工事から除き、第2期整備工事で行う。<br>2.令和16年以降の長期計画として継続するものとして、北側保護範囲の公有地化・基本計画・基本設計・実施設計を予定。 |            |           |         |             |          |        |               |         |         |        |        |             |

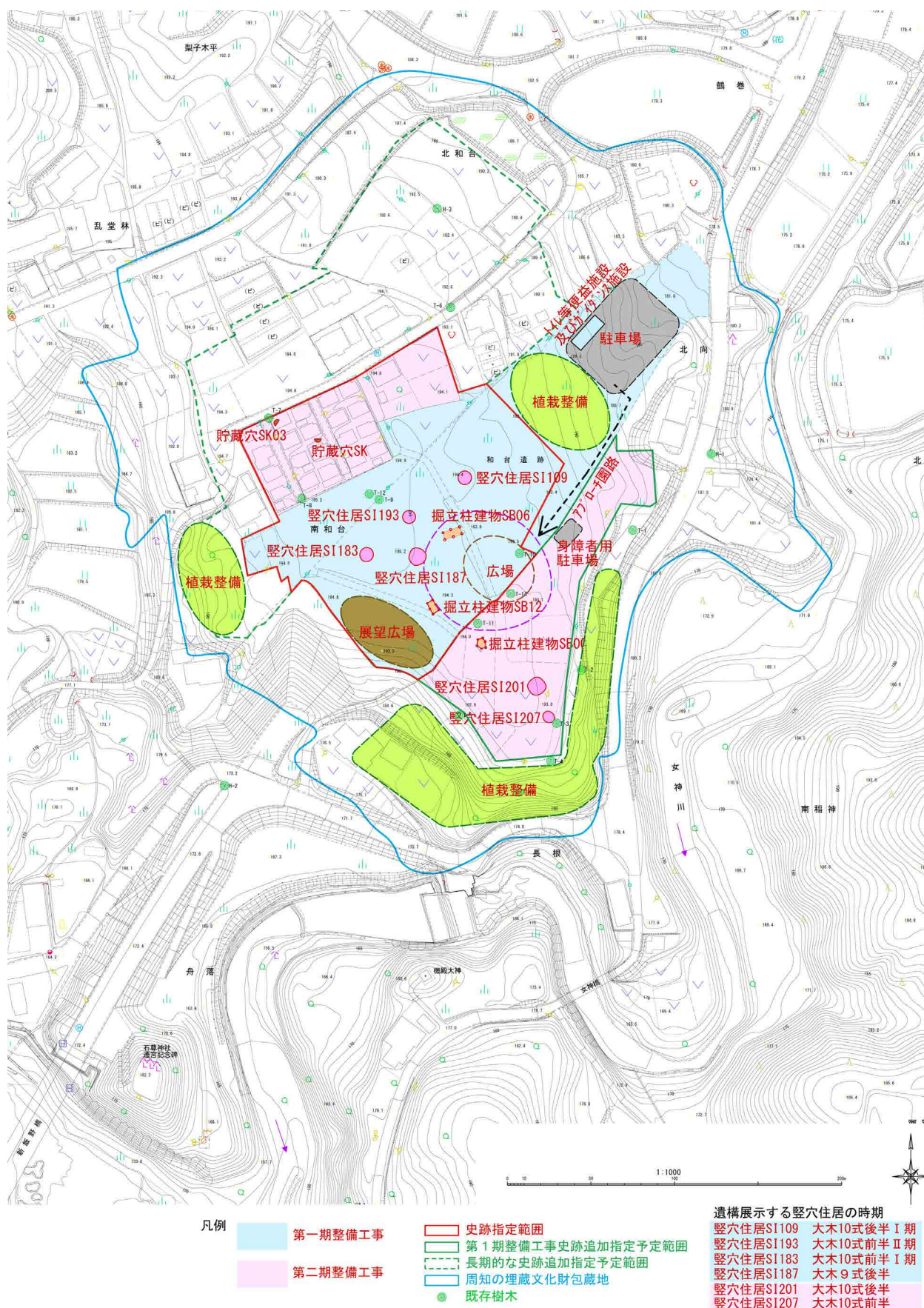


図 10-1 整備工事図

## 第2節 施策の経過観察

### (1) 施策の経過観察の方向性

本計画に基づく各種事業は、和台遺跡の史跡としての本質的価値を十分に理解し、第5章に掲げた基本理念・基本方針を踏まえながら着実に実施していく。

史跡の保存と有効活用は将来にわたって長期的、継続的に取り組むべきものであることから、定期的に本計画の大綱と基本方針に立ちかえって現況を把握し、問題点や課題を再確認し、事業計画を見直ししていくこととする。

### (2) 施策の経過観察の方法

実施施策の進捗状況を把握するため、保存・活用・整備・運営・体制のチェック項目ごとにその方法を整理し、点検項目として年一回その達成度等について検証する。

なお、検証については活用推進協議会等の組織が行う想定とする。

また、検証結果については、計画の修正や見直しに反映させていくものとする。

表 10-2 チェック項目（案）

|    | チェック項目                                                             |
|----|--------------------------------------------------------------------|
| 保存 | 史跡指定地内                                                             |
|    | 遺構・遺物は適切な方法で確実に保護されているか。                                           |
|    | 出土遺物等の管理は良好な環境下でなされているか、台帳管理はされているか。                               |
|    | 崩落等の危険性のある斜面部において定期的に巡回し、必要な対策を講じているか。                             |
|    | 史跡指定地外                                                             |
|    | 必要に応じた調査・保存がなされているか。                                               |
|    | 周辺の自然について、その変化を把握し必要な対策を講じているか。                                    |
| 活用 | 住民参加                                                               |
|    | 史跡を含め周辺の環境保全のため地域住民の意識醸成及び積極的な参加を推進しているか。                          |
|    | 学校教育等                                                              |
|    | 小学校、中学校、高等学校、大学それぞれの興味や理解力に応じた活用や連携が図られているか。                       |
|    | 地域・市民に向けた活用                                                        |
|    | 市民が気軽に和台遺跡を体験して学ぶ場を提供しているか。                                        |
|    | 学習センターや地域コミュニティと連携した取組や、より多くの市民が和台遺跡を活用できる機会を創出できているか。             |
|    | 担い手となる人材の発掘・育成に取り組んでいるか。                                           |
|    | 観光資源としての活用                                                         |
|    | 市内外の人々に和台遺跡を広く知ってもらい、多くの人々が訪れるよう誰もが楽しむことができるイベント等が企画・実施されているか。     |
|    | 自然環境を活かした縄文時代の暮らしを体験できるプログラムが企画・実施されているか。                          |
|    | 情報発信とPR                                                            |
|    | 学習センターや地域コミュニティと共同の広報活動は実施されているか、また、宮畑遺跡史跡公園や市内各施設での情報発信活動を行っているか。 |

|      |                          |                                           |
|------|--------------------------|-------------------------------------------|
| 整備   | 活用のための整備（史跡指定地内）         |                                           |
|      |                          | 拠点的な大規模集落跡や貴重な遺構・遺物を分かりやすく伝えられる整備になっているか。 |
|      | 活用のための整備（史跡指定地周辺）        |                                           |
|      |                          | 縄文の生活を体験できる整備がされているか。                     |
|      |                          | 眺望を活かした整備がされているか。                         |
|      |                          | 日常利用できる遊歩道等が整備されているか。                     |
|      | 活用のための整備（飯野地区の資料館～史跡指定地） |                                           |
|      |                          | 誰もが史跡へアクセスしやすい整備がされているか。                  |
|      |                          | 飯野地区の施設を活用し、遺跡の解説案内を行う整備がされているか。          |
| 運営体制 | 関係機関との連携・協力など            |                                           |
|      |                          | 庁内の関係部局との意見交換、連携・協力を図りながら事業を進めているか。       |
|      |                          | 国・県との連絡調整を図り、協力を得ながら事業を進めているか             |
|      |                          | 庁外関係団体と連携して事業を進めているか。                     |
|      |                          | 市民や地域コミュニティ等と連携して事業を進めているか。               |



## 史跡和台遺跡 保存活用計画

令和5年3月

編集・発行 福島市

〒960-8601 福島県福島市五老内町3番1号

電話：024-525-3785 FAX：024-536-2128

編集協力 株式会社グリーンシグマ

〒950-2042 新潟県新潟市西区坂井700番地1

電話：025-211-0010 FAX：025-269-1134

印刷・製本 株式会社山川印刷所

〒960-2153 福島県福島市庄野清水尻1-10

電話：024-593-2221 FAX：024-593-5455

